

目 次

(平成 27 年)

第 3 回臨時会

第 1 日目 (5 月 11 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 28 号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (建築附帯外構工事) 請負契約	3
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	4
承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	23
承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて	27
同意第 2 号 教育委員会委員の任命について	30
報告第 2 号 専決処分の報告について	31

第 4 回定例会

第 1 日目 (6 月 12 日)

会議録署名議員の指名	35
会期の決定	35
諸般の報告	35
行政報告	36
議案第 29 号 中城村景観条例	39
議案第 30 号 平成 27 年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号)	50
議案第 31 号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約	53
議案第 32 号 中城村図書・A V 資料等物品購入契約	54
議案第 33 号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (建築工事) 改定契約	55
報告第 3 号 平成 26 年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について	56
報告第 4 号 平成 26 年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について	57
報告第 5 号 中城村国民保護計画の作成について	58

第 2 日目 (6 月 13 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (6 月 14 日) 休 会 (日)

第4日目(6月15日)

議案第29号 中城村景観条例	63
議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第1号)	64
議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約	65
議案第32号 中城村図書・AV資料等物品購入契約	66
議案第33号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築工事)改定契約	66

第5日目(6月16日)

一般質問

11番 新垣光栄 議員	71
3番 大城常良 議員	83
9番 新垣徳正 議員	93

第6日目(6月17日)

一般質問

7番 金城章 議員	101
6番 新垣貞則 議員	107
8番 伊佐則勝 議員	116
10番 安里ヨシ子 議員	119

第7日目(6月18日)

陳情第3号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	129
意見書第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める 意見書	130
閉会中の継続審査申出書	132
請願第1号について中間報告を求める動議	133
請願第1号について審査に期限をつけることの動議	133

第3回 臨時会

平成27年第3回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成27年5月11日

会 期 1 日間

閉 会 平成27年5月11日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	5月11日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第28号、承認第2号、3号、4号、同意第 2号の説明、質疑、討論、採決 報告第2号の説明 <div style="text-align: right;">閉会</div>

平成27年第3回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成27年5月11日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成27年5月11日（午前10時00分）		
	閉会	平成27年5月11日（午前11時29分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠席	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	4番	屋良清		
会議録署名議員	12番	新垣博正	13番	仲座勇
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	伊波正明
健康保険課長	比嘉健治			

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事）請負契約
第 4	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
第 5	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
第 6	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
第 7	同意第2号 教育委員会委員の任命について
第 8	報告第2号 専決処分の報告について

議長 與那覇朝輝 おはようございます。ただいまより平成27年第3回中城村議会臨時会を開会いたします。

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時25分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番 新垣博正議員及び13番 仲座 勇議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日5月11

日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日5月11日の1日間に決定しました。

続きまして、日程第3 議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築附帯外構工事)請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築附帯外構工事)請負契約について御提案申し上げます。

#### 議案第28号

#### 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築附帯外構工事)請負契約について

護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築附帯外構工事)の請負契約を、下記のとおり締結することについて議会の議決を求める。

#### 記

1. 契約の目的 : 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築附帯外構工事)
2. 契約金額 : 金52,974,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 : 金 3,924,000 円
3. 契約の相手方 : 住所 沖縄市字登川2989番地  
株式会社 基土木  
代表取締役 仲宗根 勇

平成27年5月11日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事）の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

附帯資料といたしまして、請負契約書、内訳書、図面等がありますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時28分）

~~~~~

再開（10時40分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにごございますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事）請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事）請負契約は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月11日提出

中城村長 浜田京介

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。それに伴い中城村税条例等の一部を改正する必要が生じたため専決処分しましたので報告します。

中城村告示第7号

専 決 処 分 書

中城村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例の一部改正

第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">（均等割の税率）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>ホ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。</u>以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、<u>村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与</u></td> <td style="text-align: center;">年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	（略）		ホ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。</u> 以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、 <u>村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与</u>	年額 5万円	<p style="text-align: center;">（均等割の税率）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>ホ 資本金等の額（<u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）</u>）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	（略）		ホ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下	年額 5万円
法人の区分	税率												
（略）													
ホ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。</u> 以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、 <u>村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与</u>	年額 5万円												
法人の区分	税率												
（略）													
ホ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下	年額 5万円												

改正後	改正前								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="228 262 630 430">又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</td> <td data-bbox="630 262 792 430"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="228 430 792 472">(略)</td> </tr> </table>	又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="829 262 1230 472">であるものうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</td> <td data-bbox="1230 262 1393 472"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="829 472 1393 535">(略)</td> </tr> </table>	であるものうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		(略)	
又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの									
(略)									
であるものうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの									
(略)									
<p>3 (略)</p> <p>4 <u>資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。</u></p> <p>(法人の村民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及</p>	<p>3 (略)</p> <p>(法人の村民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この</p>								

改正後	改正前
<p>び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續) 第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日</u>(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎と</p>	<p>項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續) 第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる</p>

改正後	改正前
<p>なる期間から控除する。</p> <p>(村民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって村民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を<u>添付</u>して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の10</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の10</u>までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の10</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合において</p>	<p>期間から控除する。</p> <p>(村民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって村民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を<u>添附</u>して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の9</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の9</u>までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の9</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合において</p>

改正後	改正前
<p>は、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに村長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 村長は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当する固定資産のうち、村長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を<u>添付</u>して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>は、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに村長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 村長は、<u>次の各号の一に</u>該当する固定資産のうち、村長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を<u>添附</u>して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 村長は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当する軽自動車等については、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに</u>、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 村長は、<u>次の各号の一に</u>該当する軽自動車等については、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに</u>、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法</p>

改正後	改正前
<p>283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の<u>者</u>に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示(村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 村長は、<u>次の各号のいずれかに</u>該当する土地又はその取得のうち、<u>村長</u>において</p>	<p>律第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の<u>もの</u>に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>3 第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示(村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 村長は、<u>次の各号の一に</u>該当する土地又はその取得のうち村長において必要が</p>

改正後	改正前
<p>必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>あると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第3条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）<u>において</u>、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>（個人の村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）</u></p> <p>第5条 <u>法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第3条の3の2 平成22年度から<u>平成39年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成29年</u>までの各年である場合に限る。）<u>においては</u>、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条 <u>削除</u></p>

改正後	改正前
<p>規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出も含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた</p>	

改正後	改正前
<p><u>市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>7 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p><u>8 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>（土地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>（<u>平成28年度又は平成29年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第6条の2 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>（土地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>（<u>平成25年度又は平成26年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件</p>

改正後	改正前
<p>からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>であって、<u>平成29年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第8条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい</p>	<p>からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地</u>であって、<u>平成26年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第8条 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい</p>

改正後	改正前
<p>て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

改正後	改正前
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第8条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18</u></p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第8条の3 <u>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定</u></p>

改正後	改正前
<p>条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
(略)	(略)
<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>

改正後	改正前															
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><u>（軽自動車税の税率の特例）</u></p> <p>第12条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1549 776 1789"> <tr> <td data-bbox="240 1549 418 1600">第82条第2号ア</td> <td data-bbox="418 1549 597 1600">3,900円</td> <td data-bbox="597 1549 776 1600">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="418 1600 597 1650">6,900円</td> <td data-bbox="597 1600 776 1650">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="418 1650 597 1701">10,800円</td> <td data-bbox="597 1650 776 1701">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="418 1701 597 1751">3,800円</td> <td data-bbox="597 1701 776 1751">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="418 1751 597 1789">5,000円</td> <td data-bbox="597 1751 776 1789">1,300円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関</p>	第82条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第12条 削除</p>
第82条第2号ア	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														

改正後	改正前																														
<p>の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="240 625 776 865"> <tr> <td>第82条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1318 776 1558"> <tr> <td>第82条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	第82条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	
第82条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	10,800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													
第82条第2号ア	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	10,800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													

中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正

第2条 中城村税条例の一部を改正する条例（平成26年中城村条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																														
<p>第1条 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>附則第12条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</u></p> <p><u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">第82条第2号ア</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行</p>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>第1条 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>附則第12条を次のように改める。</u></p> <p><u>（軽自動車税の税率の特例）</u></p> <p>第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">第82条第2号ア</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行</p>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第82条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第82条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

改正後	改正前																		
<p>する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中城村税条例第82条第2号アの改正規定(「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。)</u>並びに<u>附則第4条第1項及び第6条(改正後の中城村税条例(以下「新条例」という。)附則第12条に係る部分を除く。)</u>の規定 平成27年4月1日</p> <p>(3) <u>中城村税条例第23条、第48条、第52条第1項、第82条第1号の改正規定、同条第2号ア(「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。)</u>及び<u>イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに附則第12条の改正規定並びに次条第6項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(新条例附則第12条に係る部分に限る。)</u>の規定 平成28年4月1日</p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第82条第2号ア(「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>新条例第82条第1号、第2号ア(「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。)</u>及び<u>イ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 本文(略)</p> <table border="1" data-bbox="240 1738 776 1885"> <tr> <td>新条例第82条第</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>2号ア</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table>	新条例第82条第	3,900円	3,100円	2号ア	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円	<p>する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中城村税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(改正後の中城村税条例(以下「新条例」という。)附則第12条に係る部分を除く。)</u>の規定 平成27年4月1日</p> <p>(3) <u>中城村税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第12条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第12条に係る部分に限る。)</u>の規定 平成28年4月1日</p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 本文(略)</p> <table border="1" data-bbox="847 1738 1383 1885"> <tr> <td>新条例第82条第</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>2号ア</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table>	新条例第82条第	3,900円	3,100円	2号ア	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円
新条例第82条第	3,900円	3,100円																	
2号ア	6,900円	5,500円																	
	10,800円	7,200円																	
新条例第82条第	3,900円	3,100円																	
2号ア	6,900円	5,500円																	
	10,800円	7,200円																	

改正後			改正前				
		3,800円	3,000円				
		5,000円	4,000円				
新条例附則第12条第1項の表以外の部分	第82条	中城村税条例の一部を改正する条例（平成26年中城村条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条		新条例附則第12条の表以外の部分	第82条	中城村税条例の一部を改正する条例（平成26年中城村条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	
新条例附則第12条第1項の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア		新条例附則第12条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	
		3,900円	3,100円			3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円			6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円			10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円			3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円			5,000円	4,000円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中中城村税条例の一部を改正する条例附則第1条第2号及び第3号並びに第4条の改正規定は公布の日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の規定は、村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第5条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第5条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第6条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第12条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

詳細についてはまた御説明させていただきます。
す。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時43分）

~~~~~

再開（10時56分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例等の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて承認を求めます。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月11日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正、及び施行期日の一部改正に伴い、中城村国民健康保険条例の一部を改正し、平成27年4月1日から適用する必要があるため、専決処分しましたので報告します。

中城村告示第9号

専決処分書

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

中城村長 浜田京介

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（課税額）<br/>第2条（略）<br/>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が</p> | <p>（課税額）<br/>第2条（略）<br/>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>520,000円を超える場合においては、基礎課税額は520,000円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は<u>160,000円</u>とする。</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には<u>520,000円</u>）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合は<u>170,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には<u>160,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p> | <p>510,000円を超える場合においては、基礎課税額は510,000円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>140,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は<u>140,000円</u>とする。</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>510,000円</u>を超える場合には<u>510,000円</u>）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合は<u>160,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>140,000円</u>を超える場合には<u>140,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>260,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ～ヘ（略）</p> <p>（3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき470,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> | <p>245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ～ヘ（略）</p> <p>（3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき450,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> |

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第1条に次のただし書きを加える。

ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は平成28年1月1日から施行する。

専決処分報告書等がございますので、御参照  
 いただきたいと思います。詳細について、また  
 説明をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（10時59分）

~~~~~

再 開（11時13分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質
 疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
 す承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定
 によって委員会付託を省略したいと思います。
 御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
 したがって、承認第3号は委員会付託を省略し
 ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求め
ることについて(中城村国民健康保険税条例の
一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、承認第3号 専決処分の承認を求
めることについて(中城村国民健康保険税条例

の一部を改正する条例)は原案のとおり承認さ
れました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求
めることについて(平成26年度中城村国民健康
保険特別会計補正予算(第5号))を議題とし
ます。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第4号 専決処分の承
認を求めることについて御報告と承認を求めま
す。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年5月11日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、歳入、及び歳出の予
算に不足が生じ、急施を要したため、専決処分しましたので報告します。

中城村告示第13号

専 決 処 分 書

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を地方自治法(昭和22年法律第67
号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,455,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		357,221	451	357,672
	1 国民健康保険税	357,221	451	357,672
4 国庫支出金		1,013,243	7,772	1,005,471
	1 国庫負担金	622,617	2,919	625,536
	2 国庫補助金	390,626	10,691	379,935
5 療養給付費交付金		75,829	3,698	72,131
	1 療養給付費交付金	75,829	3,698	72,131
7 県支出金		188,585	445	189,030
	2 県補助金	169,323	445	169,768
10 繰入金		292,927	11,741	304,668
	1 他会計繰入金	292,926	11,741	304,667
12 諸収入		5,707	230	5,477
	1 延滞金・加算金及び過料	2,502	120	2,622
	4 雑入	3,203	350	2,853
歳入合計		2,454,207	937	2,455,144

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,766	1,018	35,748
	1 総務管理費	29,082	264	28,818
	2 徴税費	7,636	706	6,930
	3 運営協議会費	48	48	0
2 保険給付費		1,492,258	2,879	1,495,137
	1 療養諸費	1,259,905	11,589	1,271,494
	2 高額療養費	215,759	6,850	208,909
	4 出産育児諸費	16,172	1,780	14,392
	5 葬祭諸費	420	80	340
8 保健事業費		31,243	290	30,953
	1 特定健康診査等事業費	14,065	237	13,828
	2 保健事業費	17,178	53	17,125
11 諸支出金		25,158	285	24,873
	1 償還金及び還付加算金	25,157	285	24,872
12 予備費		9,825	349	9,476
	1 予備費	9,825	349	9,476
歳出合計		2,454,207	937	2,455,144

なお、専決処分書等がございます。そして詳細はまた説明をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時16分)

~~~~~

再開(11時22分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第4号 専決処分の承認を  
求めることについて(平成26年度中城村国民健康  
保険特別会計補正予算(第5号))は原案のと  
おり承認されました。

日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任  
命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第2号 教育委員会委  
員の任命について同意を求めます。

## 同意第2号

### 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字津覇  
氏 名 平 敷 善 盛  
生年月日 昭和24年生

平成27年5月11日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

教育委員会委員の辞職により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により新たに教育委員会委員を任命する必要がある。

履歴書、職歴などが添付されておりますので、  
御参照いただきたいと思います。以上でござい  
ます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩(11時26分)

~~~~~

再 開(11時29分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

(新垣善功議員退場)

議長 與那覇朝輝 これから同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

(新垣善功議員入場)

議長 與那覇朝輝 日程第8 報告第2号 議会の議決を経た工事請負契約(クラブハウス)の改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第2号 専決処分の報告についてを御報告いたします。

報告第2号

専決処分の報告について

クラブハウス施設整備工事の改定契約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年5月11日提出

中城村長 浜田京介

理由

クラブハウス施設整備工事において、運営管理上セキュリティシステムを整備する必要があり、工事完了後の施工では、仕上げに不具合が出るため、工期内に改定契約を締結するため専決処分しました。

専決第1号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和59年3月29日議会の議決により指定された議会の議決を経た工事請負契約について、契約金額の変更に係る工事請負契約について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月23日

中城村長 浜田京介

専決処分書、契約書の写し、内訳書等がありますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで報告を終わります。休憩します。

休憩（11時26分）

~~~~~

再開（11時29分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかにありますか。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

閉会（11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 仲 座 勇

# 第4回 定例会

## 平成27年第4回中城村議会定例会会期日程表

開 会   平成27年6月12日

会 期 7 日間

閉 会   平成27年6月18日

| 日 次 | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会議名 | 事 項                                                                                 |
|-----|-------|----|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日 | 6月12日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告<br>議案第29号、30号、31号、32号、33号に対する説明<br>報告第3号、4号、5号に対する説明 |
| 第2日 | 6月13日 | 土  | \     | 休 会 |                                                                                     |
| 第3日 | 6月14日 | 日  | \     | 休 会 |                                                                                     |
| 第4日 | 6月15日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 議案第29号、30号、31号、32号、33号に対する<br>質疑、討論、採決                                              |
| 第5日 | 6月16日 | 火  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問                                                                                |
| 第6日 | 6月17日 | 水  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問                                                                                |
| 第7日 | 6月18日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 請願・陳情等 委員長報告、質疑、討論、採決<br>閉会                                                         |

## 平成27年第4回中城村議会定例会（第1日目）

|                        |               |                      |                  |       |
|------------------------|---------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成27年6月12日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開会            | 平成27年6月12日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会            | 平成27年6月12日（午前11時41分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番            | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番            | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番            | 大城常良                 | 11番              | 欠席    |
|                        | 4番            | 欠員                   | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番            | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番            | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番            | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 11番           | 新垣光栄                 |                  |       |
| 会議録署名議員                | 14番           | 新垣善功                 | 15番              | 宮城重夫  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長           | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長          | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長        | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長兼生涯学習係長    | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                 | 教育総務課長主幹         | 伊波正明  |
| 健康保険課長                 | 比嘉健治          |                      |                  |       |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                       |
|------|-------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                |
| 第 2  | 会期の決定                                     |
| 第 3  | 諸般の報告                                     |
| 第 4  | 行政報告                                      |
| 第 5  | 議案第29号 中城村景観条例                            |
| 第 6  | 議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第1号）             |
| 第 7  | 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約                 |
| 第 8  | 議案第32号 中城村図書・AV資料等物品購入契約                  |
| 第 9  | 議案第33号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）改定契約           |
| 第 10 | 報告第3号 平成26年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について         |
| 第 11 | 報告第4号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 12 | 報告第5号 中城村国民保護計画の作成について                    |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成27年第4回中城村議定例会を開会いたします。

休憩します。

休憩（10時00分）

~~~~~

再開（10時05分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これから本日の会議を開きます。

（10時00分）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番 新垣善功議員及び15番 宮城重夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月12日から6月18日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、今議会の会期は本日6月12日より6月18日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成27年3月6日より、平成27年6月11日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成27年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会及び東部清掃施設組会議会報告について

それぞれの議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元

に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情及び意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書は3件受理し、6月9日の議会運営委員会で協議した結果、『子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請』は文教社会常任委員会へ付託します。他2件は資料配布にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

4月30日（木）定例理事会及び平成27年度沖縄振興拡大会議が自治会館で開催され、議長が出席しております。

5月25日（月）～27日（水）第40回町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長が参加しております。

5 中部地区町村議会議長会関係について

4月17日（金）定例総会が中城村で開催され、議長、事務局長が出席しております。5月12日（火）～15日（金）県外視察研修が青森県（三沢市・鶴田町）で開催され、議長、事務局長が参加しております。

6 その他

3月8日（日）第16回中城村老人・婦人合同スポレク交流会がごさまる陸上競技場で開催され、議長が出席しております。

3月11日（水）ごさまるエネルギープロジェクト会議が中城村役場で開催され、議長が出席しております。

3月13日（金）第67回中城中学校卒業式が開催され、議長他議員が出席しております。

3月20日（金）中城小・津覇小・中城南小学校の卒業式が開催され、議長他議員が出席しております。

3月21日（土）第75回中部広域市町村圏事務組合議会が中部広域市町村圏事務組合で開催され、議長が出席しております。

4月8日（水）中城中学校入学式が開催さ

れ、議長他議員が出席しております。

4月9日(木)中城小・津覇小・中城南小学校の入学式が開催され、議長他議員が出席しております。

4月18日(土)中城村文化協会総会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

4月26日(日)中城村婦人連合会定期総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

5月1日(金)・8日(金)・11(月)・21日(木)議会だより編集特別委員会が開催されております。

5月10日(日)第35回母の日コンサートが吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

5月15日(金)TPP交渉における国益の確保を求める沖縄県民集会在浦添市でだこホールで開催され、議員が参加しております。

5月20日(水)中城村商工会通常総会が中城村商工会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

5月29日(金)第39回沖縄県消防救助技術指導会が沖縄県消防学校で開催され、議長が出席しております。

6月1日(月)中城村育英会理事会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

6月1日(月)中城村青少年育成村民会議定期総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

6月4日(木)総務常任委員会が開催されております。

6月7日(日)中城村身体障害者福祉協会総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

6月11日(木)第32回中部振興会総会が北

中城村で開催され、議長が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

休憩します。

休 憩(10時12分)

~~~~~

再 開(10時13分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 では、行政報告を行います。1枚のやつで、まず最初行政報告をさせていただきます。抜粋して御報告申し上げます。

まず3月から5月の3カ月間についての行政報告でございます。

3月8日の日曜日には、老人・婦人スポレク交流大会に参加をさせていただいております。

3月11日には、3.11地震・津波避難訓練が泊と久場で行われました。参加をさせていただいております。

3月20日には、津覇小学校の卒業式に参加をしております。

4月に入りまして、4月3日、花と緑のまちづくりコンクール表彰式に参加をいたしまして、本村からは久場美ら島あしばな会が第1位相当の理事長賞を受賞しております。同じく、登又婦人会がグリーンフェスタ会長賞、これは第3位に相当いたしますけれども、1位と3位を本村のほうで表彰を受けております。

4月13日には、日本赤十字、地区・分区長会議がラグナガーデンホテルでありまして、例年どおりといいますか、例年、もう当たり前になりましたけれども、中城村のほうでは100%以上の写真の募集が実現していると、非常にお褒めの言葉をいただいております。

同じく4月30日です。「県民の警察官」表彰式に参加をいたしました。その後、同じく30日には、平成27年度の沖縄県振興拡大会議が開か

れまして、県の人口増計画及び子育て支援について活発な意見が交わされております。

5月1日には、沖縄電力のガス供給事業開始式に参加をいたしております。

5月11日には、建白書の実現に関するその村民会議の設立総会が吉の浦会館で行われまして、300人以上の参加者のもと、設立総会に参加をいたしました。

5月17日には、それを受けてこの県民大会です。セルラースタジアム、今、新基地建設反対についての県民大会に参加をしております。

5月18日には、サンライズ推進協議会。これは御承知のとおり、MICE誘致に関するものでの設立でございますけれども、サンライズ推進協議会がしっかりと役を果たしたといえますか、今後、これからまた東海岸の発展について頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

次に主要施策の執行状況調書、平成27年度の第1・四半期分でございます。

ページをめくっていただきまして、1ページのほうから、まず議会事務局、11節、これは事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。11節、議会だより印刷製本業務、平成27年4月30日、随意契約、99万3,600円、沖印社。

2ページの企画課のほうでございます。11節、平成27年度広報なかくす印刷製本業務、平成27年4月1日、指名競争入札、330万4,800円、光文堂コミュニケーション株式会社。13節、社会保障・税番号制度システム整備事業、団体内統合利用番号連携サーバー構築業務、これは総務省です。平成27年3月19日、随意契約、455万7,000円、株式会社オーシーシー。同じく13節、社会保障・税番号制度システム整備事業、基幹系システム改修業務（厚生労働省）、平成27年5月25日、随意契約、1,137万7,800円、株

式会社オーシーシー。14節、基幹系システム使用契約、平成27年4月1日、随意契約、2,661万768円、株式会社オーシーシー。

続いて税務課。13節、電算処理業務委託、平成27年4月1日、随意契約、395万1,952円、株式会社オーシーシー。

農林水産課。13節、島にんじん栽培研究事業、平成27年5月8日、随意契約、340万1,312円（99.9%）、国立大学法人琉球大学。15節、久場地区土砂崩壊防止工事（26-2工区）、平成27年3月31日、指名競争入札、3,187万1,880円（93.2%）、有限会社渡久地建設。

続いて都市建設課。12節、不動産鑑定評価及び画地算定業務（村道若南線道路整備事業）、平成27年4月1日、随意契約、107万8,920円、株式会社国土鑑定センター。13節、平成27年度調査業務（その1）、平成27年4月17日、随意契約、594万円（89.9%）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成27年度南上原地区道路台帳作成委託業務、平成27年4月17日、随意契約、712万8,000円（89.1%）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成27年度南上原地区産業廃棄物収集運搬処理委託業務（その1）、平成27年4月20日、随意契約、85万4,280円、これは見積もりです。裕起リサイクル。同じく13節、平成27年度調査業務（その2）、平成27年4月24日、随意契約、90万7,200円（84.7%）、株式会社大宝エンジニア。

同じく13節、平成27年度南上原地区不動産鑑定委託業務、平成27年4月28日、随意契約、58万2,120円、株式会社沖縄不動産総合鑑定所。これも見積もりでございます。14節、安里中央線伐木工事、平成27年5月8日、随意契約、87万4,800円、有限会社津城電気工事。15節、護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事）、平成27年4月27日、指名競争入札、5,297万4,000円（92.9%）、株式会社基土木。15節、南上原地区坂田線整備工事（27-1工区）、平

成27年4月27日、指名競争入札、3,636万8,850円(89%)、ミナミ建設株式会社。16節、平成27年度転落防止柵設置工事、平成27年4月17日、指名競争入札、205万2,000円(76%)、株式会社沖永開発。

22節、物件補償、平成27年4月24日、随意契約、3,023万4,700円、これは南上原地内でございます。

上下水道課。13節、中城村公共下水道現場技術委託業務、平成27年5月20日、指名競争入札、1,166万4,000円(97.2%)、株式会社双葉測量設計。15節、南上原地内公共下水道工事(27-1工区)、平成27年5月20日、指名競争入札、2,683万8,000円(99.4%)、仲真設備工業。

生涯学習課。13節、中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託業務、平成27年4月1日、随意契約、88万5,600円、株式会社ドットソリューションズ。13節、村民体育館アリーナリコーディング作業委託業務、平成27年5月20日、随意契約、57万2,400円、琉球総合ビル管理株式会社。15節、吉の浦公園内園路修復工事、平成27年3月12日、随意契約、63万7,200円、有限会社伊礼組。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩(10時23分)

~~~~~

再 開(10時26分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて教育長の行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。それでは教育行政報告をいたします。平成27年3月から平成27年5月までの報告になります。

3月11日、中城村地震・津波避難訓練に参加いたしました。久場と泊自治会で行われましたが、私は泊自治会のほうに参加しております。訓練を通して村民一人一人が災害に対して十分

な準備を講じることができるよう意識の高揚を図り、知識を得る機会とするというのが目的です。

3月13日、第67回中城中学校卒業式に参加いたしました。143名の生徒が卒業しております。

3月18日、中城幼稚園修了式に参加いたしました。59名が修了しております。

3月20日、中城小学校の卒業式に参加いたしました。65名が卒業しております。同じ日に第3回定例教育委員会会議を行っております。教育委員会人事、学校医、歯科医、薬剤師の委嘱、それから幼稚園預かり保育、保育料の規則、社会教育委員の委嘱について審議を行っております。

3月30日、第4回臨時教育委員会会議で教育委員の辞職同意について審議をしております。

3月31日、退職職員辞令交付。

4月1日、教育委員辞令交付式。仲松委員が再任をされております。第5回臨時教育委員会会議において教育委員長に仲松敏成氏、委員長職務代理者に仲村春吉氏に決まりました。学校長及び教頭の赴任について、中城小学校長に小山和久校長が赴任しております。津覇小学校教頭に宮平育子教頭が赴任しております。中城南小学校教頭に宮里政次教頭が赴任しております。中城中学校教頭に比嘉伸夫教頭が赴任しております。

4月2日、教職員辞令交付式。本務教諭本村への転入が15名、臨時教諭・嘱託が30名でした。

4月8日、中城中学校入学式に参加。5クラスで生徒数が152名入学しております。

4月9日、津覇小学校入学式に参加。学級数が2クラスで、児童数が37名でした。

4月10日、津覇幼稚園入園式に参加。2クラスで幼児数が43名でした。

4月23日、第6回定例教育委員会会議。中城教育委員会人事及び中城村の教育について審議を行っております。同じ日に、中城村交通安全

推進協議会定期総会に参加しております。

5月8日、学力向上推進企画委員会。総会の持ち方について話し合っております。

5月10日、母の日コンサートに参加。小中学生によるすばらしい楽器の演奏がありました。

5月11日、「建白書を実現する中城村民会議」結成大会に参加しております。

5月14日、市町村教育委員連合会総会に参加。同じ日に、宜野湾地区少年補導員協議会総会に参加しております。

5月17日、中学生・高校生海外短期留学事業の試験及び面接を行っております。

5月18日、第7回定期教育委員会会議。教職員管理職人事異動の内示を行っております。

5月28日、中城村学力向上推進委員会総会に参加して、事業報告、決算報告、事業案及び予算案審議を行っております。

5月29日、学校計画訪問。中城小学校、幼稚園を訪問しております。同じ日に、中頭地区市町村教育委員会連合会総会に参加しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時32分)

~~~~~

再開(10時48分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第29号 中城村景観条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第29号 中城村景観条例について御提案申し上げます。

#### 議案第29号

#### 中城村景観条例について

中城村景観条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月12日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

本村ならではの歴史・文化、豊かな自然環境を守り、生活、産業、生活環境の発展につなげ、村民自らが協力して取り組む景観づくりを目指し、「とよむ中城」心豊かな暮らしを支える風景づくりを実現するため、この条例を制定する必要がある。

#### 中城村景観条例(案)

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）
- 第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置（第 7 条 - 第 12 条）
- 第 3 章 行為の届出等（第 13 条 - 第 20 条）
- 第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第 21 条 - 第 22 条）
- 第 5 章 景観重要公共施設（第 23 条 - 第 24 条）
- 第 6 章 景観形成推進のための仕組み（第 25 条 - 第 29 条）
- 第 7 章 景観形成の推進体制（第 30 条 - 第 31 条）
- 第 8 章 雑則（第 32 条）

#### 附則

中城村の景観は、これまでに形づくられてきた自然と、その上に育まれてきた歴史や文化と調和した暮らしの上に成り立っており、個性豊かな暮らしや産業の景観は、今を生きる私たちにも受け継がれる村民共有の財産となっている。一方では、高度経済成長を背景に便利で物資にあふれた高い生活水準を実現してきた反面、多くの地域性豊かな景観が損なわれてきており、こうした景観の変化に対して、村民、事業者・各種団体、行政が協働で対応を図っていくことが求められている。本村における景観形成は、世界遺産「中城城跡」を有する村にふさわしい歴史文化の保全・活用をはじめ、文化・生活すべての面で活気があり、世に響き渡る理想的な村の姿を表す端的な言葉である「とよむ中城」の実現を目指すものでなければならない。景観計画に基づいて、本村ならではの歴史・文化、豊かな自然環境を守り、生活、産業、生活環境の発展につなげ、村民自らが協力して取り組む景観づくりを目指し、「とよむ中城」心豊かな暮らしを支える風景づくりを実現するため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び本村の良好な景観の形成に関する基本的な事項を定めることにより、本村の総合的な景観形成（以下「景観形成」という。）の推進を図り、村民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、協働により、村民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成を図ることを目的とする。

##### （用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

- （1） 建築行為等 法第16条に定める行為をいう。
- （2） 村民 村内に住居する者、村内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- （3） 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第 3 条 景観は、それまでに形づくられてきた自然と、その上に育まれてきた歴史や文化と調和したくらしの上に成り立っているものであり、今を生きる私たちにも受け継がれる村民共有の財産であることを踏まえ、すべての村民が心豊かに暮らし続けるために、その実現に向け、村、村民及び事業者がそれぞれの担う役割を認識し、協働して推進されなければならない。

(村の責務)

第 4 条 村は、基本理念に基づき、本村の景観行政を担うものとして、関係する行政分野や関係機関との連携及び調整を図り、それぞれの施策を景観形成の視点から策定し、及び計画的に実施するよう努めなければならない。

2 村は、前項の規定による施策を策定し、及び実施するに当たっては、村民及び事業者の意見、要望等を十分に反映させ、村民及び事業者との協働による景観形成に努めなければならない。

3 村は、村民及び事業者の主体的な活動を促進するため、景観形成に関する情報提供等による意識醸成や、活動に必要な支援に努めなければならない。

(村民の責務)

第 5 条 村民は、基本理念に基づき、自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに関する理解を深めるとともに、積極的に景観づくりに努めなければならない。

2 村民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び村との協働による景観形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、自らの行為が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に景観形成に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、村民及び村との協働による景観形成に努めなければならない。

第 2 章 景観計画及びこれに基づく措置

(計画の策定)

第 7 条 村長は、本村の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、中城村景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の規定により策定した景観計画は、法第 8 条第 1 項の景観計画とする。

(策定の手続き)

第 8 条 村長は、景観計画を策定したときは、その旨を告示し、当該関係書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 村長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、村民その他利害関係人の意見を聴くとともに、第30条に規定する中城村景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(重点地区の指定)

第 9 条 村長は、本村の景観特性を特に色濃く表している代表的な地区、特に重点的に景観の誘導を図る必要がある地区、その景観の保全、形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要である地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 村長は、良好な景観形成を図るため、重点地区について、次に掲げる事項を景観計画に定めることができる。

- (1) 重点地区の区域
- (2) 重点地区の景観形成方針
- (3) 重点地区の景観形成基準
- (4) 重点地区の景観形成の推進方策

(景観計画への適合)

第 10 条 本村で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

(景観計画の普及啓発)

第 11 条 村長は、村民及び事業者に対し、景観計画に対する理解が得られるよう、積極的に普及啓発に努めなければならない。

(国、県等に対する協力要請)

第 12 条 村長は、国、県等が実施する公共事業、電力会社等が実施する公益事業等については、効果的に景観形成を行う為に、協力を要請することができる。

第 3 章 行為の届出等

(行為の届出前の事前協議)

第 13 条 法第16条第 1 項又は第 2 項の規定により届出をしようとする者は、当該届出等を行う前に、あらかじめ村長と協議するものとする。

(届出を要する行為)

第 14 条 法第16条第 1 項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより村長に届出なければならない。

2 法第16条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。

(届出を要しない行為)

第 15 条 法第16条第 7 項第11号の条例で定める行為は、別表第 5、別表第 6 及び別表第 7 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第 16 条 法第17条第 1 項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による届出を要する行為とする。

(助言又は指導)

第 17 条 村長は、法第16条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、必要があるとき、あらかじめ審議会もしくは景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(勧告又は命令)

第 18 条 村長は、法第16条第 3 項の規定により勧告し、又は法第17条第 1 項若しくは第 5 項の規定により命じようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(公表)

第 19 条 村長は、勧告及び変更命令を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の全部又は一部を公表することができる。

- (1) 法第16条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者の氏名及び住所又は事務所名及び所在地
- (2) 前号の届出に係る行為の場所及び内容
- (3) 景観計画に対する不適合事由
- (4) その他村長が公表する必要があると認める事項

2 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、第 1 項の勧告及び変更命令を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(完了届)

第 20 条 法第16条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了

したときは、完了後7日以内にその旨を村長に届出なければならない。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物または景観重要樹木の指定)

第21条 村長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物または景観重要樹木の指定の解除)

第22条 村長は、法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第5章 景観重要公共施設

(景観重要公共施設)

第23条 村長は、景観重要公共施設(法第8条第2項第4号口に規定する良好な景観の形成に重要なものをいう。次条において同じ。)を指定しようとするときは、あらかじめ、当該公共施設管理者等と協議するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要公共施設の占用等)

第24条 景観重要公共施設の占用等の許可を申請しようとする者は、その申請の前に、村長に対して当該占用等に関する事前協議を行わなければならない。

2 村長は、前項の事前協議があった場合は、景観重要公共施設の管理者の意見を聴かなければならない。

3 村長は、第1項の事前協議において申請に係る占用等が景観計画に適合しない場合は、当該申請をしようとする者に対して必要な措置をとることを指導することができる。

#### 第6章 景観形成推進のための仕組み

(啓発及び広報活動)

第25条 村長は、景観形成における村民の理解を深めるため、研修会、景観教育等による啓発並びに良好な活動事例及び活用できる各種制度の広報による普及を推進するよう努めなければならない。

(景観形成表彰制度)

第26条 村長は、村民の景観形成やまちづくりに対する意識向上を図るために、良好な景観形成に寄与する建築物や緑(緑化)、その他景観に関連するまちづくりの取り組みなどを表彰することができる。

(重点地区における支援等)

第 27 条 村長は、第 9 条の重点地区において、景観計画で定めた方針の実現又は村民等の活動に資するため、技術的な支援を行い、及びこれに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

(助成)

第 28 条 村長は、村民、事業者等による景観形成に関する主体的な活動を支援するためその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(関連制度との連携)

第 29 条 村長は、良好な景観形成の実現を目指すために、都市計画、観光、産業、文化、その他景観形成に関連する分野との連携を強化し、関連する制度及び施策等の活用に努めなければならない。

## 第 7 章 景観形成の推進体制

(景観審議会の設置)

第 30 条 村長は、景観計画の推進に必要な事項について審議をするため、中城村景観審議会を置く。

2 審議会は、村長の諮問に応じて、景観形成に関する事項を調査審議の上、その意見を答申するものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が村長の同意を得て定める。

(景観アドバイザーの設置)

第 31 条 村長は、景観形成に関する専門的知識が必要とされる案件について助言・指導を行う者として、景観アドバイザーを設置することができる。

2 景観アドバイザーは、景観形成に関する専門的知識又は経験を有する者のうちから村長が委嘱する。

3 前 2 項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、審議会が村長の同意を得て定める。

## 第 8 章 雑則

(委任)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第14条関係）

届出対象行為（重点地区を除く）

| 対象となる行為             |                       | 対象規模                                                                                                  |
|---------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の建設等             |                       | 高さが10mを超える建築物、若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物                                                                    |
| 工作物の建設等             | 塔状工作物類・遊戯施設類          | 高さ10mを超えるもの（ただし電柱を除く）                                                                                 |
|                     | 製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等 | 高さ10mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上                                                                              |
|                     | 垣、柵、塀類                | 高さ2mを超えるもの                                                                                            |
|                     | 橋梁・歩道橋・高架道路類          | 延長20mを超えるもの                                                                                           |
|                     | 墓園類                   | 墓園類で、築造面積300㎡以上のもの                                                                                    |
|                     | 太陽光発電設備など             | パネル面積の合計が200㎡以上のもの                                                                                    |
| 開発行為                |                       | 面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上のもの                                                           |
| 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更 |                       |                                                                                                       |
| 木竹の植栽、伐採            |                       | 植栽、伐採面積が500㎡以上のもの                                                                                     |
| 屋外における物件の堆積         |                       | 堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの                                                               |
| 水面の埋立て              |                       | 規模に関わらず全ての埋立て                                                                                         |
| 特定照明                |                       | 届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更 |

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

別表第2（第14条関係）

届出対象行為（中城城跡周辺）

| 対象となる行為             | 対象規模                                                                                                  |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の建設等             | すべての建築行為                                                                                              |
| 工作物の建設等             | すべての建設行為                                                                                              |
| 開発行為                | すべての行為                                                                                                |
| 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更 | すべての行為                                                                                                |
| 屋外における物件の堆積         | 500㎡未満の一団の土地について、土砂等の採取が500㎡を超え又は周囲隣接地との高低差が生ずる開発行為                                                   |
| 特定照明                | 届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更 |

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

別表第3（第14条関係）

届出対象行為（南上原地区）

| 対象となる行為             | 対象規模                                                                                                  |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の建設等             | すべての建築行為                                                                                              |
| 工作物の建設等             | すべての建設行為                                                                                              |
| 開発行為                | すべての行為                                                                                                |
| 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更 | すべての行為                                                                                                |
| 屋外における物件の堆積         | 500㎡未満の一団の土地について、土砂等の採取が500㎡を超え又は周囲隣接地との高低差が生ずる開発行為                                                   |
| 特定照明                | 届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更 |

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

別表第4(第14条関係)

届出対象行為(斜面緑地地区)

| 対象となる行為             |                       | 対象規模                                                                                                  |
|---------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の建設等             |                       | 高さが10mを超える建築物、若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物                                                                    |
| 工作物の建設等             | 塔状工作物類・遊戯施設類          | 高さ10mを超えるもの(ただし電柱を除く)                                                                                 |
|                     | 製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等 | 高さ10mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上                                                                              |
|                     | 垣、柵、塀類                | 高さ2mを超えるもの                                                                                            |
|                     | 橋梁・歩道橋・高架道路類          | 延長20mを超えるもの                                                                                           |
|                     | 墓園類                   | 墓園類で、築造面積300㎡以上のもの                                                                                    |
|                     | 太陽光発電設備など             | パネル面積の合計が200㎡以上のもの                                                                                    |
| 開発行為                |                       | 面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上のもの                                                           |
| 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更 |                       |                                                                                                       |
| 木竹の植栽、伐採            |                       | 植栽、伐採面積が500㎡以上のもの                                                                                     |
| 屋外における物件の堆積         |                       | 堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの                                                               |
| 水面の埋立て              |                       | 規模に関わらず全ての埋立て                                                                                         |
| 特定照明                |                       | 届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更 |

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

別表第5（第15条関係）

届出を要しない行為（一般基準地区、斜面緑地地区）

| 対象となる行為             |                       | 対象規模                                        |
|---------------------|-----------------------|---------------------------------------------|
| 建築物の建設等             |                       | 高さが10m以下のもの又は延べ面積が500㎡以下のもの                 |
| 工作物の建設等             | 塔状工作物類・遊戯施設類          | 高さが10m以下のもの                                 |
|                     | 製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等 | 高さが10m以下のもの又は築造面積500㎡未満のもの                  |
|                     | 垣、柵、塀類                | 高さが2m以下のもの                                  |
|                     | 橋梁・歩道橋・高架道路類          | 延長20m以下のもの                                  |
|                     | 墓園類                   | 築造面積が300㎡未満のもの                              |
|                     | 太陽光発電設備など             | パネル面積の合計が200㎡未満のもの                          |
| 開発行為                |                       | 面積500㎡未満、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m未満のもの |
| 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更 |                       | 面積500㎡未満、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m未満のもの |
| 木竹の植栽、伐採            |                       | 植栽、伐採面積が500㎡未満のもの                           |
| 屋外における物件の堆積         |                       | 堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡未満、又は堆積の高さ4m以下のもの      |

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

別表第6（第16条関係）

届出を要しない行為（中城城跡周辺）

| 対象となる行為     | 対象規模                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| 屋外における物件の堆積 | 500㎡未満の一団の土地について、土砂等の採取が500㎡以下又は周囲隣接地との高低差が生ずることのない開発行為 |

別表第7（第16条関係）

届出を要しない行為（南上原地区）

| 対象となる行為             |                               | 対象規模                                                    |
|---------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 建築物の建設等             | 建築物の新築、増築、改築又は移転              | 建築確認が必要でないもの                                            |
|                     | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 見付面積が10㎡未満のもの                                           |
| 工作物の建設等             | 建築物の新築、増築、改築又は移転              | 建築確認が必要でないもの                                            |
|                     | 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 見付面積が10㎡未満のもの                                           |
|                     | 太陽光発電設備など                     | パネル面積の合計が200㎡未満のもの                                      |
| 開発行為                |                               | 500㎡未満のもの                                               |
| 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更 |                               |                                                         |
| 屋外における物件の堆積         |                               | 500㎡未満の一団の土地について、土砂等の採取が500㎡以下又は周囲隣接地との高低差が生ずることのない開発行為 |

新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第30号

平成27年度中城村一般会計補正予算（第1号）

平成27年度中城村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,143,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月12日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 14 国庫支出金 |         | 1,279,646 | 22,924  | 1,302,570 |
|          | 2 国庫補助金 | 541,488   | 22,924  | 564,412   |
| 15 県支出金  |         | 1,273,757 | 162,979 | 1,436,736 |
|          | 2 県補助金  | 865,107   | 162,017 | 1,027,124 |
|          | 3 委託金   | 38,159    | 962     | 39,121    |
| 18 繰入金   |         | 40,303    | 84,117  | 124,420   |
|          | 2 基金繰入金 | 40,302    | 84,117  | 124,419   |
| 20 諸収入   |         | 86,250    | 3,000   | 89,250    |
|          | 4 雑入    | 82,551    | 3,000   | 85,551    |
| 歳入       | 合計      | 6,870,685 | 273,020 | 7,143,705 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 |             | 112,664   | 87     | 112,751   |
|       | 1 総務費       | 112,664   | 87     | 112,751   |
| 2 総務費 |             | 717,660   | 29,596 | 747,256   |
|       | 1 総務管理費     | 570,983   | 21,933 | 592,916   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 47,244    | 6,524  | 53,768    |
|       | 5 統計調査費     | 6,243     | 1,139  | 7,382     |
| 3 民生費 |             | 2,279,459 | 788    | 2,280,247 |
|       | 1 社会福祉費     | 1,078,250 | 725    | 1,078,975 |
|       | 2 児童福祉費     | 1,201,209 | 63     | 1,201,272 |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 4 衛生費    |         | 766,122   | 743     | 766,865   |
|          | 1 保健衛生費 | 382,591   | 743     | 383,334   |
| 6 農林水産業費 |         | 190,889   | 0       | 190,889   |
|          | 1 農業費   | 175,843   | 0       | 175,843   |
| 7 商工費    |         | 77,951    | 17,156  | 95,107    |
|          | 1 商工費   | 77,951    | 17,156  | 95,107    |
| 8 土木費    |         | 487,430   | 30,250  | 517,680   |
|          | 2 道路橋梁費 | 308,477   | 30,250  | 338,727   |
| 10 教育費   |         | 1,410,185 | 194,400 | 1,604,585 |
|          | 1 教育総務費 | 117,733   | 6,787   | 110,946   |
|          | 2 小学校費  | 296,358   | 34      | 296,392   |
|          | 5 社会教育費 | 773,934   | 199,249 | 973,183   |
|          | 6 保健体育費 | 97,875    | 1,904   | 99,779    |
| 歳 出 合 計  |         | 6,870,685 | 273,020 | 7,143,705 |

ページをめくっていただきまして、読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうからでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額5億4,148万8,000円、補正額2,292万4,000円、合計で5億6,441万2,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額8億6,510万7,000円、補正額1億6,201万7,000円、合計で10億2,712万4,000円。3項委託金、補正前の額3,815万9,000円、補正額96万2,000円、合計で3,912万1,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額4,030万2,000円、補正額8,411万7,000円、合計で1億2,441万9,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額8,255万1,000円、補正額300万円、合計で8,555万1,000円。

歳入合計、補正前の額68億7,068万5,000円、補正額2億7,302万円、合計で71億4,370万

5,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億1,266万4,000円、補正額8万7,000円、合計で1億1,275万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額5億7,098万3,000円、補正額2,193万3,000円、合計で5億9,291万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,724万4,000円、補正額652万4,000円、合計で5,376万8,000円。5項統計調査費、補正前の額624万3,000円、補正額113万9,000円、合計で738万2,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10億7,825万円、補正額72万5,000円、合計で10億7,897万5,000円。2項児童福祉費、補正前の額12億120万9,000円、補正額6万3,000円、合計で12億127万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億8,259万1,000円、補正額74万3,000円、合計

で3億8,333万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億7,584万3,000円、補正額はありませぬ。合計も1億7,584万3,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額7,795万1,000円、補正額1,715万6,000円、合計で9,510万7,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額3億847万7,000円、補正額3,025万円、合計で3億3,872万7,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,773万3,000円、補正額678万7,000円の減額補正、合計で1億1,094万6,000円。2項小学校費、補正前の額2億9,635万8,000円、補正額3万4,000円、合計で2億9,639万2,000円。5項社会教育費、補正前の額7億7,393万4,000円、補正額1億9,924万9,000円、合計で9億7,318万3,000円。6項保健体育費、補正前の額9,787万5,000円、補正額190万4,000円、合計で9,977

万9,000円。

歳出合計、補正前の額68億7,068万5,000円、補正額2億7,302万円、合計で71億4,370万5,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(10時55分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第7 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約について御提案申し上げます。

議案第31号

護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約について

護佐丸歴史資料図書館展示工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 護佐丸歴史資料図書館展示工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金62,089,200円
- 4 契約の相手方 浦添市港川458番地
株式会社オキジム
代表取締役社長 新 里 勇

平成27年 6月12日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

護佐丸歴史資料図書館展示工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時14分）

~~~~~

再 開（11時15分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第32号 中城村図書・AV資料等物品購入契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第32号 中城村図書・AV資料等物品購入契約について御提案申し上げます。

議案第32号

中城村図書・AV資料等物品購入契約について

中城村図書・AV資料等備品購入について、次のように備品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 中城村図書・AV資料等購入
- 2 契約金額 金 49,993,200円
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約の相手方 東京都文京区大塚3丁目1番1号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 石 井 昭

平成27年 6月12日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

中城村図書・AV資料等備品購入の備品購入契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第33号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）改定契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第33号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）改定契約について御提案申し上げます。

議案第33号

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）改定契約について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）について、次のように改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）
- 2 改定契約金額 金712,158,480円  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕 : 金52,752,480円
- 3 契約の相手方 (株)東江建設・(有)築良建設 特定建設工事共同企業体  
代表者 沖縄県浦添市内間1丁目10番7号  
株式会社東江建設  
代表取締役 東江丈二  
構成員 中頭郡中城村字屋宜128番地  
有限会社築良建設  
代表取締役 具志堅政照

平成27年 6月12日 提出

中城村長 浜 田 京 介

理由

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 報告第3号 平成26年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第3号 平成26年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第3号

平成26年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成26年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款        | 項       | 事業名                  | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |     |     |           |
|----------|---------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|-----------|
|          |         |                      |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |     |     | 一般財源      |
|          |         |                      |             |             |             | 国県支出金       | 地方債 | その他 |           |
|          |         |                      | 円           | 円           | 円           | 円           | 円   | 円   | 円         |
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 地方版総合戦略策定事業          | 8,000,000   | 8,000,000   | 0           | 8,000,000   | 0   | 0   | 0         |
|          |         | プレミアム付商品券発行事業        | 28,798,000  | 28,798,000  | 0           | 27,798,000  | 0   | 0   | 1,000,000 |
|          |         | 自治会活動活性化事業           | 2,000,000   | 2,000,000   | 0           | 2,000,000   | 0   | 0   | 0         |
|          |         | デマンドタクシー運行事業         | 14,922,000  | 14,922,000  | 0           | 11,988,000  | 0   | 0   | 2,934,000 |
|          |         | 社会保障・税番号制度システム整備補助事業 | 19,744,000  | 19,744,000  | 0           | 12,955,000  | 0   | 0   | 6,789,000 |
| 3 民生費    | 2 児童福祉費 | 安心子ども事業              | 106,357,000 | 106,357,000 | 0           | 106,357,000 | 0   | 0   | 0         |
|          |         | 第3子以降保育料無料化事業        | 5,808,000   | 5,808,000   | 0           | 5,808,000   | 0   | 0   | 0         |
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費 | 特定不妊治療費助成事業          | 1,500,000   | 1,500,000   | 0           | 1,500,000   | 0   | 0   | 0         |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 農業基盤整備促進事業           | 14,329,000  | 14,329,000  | 0           | 12,887,000  | 0   | 0   | 1,442,000 |
|          |         | 久場地区土砂崩壊防止事業         | 54,358,000  | 54,358,000  | 0           | 48,911,000  | 0   | 0   | 5,447,000 |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 村道中城城跡線改良舗装事業        | 10,121,000  | 8,967,000   | 0           | 8,096,000   | 0   | 0   | 871,000   |

| 款      | 項       | 事業名            | 金額          | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |             |            |     |            |
|--------|---------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|------------|
|        |         |                |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |            |     | 一般財源       |
|        |         |                |             |             |             | 国庫支出金       | 地方債        | その他 |            |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費 | 久場前浜原線整備事業     | 129,509,000 | 97,584,000  | 0           | 97,583,000  | 0          | 0   | 1,000      |
|        | 4 都市計画費 | 南上原土地区画整理事業    | 13,284,000  | 13,284,000  | 0           | 11,956,000  | 1,100,000  | 0   | 228,000    |
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | 第3子以降学校給食費助成事業 | 2,050,000   | 2,050,000   | 0           | 2,050,000   | 0          | 0   | 0          |
|        | 2 小学校費  | 教師用教科書・指導書整備事業 | 1,606,000   | 1,606,000   | 0           | 0           | 0          | 0   | 1,606,000  |
|        | 5 社会教育費 | 護佐丸歴史資料図書館整備事業 | 296,734,000 | 294,117,000 | 0           | 235,293,000 | 58,800,000 | 0   | 24,000     |
| 合計     |         |                | 709,120,000 | 673,424,000 | 0           | 593,182,000 | 59,900,000 | 0   | 20,342,000 |

平成27年6月12日提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時24分）

~~~~~

再開（11時29分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで報告を終わります。

日程第11 報告第4号 平成26年度中城村土

地区画整理事業特別会計越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第4号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第4号

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成26年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	一般会計繰入金	
			円	円	円	円	円	円	円
1	土地区画整理事業費	1 南上原土地 区画整理事業費	166,051,000	122,191,000	122,191,000	0	0	0	0
合 計			166,051,000	122,191,000	122,191,000	0	0	0	0

平成27年6月12日提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時33分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで報告を終わります。

日程第12 報告第5号 中城村国民保護計画の作成についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第5号 中城村国民保護計画の作成について御報告申し上げます。

報告第5号

中城村国民保護計画の作成について

中城村国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）第35条第1項の規定により作成したもので、同条第6項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日 提出

中城村長 浜田京介

理由

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）第35条第1項の規定により、市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないため。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩（ 1 1 時 3 5 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 4 0 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（ 1 1 時 4 1 分）

平成27年第4回中城村議会定例会（第4日目）

招集年月日	平成27年6月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成27年6月15日（午前10時00分）		
	散会	平成27年6月15日（午前11時39分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠員	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	14番	新垣善功	15番	宮城重夫
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第29号 中城村景觀条例
第 2	議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 3	議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約
第 4	議案第32号 中城村図書・A V資料等物品購入契約
第 5	議案第33号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）改定契約

議長 與那覇朝輝 皆さま、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第29号 中城村景観条例を議題とします。

本件については6月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時11分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは、議案第29号中城村景観条例について質疑します。

第1章は、総称の目的、本村の総合的な景観形成の推進を図り、村民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、協働により、村民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成を図るとあります。景観条例の目的を達成するためにどのような事業を考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の質問はどういう景観形成の中で事業がありますかという質問だと思いますけれども、この景観形成は景観法に基づく条例でありまして、村全体の景観に届けをして、都市建設課のほうでチェック機能強化するという条例ですので、事業のそのものはありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、都市建設課長から答弁ありましたけれども、少しは構想とか、事業とか、例えばですけれども、村民、行政、事業者、協働で県道146号線があります。中城小学校から世界遺産の城跡までの道路、桜の木があるところです。そこに花の苗を植えて、花園整備をしたり、それと花と緑を生かした取り組

みをやる。例えば、グスクフラワーロード事業などとか、例えばの話です。村民と行政が協働で実施することによって条例が定めた目標が達成された。それと観光誘致にもつながると思いますので、せっかく素晴らしい景観条例をつくっていますので、そういったことも視野に入れて取り組んでください。それで目的を達成するために自治会長、住民とか、NPO事業所による景観づくりに関する主体的な活動を支援するために、助成金などの支援制度の創設をしたり、また自治会、NPO事業所などによる優れた景観づくりの活動を奨励する表彰制度ですか、そういったものも創設する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

指針につきましては、この条例をいかに生かすかということになると思うんですけれども、基本的にこの条例自体でこのことを行うということではなくて、今議員から提案がありましたように、その辺は環境整備の一環ではありますし、また関連の事業として取り組むべき行為だと考えておりますので、今後、関係課も含めて検討していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 先ほど常良議員からありましたように、中城城跡のメガソーラー等が開発ということがあります。それで都市建設課の資料からですけれども、開発行為ですが、そのものをストップすることはできませんとあります。それで計画の差し戻し、不許可を実行するためには都市計画法に基づく景観地区に指定するなどのもう一つの高いレベルの規制が必要となるとあります。その都市計画法に基づく景観地区に指定などのもう一つの高いレベルの規定を取り除いたそういった不許可にできますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども休憩で答弁しましたが、村では許認可権は持っていません。それ都市計画法の景観法も含めて、今の段階では景観法の条例に基づく届け出制でチェック機能は果たしていこうということになっていきます。したがって、今の村で許可を取り消すことはできません。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 中城村景観条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 中城村景観条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件については6月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時19分)

~~~~~

再開(10時58分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 質疑をさせていただきます。

22ページの10款の3項公園施設費、先ほども話はあったんですけども、第1節報酬のほうで、先ほどの答弁の中で県内で5名の資格者を取り合っているということですが、5名の資格者の中で中城村の方が1名いるということなんですけれども、これは嘱託員報酬が今150万円計上されているんですけども、これは年間大体幾らぐらいになるのか。あとはこれは専門的な技術を持った方々だと思うんですけども、他市町村と5名の方々は、ほぼこの報酬というのは一緒なのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

県の事業の中でやるしまんちゅ活力支援隊というのがありまして、皆さんも新聞でも御存じだと思います。その中で中城村の出身の方がしっかりと研修を受けて資格を取っている方がいます。そして、この報酬に関しては、今回17万円から24万円の上限、それで設定いたしました。隣市町村で一応調べて、西原町も17万円、そして金武町がちょっと低くて16万円、そして南部の南風原町がちょっと高くて21万円でしたけれども、しかしやはり彼の今までの給料とか、基本給から計算しますと大体17万円が妥当ではないかということで、設定いたしました。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この芝管理者というのは、今5名しか資格者がいないということで答弁していただいたんですけども、本村出身者

ということで1人でいいのか、あるいは育成する考えはほかにあるかどうかですね。この芝というのは、この一、二年で終わることではないものですから、これからはずっと芝管理というのは発生するわけで、この方一人で今やっておられるのか。あるいは育成する考えはあるのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

これまでいくたびも芝管理に関しては専門員を育てるべきということで、皆さんからの御質問がありました。今回、まず第一歩ですけれども、専門員が育ったということは素晴らしいことだと思います。当分は彼を中心に、結局あと2人の方の一般管理ですか、公園全体を管理する用務員がいますので、この方を使いながらしっかり芝管理していきたいと思います。ただ芝管理と言っても、サッカー場だけではなくて公園全体の芝を管理させていきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 最後の質問ですけれども、3名で公園を全部管理するということがありますけれども、今囑託員という中で、彼が年間の契約だと思わなくてはけれども、急遽、来年は私やらないですよと言われた場合、こういう場合はどうですか。これは最後の質問です。継続してずっとできるという確約はいただいているのか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

囑託員ということですので、本来でしたら契約上囑託員は毎年1年、1年契約になると思います。ただ本村としては、彼ともしっかり話を

して本村が彼を囑託員に雇った理由とか、彼に対する期待もありますので、しっかりそこのところをお話して、彼と詰めてしっかり彼の力を引き出して交渉をしたいと思います。ぜひ彼を本村に居とどめるように頑張っていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 ほかに質疑はございますか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時05分)

~~~~~

再開(11時15分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第3 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約を議題とします。

本件については6月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時15分）

~~~~~

再開（11時17分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 護佐丸歴史資料図書館展示工事請負契約は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 中城村図書・AV資料等物品購入契約を議題とします。

本件については6月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時19分）

~~~~~

再開（11時27分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 中城村図書・AV資料等物品購入契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 中城村図書・AV資料等物品購入契約は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）改定契約を議題とします。

本件については6月12日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時28分）

~~~~~

再開（11時37分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております
議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第33号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第33号 護佐丸歴史資料図書館
新築工事（建築工事）改定契約を採決いたしま
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第33号 護佐丸歴史資料図書
館新築工事（建築工事）改定契約は原案のと
おり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（11時39分）

平成27年第4回中城村議会定例会（第5日目）

招集年月日	平成27年6月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成27年6月16日（午前10時00分）		
	散会	平成27年6月16日（午後2時05分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠員	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	14番	新垣善功	15番	宮城重夫
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	新垣親裕	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	仲村盛和	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長兼生涯学習係長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課長主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣光栄議員の一般質問を許します。

11番 新垣光栄議員 おはようございます。一般質問に入る前に、屋良 清議員の訃報を耳にして、余りに突然で私たち仲間も呆然としています。そして残念であります。みなでお見舞いに行ったときには、本人も6月のこの議会に回復して頑張るということでしたので、本当に残念でなりません。議会にとっても本当に大きな痛手であります。屋良議員の生前の功績を偲んで謹んで冥福をお祈りいたします。それでは一般質問に入ります。

今回1番目に、一般質問させていただきます。まず初めに1.地方創生について。地方創生交付金は、どのような交付金になっているか。

沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)との違いはどのようになっているのか。本村の「総合戦略」策定の工程は、どのようになっているか。補正予算で策定の費用を計上していると思うが、どのようになっているか。本村の総合計画、平成29年度策定予定のマスタープランとの整合性をこの総合戦略とどのように絡めていくか伺います。広域的(与那原・西原・中城・北中・沖縄市)、沖縄市まで関連したほうがいいのではないかと考えていますので、沖縄市の関連によるまちづくりをどのように考えているか。具体的な政策はあるのかどうか伺います。沖縄県は既に地方人口ビジョンの策定を完了しています。これは地方創生法による関連する人口ビジョンであります。本村はどのように考えているか伺います。

大枠の2.観光推進について。中城城跡の昨年度の入客数はどのようになっているか。ま

た、過去8年間の推移はどのようになっているか、伺います。中城城跡の入客数に関して、外国人・県外・県内・村内の区別に統計管理しているか。交通手段(バスツアー・タクシー・レンタカー)の統計をとっているか、伺います。中城城跡の環境整備計画は作成されているか。中城城跡で行われているイベントについて、今いろいろなイベントで中城城の集客がふえていると思うんですけども、その事業に対する評価報告書は作成されているか伺います。観光客入客者目標15万人ということで村長の公約がありますけれども、それを達成するための対策は、具体的な対策事業はどのようになっているか、伺います。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番につきましては、からは企画課のほうで、は都市建設課、も企画課のほうでお答えさせていただきます。大枠2番の観光推進につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えさせていただきますけれども、私のほうでは大枠1番の地方創生全般についての見解を少し述べさせていただきますと思います。

地方創生、当然これは私ども地方といたしましても、非常に大きな課題だと思っております。御承知のとおり中城村は人口増加率が非常に高い地域ではあります。これはひもといえますと、子育て支援という部分が非常に大きな比重を占めていると思います。子育てのしやすいまち全国2位という実績もあることですし、それによって中城に住みたいという方に、我々はどう応えていくか、それが人口増につながっていくものだと。そういう意味では、ソフト部門である程度のアクセントはつけることができました。あとはハード部門で、要は法的な規制が非

常に激しいというか、非常に規制の厳しい地域ですので、それをどう解きほぐしていくのか。これは地方創生という意味では、地方にその裁量を任せていただいて、そして我々が今、これは議員も御承知だと思いますが、大型MICEの誘致にも成功いたしました。そういう意味ではそのMICE近隣の市町村も土地利用の計画の見直しを、これは必要だということで、翁長県知事にお会いしたときにも、これは県のほうでもそれも視野に入れていくというお答えをいただいております。そういう意味では中城は、特に下地区の農と住の共存共栄といいますが、人口増につながるためには、ある程度の土地利用の見直しが必要になってくるものだと認識をしております。これは農業をおろそかにするというのではなくて、農と住が一緒になってその需要に応えていくという形を今回の地方創生の中でしっかりとやって、確かにハードルはそんなに低いものだとは思っておりません。しかし、しっかりチャレンジをして、中城の将来ビジョン、将来的にこういう方向性に持っていくんだということをこの機会に村民一緒になってやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 地域創生交付金についてお答えいたします。

平成26年12月、政府は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定いたしました。その経済対策として、平成27年3月に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設されております。この交付金につきましては2つのタイプがございます。1つ目は地域の消費喚起に向けた地域の実情に応じた取り組みへの支援を目的とした地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）でございます。概要としましては、プレミアム付商品券の発行支援等、地方自治体が講じる消費喚

起や生活支援策に対して実施する事業へ充当できる交付金でございます。

2つ目は、地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するため、今後5カ年の国の施策の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」実現に向け、地域の実情に応じた取り組みへの支援を目的とした地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）でございます。概要としましては、地方自治体における地方版総合戦略の策定と、これにかかわる優良施策として早期に実現する必要がある事業に充当できる交付金でございます。

次に、沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金との違いについてお答えいたします。御承知のように、一括交付金は沖縄振興特別措置法に基づきまして、沖縄県に限定された交付金でございます。今回の交付金につきましては、全国全ての都道府県、市町村を対象とした交付金でございます。大きな相違点としましては、交付対象事業が沖縄の特殊性に起因する事業など、沖縄に限定されない点が大きな相違点でございます。

次に、総合戦略の策定の工程についてお答えいたします。先日庁議におきまして、総合戦略策定に向けた方針、各課における課題、盛り込むべき施策等について、協議をしたところでございます。できれば7月までには総合戦略策定支援業務としてプロポーザル等を実施したいと考えております。

次に、本村の人口ビジョンについてお答えいたします。地方版総合戦略策定におきましては、当該地方における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを踏まえなければならないことから、あわせて中城村人口ビジョンも策定したいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣光栄議員の大
枠1の 、 についてお答えします。

について、マスタープランは市町村の都市
計画に関する基本的な方針を定める必要があり、
村の将来像、道路、公園などの公共施設の計画、
地域のまちづくりの課題、それに対応した整備
の方針を総合計画などの上位計画に沿って作成
します。今回策定予定のマスタープランは平成
33年度を目標年次とする中城村第4次総合計画
の実現を目指しつつ、さらに長期の、おおむね
20年後、平成49年度を目標年次とする都市計画
のマスタープラン、全体構想、地域別構想を策
定することを目的としています。

について、現在、沖縄市を除く4町村（与
那原町、西原町、中城村、北中城村）で東海岸
地域サンライズ推進協議会を2月6日に設置し、
要請活動を行ってまいりました。その結果、5
月22日に中城湾港マリンタウン地区に決定しま
した。今後の推進協議としては、関係課で構成
する、まちづくり政策総合調整部会において、
国道329号バイパスについての意見交換会及び
地方創生総合戦略の策定に向けて部会で取り組
みを予定しています。具体的な対策としては、
これからの部会で意見交換会が重要なまちづく
りの展開となります。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 おはよ
うございます。11番 新垣光栄議員の一般質問
にお答えしていきたいと思ます。

大枠2の観光推進についての です。中城城
跡の昨年の入客数はゴールデンウイークの2日
間の大雨、それから夏の台風8号、19号の襲来
により、入客数が落ち込みましたが、世界遺産
中城城跡プロジェクトマッピング事業、わか
ていだを見る集い、ツワブキ祭り、文化財案
内サークルの努力がありまして、世界遺産登録
後の入客数としては、過去最高の11万9,924人

であります。また、過去8年間の推移につい
ては、平成19年度、入客数が6万8,214人、平成
20年度で8万603人、平成21年度8万6,336人、
平成22年度8万4,463人、平成23年度8万4,018
人、この年、東日本大震災が起こっております。
それから平成24年度、8万9,360人、平成25年
度11万9,228人、平成26年度、先ほども申し上げ
ましたとおり11万9,924人、ちなみに平成19
年度と平成26年度の比較で175%の増を見てお
ります。さらに世界遺産登録後の2000年と平成
26年度を比較すると、205%の増であります。

次に でございますが、中城城跡入客数統計
管理は行っておりますかということですが、統
計管理は、入客数の統計管理は行っております。
ただ、交通手段については、バスツアーにつ
いては予約等がありますので把握しておりますが、
タクシー、それから自家用車で来客のお客様の
統計管理はなされていないということでありま
す。

についてですが、御質問の城跡の環境整備
計画については作成はしておりません。中城城
跡管理協議会においては、城跡の保存、管理、
活用に必要な清掃作業及び使用許可、観覧料、
使用料の徴収等の事務を主に出しているところ
であります。

次に でございますが、村で決められた評価
報告書ではありませんが、課で行ったイベント
については課内で作成した事業報告書で評価で
きるものと考えております。

次に であります。中城城跡の観光入客数、
15万人目標達成の実現については、これまでも
議会の中で答弁していきましたが、中城城跡で
の誘客イベント、それから中城城跡PR事業を
行い誘客に努めてまいりたいと思っております。
目標達成に向けての課題としましては、中城村
と中城城跡の知名度が低いこと。それから交通
の便もこれまでまだ改善されていない、それか
らPR不足というような3つの観点で課で取り

組んでおります。そのためにもやはり魅力あるPRをするためイベントがいいのではないかとということで計画をしております。1番目に中城城跡共同管理協議会で事業を行っているものに対しての支援としましては、7月から9月にかけてグスクの響き、9月に北中城村青年エイサー祭り、12月にわかていだを見る集い、ツワブキまつり、それから1月に初日の出観覧、旗すがし、沖縄花のカーニバルを予定しております。それから中城村事業としましては、11月にプロジェクトマップングを行います。それからきのう予算を可決していただいた、仮称ではありますが、中城城跡ワールドシアターを3月に予定していきたいと思っております。それとあわせて世界遺産劇場、去年も行いましたが、その誘致を目指して営業活動しております。それから観光客誘客促進営業活動としましては、5月に行われましたが、中部地区の小・中学校の社会見学等に対する学習機会の利用として案内をしているところであります。それから1年を通して県内観光関連事業所への営業活動を努めてまいりたいと思います。以上のように、課としても早目に15万人を達成するよう、職員一同頑張っていきたいという考えであります。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 それでは順を追って再質問をいたします。

今回の地方創生交付金ですね、創生法に基づく交付金なんですけれども、一括交付金の場合は2割負担、1割が起債ができるということになっているんですけれども、この地方創生交付金に関しては裏負担の部分があるのか、そして用途の制限があるのかどうか、お伺いします。使い勝手が制限されているのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成26年度の3月補正予算に計上いたしましたし

たプレミアム付商品券であるとか、あるいはデマンド交通の支援であるとかというふうなことで予算を計上させていただいております。それに関しては国のほうから地方の人口と、あるいは財政の状況等を勘案して、交付額が定額として決定をしております。ですから、特にこちらのほうで負担というのはないと考えております。ただ、100%執行するために若干の一般財源を投入している部分はございます。それから使途につきましても特に制限はなかったと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 その交付金の中で、交付金の位置づけですね。国庫支出金になるのか、それとも地方交付税の中の使途になると考えているのか。これは多分平成28年度から新規交付金になると思うんですが、どのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

これは平成28年度以降の新型交付金ということでよろしいでしょうか。平成28年度以降の新型交付金につきましては、まだ今のところはその交付要綱等が示されておりません。ですから、その辺のことは詳しい答弁はできないんですけども、それに合わせまして地方交付税の中でも地域創生に向けたそういう項目がございまして、そういうところでも若干のプラス要因にはなるのではないかと考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 平成26年度補正予算で先行的に創設された地域住民等の緊急支援のための交付金ですね、5,900万円があると思うんですけれども、その交付金の中で地域消費喚起型、その他予算の補正予算で計上した、そのプレミアム商品券等の補正予算で計上した予算について、今執行状況はどのようになっているのか。策定業務もあつたと思うんですけれども、

それを含めて執行状況の経緯をお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の御質問の中でも2つのタイプがあるというふうなことで御説明をいたしました。地域消費喚起・生活支援型につきましては、村のプレミアム付商品券の発行事業、それから特定不妊治療に対する助成事業、第3子以降の保育料、第3子以降の学校給食費助成事業です。この3番目と4番目の第3子以降の保育料等につきましては、これは従来から行っていたものを、今回財源をその交付金を充てるというふうなことでございます。それから特定不妊治療につきましても、平成27年度から実施予定の事業でありまして、これも当初一般財源を充てる予定でございましたけれども、この交付金のおかげでその交付金を充てているというふうなことになります。プレミアム付商品券の進捗状況については、担当課のほうからお答えしたいと思います。

それから、総合戦略の策定につきましても、これも先ほど答弁したとおりでございます。それから生活に必要な拠点をつなげる足確保事業、これはデマンドタクシーについてですけれども、現在契約まで行っている、そういう状況でございます。

3番目の自治会活動活性化補助事業、これにつきましても従来実施していた事業を、今回の交付金を充てております。自治会活性化補助事業につきましては、6月5日に各自治会からの申請を締め切っております。近いうち選定委員会を開催し、平成27年度分を決定したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

プレミアム付商品券の執行状況について御説明していきたいと思っております。まず交付対象名が地

域消費喚起・生活支援型であります。事業名がプレミアム付商品券(村内消費)を計画しております。中城村プレミアム商品券発行事業ということになります。実施要項の説明に入る前に、まず工程から説明に入れればわかるかなと思っております。まず8月1日から販売開始をしまして、翌年、平成28年1月31日までの間を期間とします。8月までには事務調整、事務整理をしまして印刷、それから商品券販売店の募集とか、そういう事務がありますので8月1日を計画しております。目的としましては、プレミアム付商品券発行事業により地域の消費の購買意欲の拡大につなげる。あわせて地域経済、商業の活性化を図るという目的であります。事業主体は村が直営でやりたいと考えております。それから協力関係機関に中城村商工会、それから販売対象者が中城村民及び村内企業の勤務者、まずは村民を優先に販売をして状況を見て村内企業の勤務者に拡大していくという考えを持っております。実施期間が先ほど申し上げたとおり平成27年8月1日から平成28年1月31日ということになりますが、実施期間の8月1日は土曜日に当たるもので、その前後を考えております。発行総額が1億2,000万円になります。うち、2,000万円がプレミアム分として20%計上されている予算の範囲内でやっていきたいと考えております。

それから商品券の使用についてですが、購入金額は1万円で額面1,000円の12枚つづり、1万2,000円分の利用ができるということになります。購入限度額については、今のところ上限は設けないという方向で考えております。購入方法ですが、村内在住者にまず世帯にはがきで事前通知をしていきたいと。それから商品券販売所において、その事前通知したはがきと引き換えに商品券を購入していくと。先ほど申し上げたとおり、状況によって村内勤務者について拡大をしていくということになります。あと詳

しい点については、時間の都合上もありますが、いずれ要綱が定まり次第、議員の皆さんには配付していきたいと考えております。販売できるものについては村内の商工業、それから商品券の販売についてはまだ協議中ですが、24時間利用できるコンビニのほうも商品券の販売の場所として協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 プレミアム商品券に関しては、また次の機会に質問させていただきます。今、上限がないということで、富裕層はいいんですけども、貧困層に関して配慮した政策的なものを今後検討していただきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

そして、地域総合戦略のプランですね、地域版の総合戦略の計画策定において、今7月までにはやっていきたいという答弁があったんですけども、その答弁の中で業者に多分任せていくと思うんですけども、住民の意見とか住民の声はどのように吸い上げていくか考えていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

総合戦略につきましては、役場だけでつくるといふような性格のものではないと認識しております。当然そこには議会の関与であり、あるいは住民の意見の集約というの必要になってくると思います。もちろん庁内におきましても検討委員会、そこで協議することで考えておりますけれども、今回の地方版の総合戦略におきましては、産・官・学・金・労・言、いわゆる産業界、市町村、教育界、金融機関、さらには労働団体、メディア、そういうところと協議、議論が必要だといふようなことで言われております。ですからその中では当然住民の意見を反映させるようなそういう戦略を立てていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 先ほど言われたように、住民の声を吸い上げていく戦略をとりたい。具体的に吉の浦で、意見聴取の場を設けるとか、具体的なものはないですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

現段階で具体的なものというものは持ち合わせておりません。しかし、議員おっしゃるように、住民の意見を反映させた計画でなければならぬ。そのように考えておりますので、村のホームページ、あるいは広報紙、これは総合計画を策定したときにもそのような形をとりましたけれども、あるいは吉の浦会館を利用しての住民への説明会、そういうことも含めて検討したいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ吉の浦等で住民との意見交換会、ワークショップなども実施していただきたいということを要望しておきます。そして、この客観的な指数の評価に関してPDCAの評価が重要になってくると思うんですけども、その中でぜひ住民の意見を聞いた上での評価制度も設けていただきたいと思います。そして、この切れ目のない政策への展開ということで支援がこれから続いていくわけですけども、5カ年計画ということですね。その中に3つの柱があると思うんですよ、情報支援、財政支援、それと人的支援があると思いますけれども、具体的にどのように考えておられるのか、どのような施策、目標施策があると思うんですけども、4つの目標施策、今、中城村ではどのような施策を中心にこの総合計画をやりたいか、やはり合うものと合わないものがあると思います。例えば村長が進めてきた子ども・子育て支援に関しては目標施策にマッチングしていて、先取りを中城村はやってきたものですから、本当にすばらしい結果が出ている

と思います。財政措置もそのとおり、財源も組み替えてできるので、とても素晴らしいことだと思っておりますけれども、そういう施策を立てるに当たって基本的な施策があると思うんですけれども、長期総合計画の中で中城村はどのような施策をメインにやっていきたいと考えているのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と少し重複するところがあると思うんですけれども、現在は庁議におきまして各課で抱える課題であるとか、あるいは実施すべき施策であるとか、そういうものを今把握している途中でございます。ですから何をメインにやっていくのかということとは、これからの検討になります。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 施策目標の3番で結婚、出産、子育て、その辺の出産、子育てに関しては村長が全国2位ということで、本当に輝かしい成績をおさめております、また福祉課のほうも一生懸命頑張ってもらって評価されていますので、その辺素晴らしいと思うんですけれども、結婚に関して今独身が一番、日本一と言われている村に対して結婚の政策。それと先ほど村長が言われた、やはり私も村長と同じ考えで、この地域をMICE等の誘致によって都市化の圧力が中城村に及んでくると思いますので、住と農の調和のとれたまちづくり、その2点を中心に進めていったらどうかと思っておりますけれども、この2つの柱を村長はどのように考えていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

冒頭でも申し上げましたけれども、議員がおっしゃるとおり、私の中では今回の地方創生は大きなチャンスだと思っておりますので、今まで中城村がこれは昭和49年以降、法律はほと

んど変わらずに、緩和区域等で少しずつ住宅政策はアップはしてきておりますけれども、しかし抜本的に解決するには、土地利用の見直し、見直しは間違いなく子育て支援、あるいは子育て支援が土地、人口増につながるというものは、これはリンクしていると思っておりますので、我々はただ1つ実績として、少し話がそれますがけれども、「中城ごさまる科」を国に認めてもらうときにも、あれも1つの特例校指定という文科省からの特区扱いでございました。そういう意味では1つの実績も持っておりますし、農と住の特区、あるいは共存共栄を図るための施策は必ず実現できるものだと思っておりますので、今回の議員からの御提言があったとおり、農、住についてはしっかりと柱にして、そして子育て支援、一緒にリンクをしながら、この2本は間違いなく柱となるはずですので、そこにいろいろな肉づけをしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 その政策を進めていくために、村長が今おっしゃったとおりにいけば素晴らしいまちづくりができると思っておりますので、そのまちづくりをするに当たって総合計画、マスタープランがないと幾ら申請しても国は認めないし、計画がないところに実施はないということで、この計画が本当に、先ほどマスタープランが2049年までの長期計画でありますので、長期を見据えた計画をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。その中で人的な部分が必要だと思っておりますけれども、その地方創生の中の人的支援の部分で、地方創生人材支援制度、それと地方創生コンシェルジュ制度という2つの制度があると思うんですけれども、その辺はどのように考えているかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まだ検討の途中でございまして、确实という

ふうなことでの答弁はできませんけれども、そういう制度につきましては、積極的に大いに活用を考えたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 この人的支援制度です、小規模市町村において国家公務員です、官僚を首長の補佐としてつける制度、外部から職員を入れるわけですね、地方創生に特化した職員を入れていく制度。それと地方コンシェルジュ制度は、その担当がもし、和宇慶、伊集地区で住宅政策をするのであればその住宅政策、農地法に関して専門性を持った省庁の官僚をコンシェルジュとして担当させて、今言われた規制を、特区指定をとっていけばなおスムーズになると思います。この人材バンクが今総務省で設けているんですけれども、この総務省の人材バンクに地方からの要望が多過ぎて、もうパンクしていると。バンクがパンクしているそうですので、早目に計画を持って、この制度を使うのであれば取り入れていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

では、一括交付金との関連性ということで、私たち一括交付金は昨年度の策定から、私たち1割負担、1割は起債ということで、実質2割負担を強いられてきたと思うんですけれども、昨年財政力の弱い地域では、1割は県が負担しますよということで、私たちの持ち分は1割になっていると思います。それにプラスして起債措置ができるということで、裏負担がなくても一括交付金を活用できるわけですから、さらにこの10年後のまちづくりに向けて、50年後のまちづくりに向けていろいろな手が打てると思います。細々としたことではなくて、本当に50年後の政策として打てるような政策を考えていただきたいと思うんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。
企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金につきましては、沖縄振興特別措置法に基づくものです。ですから、平成24年度から始まりまして平成33年度の10年間であるというふうなことで認識をしております。先ほどの財政力の弱い市町村というふうなことがありました。このことにつきましても一括交付金のソフト事業について1割分を県の一括交付金で見るというふうなことの制度でございます。それから起債につきましても、あくまでもハード事業の適債事業として該当してくる分について認められるものです。ですから、そういうことも勘案しまして、もちろん一括交付金でできる事業につきましては積極的に一括交付金を活用して、まちづくりに生かしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今、こういう地方創生交付金でできるものは組み替えして、一括交付金の部分を生かして、余った財源を使って、一括交付金に使っていただいて、2本立てでこれからの10年計画を進めていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、その計画に基づいてマスタープランの整合性等が問われると思うんですけれども、私たち総合計画をつくったんですが、余りにもファジーにつくったものですから、どこに道が通る、どこに国道を計画するとないものですか、これからはマスタープランの中ではちゃんと入れていかないといけないと思うんですけれども、その国道に関して、和宇慶から329バイパスが出てくるとか、奥間から出てくるとか、久場に向かって湾岸線、329バイパスを接道したほうがいいのかという意見を出していると思うんですけれども、その件に関して早目にその道路計画ですね、国道の誘致、サンライズ協議会で今話し合っているわけですから、部会で湾岸を通すプランにして、それに自転車を通せる自転車道をつけたバイパスにするとか、この8キ

口に及び中城村は特有の海岸線を持っておりま
すから、その辺の計画と東西線ですね、東から
西への県道の計画も組み入れていただきたいと
思います。なぜかという、これから都市計画
をする中で県道、国道が張りつくことによって
そのまま都市計画をやってしまうと、減歩率
50%減歩されたのでは誰も賛成しないと思いま
すので、その辺、県道、国道が張りつくこと
によって住民の負担ですね、減歩率も少なくな
てくると思いますので、その辺も勘案してしっ
かり計画を立てていただきたいと思っております
けれども、その辺の考えはどのようになっ
ていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

都市マスタープランの中でも今の湾岸線の張
りつけ的には、位置づけではあります。ただ、
今回その線が本線なのかということになると、
まだ絵に描いた餅でありまして、今回大型M I
C E が決定した起爆剤として、今回西原町の西
原バイパスが計画として入ってきます。その後
にこの延伸する中城村329号バイパスも、国の
ほうでは大型M I C E が来た起爆剤としてそれ
も将来的には予定していくということになって
いますので、その辺のマスタープランの位置づ
けは今回見直しのマスタープランの中でも位置
づけして、土地利用も含めてやっていきたいと
思います。それと東西線についても今、中南部
駐留軍用地構想の計画もありますので、道路計
画網についてはしっかりやっていきたいと思
います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ、この道路計画
が今後中城村の開発、住宅政策に加味されてく
ると思いますので、なぜかという、南上原は
人口増で、モデル地域となっていると思うん
ですが、ほかの地域は本当に山間地の政策と変わ
りないと思うんです。私たち中城村は二極的な

意味合いがあって、過疎地域だと思うんですよ
ね。南上原以外はですね。そういう過疎地域に
住宅政策をやって、人口を呼び込むことによ
って活力あるまちづくりができると思ってお
りますし、この地方創生の中の考え方としては、人
口がふえる、経済がふえる、そして税収がふえ
るということでの政策だと思いますので、その
辺に基づいて残すべき斜面地、緑地の景観を残
しながらしっかり進めていただきたいと思いま
す。西原町におかれましてはマスタープラン等
の区画整理計画、道路整備計画をやったもの
ですから、今、M I C E に伴ってL R T が那覇
から持ってくる案ですね。鉄軌道はそのまま北部
まで行くんですけれども、都市モノレールです
ね、これは県が2分の1、浦添が4分の1、那
覇が4分の1ということ、これに西原町が乗っ
て、中城に向いているモノレールを曲げてサン
エー、M I C E 会場まで延ばしたほうが2026年
までの供用開始には早いのではないのかなとい
う計画も既に出ていますので、この計画がない
ところには何も生まれていないと思います。計
画があるところにはしかそういう提案は生まれ
てこないと思いますので、庁内でしっかり議論
して、未来の中城、住みよい中城のまちづくりに
生かしていただきたいと思います。今回のM I
C E は、I R、統合リゾート系のM I C E だ
けではないものですから、余りに発展的といっ
たらちょっとおかしいんですけども、ホテルが
いっぱい張りついたり、そういうレジャー的な
ものが余り入らない会議場的なM I C E にな
ってくると思いますので、その辺は中城にと
って都市化の圧力は緩和されるのではないかな
と思いますので、それに向けて住宅地として
の中城、住みよいまちとしての中城をしっ
かりアピールしていただきたいと思
っていますので、よろしくお願
いいたします。

そして次に行きますけれども、私たち沖縄県
では2050年に160万人の計画をしておりますけ

れども、中城村は2050年度にどれぐらいの人口想定を今考えていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村におきましては、まだ2050年までの人口の計画は立てておりません。あくまでも総合計画の中で平成33年に2万2,000人、それを目標としております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 この地方創生法の中では、人口ビジョンと地域版経営戦略が大きな2つの柱になっていると思いますので、私たちマスタープランの変更も2049年になっていますので、ぜひ2050年までの人口想定をして都市計画開発をしていただきたい。なぜかという、4万人規模の都市計画にしても、私は耕作放棄地その他の部分を勘案してもこの景観と、この地域の特性を生かしたまちづくりが十分可能だと思いますので、余り開発しないですることができますので、その辺の人口想定をしながら、どの地域にはどういう地域づくりをしていくというのを十分検討しておかないと、また後から道路をどこに通す、国道をどこに入れるということになっていきます。この国道、県道の計画と一緒に人口推計も立てていただきたい。なぜかという、第1次基本構想の中の人口推移がそのままになっていますよね。全くそのとおりの人口想定になっていると思いますので、ぜひ長期的な人口想定をして計画を立てていただきたいと思います。

では大枠の2番、観光推進に移らせていただきます。今、観光に関して入客者数の経緯を見ますと、平成19年から175%増ということで11万人を達成しているということであります。これは、確かにすばらしいと思うんですけども、早目に目標の15万人を達成していただきたいと思います。その課題といたしまして、知名度が低いということがあったんですが、プロジェク

ションマッピングですね、サッカーの誘致等でこの辺にける投資的なもの、投資的、総花的な予算配分はもう終わってもいいのではないかと考えています。いつまでもそういう総花的な予算配分は、プロジェクションマッピングをいつまでやるのか。それに行動に伴ってサッカー誘致、それとかプロジェクションマッピングによって、行動することによっていろいろなものがついてきたと思います。サッカーキャンプもくっついてきておりますし、世界遺産劇場もついてきました。これは本当に行動しないところには何もついてこない、これは今まではすばらしいことだったと思います。これはあくまでも3年間の事業だと思っています。私たちは、この知名度を上げてきたと思います。村長が頑張ってきてきたと思います。私たち、これから勝負だと思います。それで評価がどのようになっているかということをお聞きしていますけれども、これからの戦略として、もう一度どのような戦略が考えられるか。総花的な戦略はもういいと思うんですね。あと、本当に地道なまめな戦略が必要だと思います。私もツブキを先週の日曜日植えています。皆さんはどういうことを考えていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

効率的な今後の事業展開、誘客展開ということで認識をしておりますが、やはり継続は力なりということもありますし、今、課での成果としてもマッピング、それからサッカーキャンプについては成果を上げているというふうに認識をしております。ただ、これからこういう事業だけを推し進めるということではなくて、マッピングについてはM I C EのナイトM I C E、それからアフターM I C Eの活用も、結びつけられるものと考えております。現在、これは提

案の段階ではありますが、沖縄コンベンションビューローのほうにナイトM I C Eの提案をしております。例えばM I C Eを終わった後に中城城跡の馬場で夕食をとりながらマッピングを見るという提案も今しているところでもあります。サッカーキャンプについては、サッカーキャンプと一緒にツアーが去年から参加しているということもありまして、やはりその実績あるものを伸ばしながら、今後は観光客誘致につなげていかなければならないと思っております。議員おっしゃるように3年というめどはやはり行政としてはつけるべきものだと思いますが、やはりせっかく芽生えた事業を、成果が残るまでは頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 私は中止しなさいとは言っていないですけれども、そういう総花的なものが成功していますから、その成功している間に地道なほかの、行政として税金を有効的に使うこと、最小限の費用で最大限の効果を上げる継続的な事業ですね。これも一括交付金等があるから今できているわけですから、それがなくなるときにどのようにすればいいのかという事業を考えていただきたいということですね。そして住民に説明責任をちゃんと果たしてもらいたいということで評価はやっているかということ提案していますので、その中でそういう事業をする中に当たって、今中城城跡を見ると雑木がいっぱいです。あの雑木を環境整備をしないで、このペリーが来たときのハイネの絵を見ても、あそこは何も木1つないですよ。そこまでにしなさいということではないんですけれども、そういう環境整備もしないまま観光客を誘致するという事は私はあり得ないと思うんですけれども、裏門の入り口からの北側の斜面に関して、もう少し整備をしてもいいのではないかなと思うんですが、なぜここに問題点があ

るのか、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

御存じのとおり、中城城跡については国の重要文化財指定も受けておりました、さらに2000年12月には琉球王国のグスク及び関連遺産群として世界の遺産に登録をされているものであります。戦後焼け野原にたくましく生き残った樹木や草花が今現在生えていると思います。訪れる人たちを和ませていると解釈しております。ただ、樹木、草花があふれた自然環境豊かな中城城跡に取り組む具体的な施策としては、人工的な植林は避けてもらいたい。さらに歴史的な自然景観を保持していくことが重要ではないかと思っております。ですから中城城跡保存管理条例、それから中城村自然環境の保全に関する条例を遵守することが大切だと思っております。中城城跡の草刈りの管理状況については1年を通して、観光客が訪れるコースを中心に草刈り作業をしておりますが、現在のところ斜面地については年3回ほど管理をしております。作業員5人で週3日、それから2人の週2日で現在対応しております、議員御質問のある斜面地、それから馬場の東側については、年3回程度の草刈り清掃をしている状況であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今の答弁によりますと、自然環境を残していくという当時の、私たち中城城跡は1440年代、護佐丸が建築する前に先に中城が建てて、そのときはペリーのハイネの絵を見ても一緒なんですけれども、何もありませんよ。あのままの状態が本当は世界遺産に近いのではないかと思いますので、本当に高木を残して雑木は全部整地したほうが整然として、観光地としての風格も出るのではないかと。世

界遺産でそこまで雑木が生えている世界遺産は中城城跡だけじゃないかと思うぐらい、本当に雑木が生えていますので、その辺をぜひもう一度、北中城村と協議しないといけないと思うんですよ。しっかり計画を持って協議すれば北中城村もちゃんと乗ってくると思いますので、その世界遺産の管理報告書というのを保全管理報告書の中で中城城跡の村景観条例は北中城村による植物公園づくりの景観条例しか入っていないんですよ。何で中城城跡に北中城の植物公園条例が乗らないといけないのか。しっかり中城村でつくって、この景観保全に対する計画書をつくっていただきたい。そうしないといつまでたっても15万人来ないですよ。やはり中城村は、以前、遠足で栄えたと言ったらちょっとおかしいんですけども、沖縄県の生徒の遠足の聖地であったみたいに遠足を取り入れることですね、まず県外の観光客以外に考えると。それとプラス、私は花をしっかりと取り入れた観光地としての意味合いも入れてほしい。その花がツワブキだったりハイビスカスだったりというのいけるといいます。なぜかという、花というのは普遍的な価値があって、私たち玉泉洞にはなかなか行かないんですけども、あのヤンバルのあじさい園には私3回も4回も行っています。オジー、オバーと一緒にですね。また、何かわからないけれども、かぐや姫ですか。あそこにもですね、何回も行っていますよ。やはり花はその時々のものであるものですから必ず行くんですよね。だけど、玉泉洞はあのすばらしい玉泉洞なんです、私は1回か2回しか行ったことないです。中城城跡も何回もここに足を運んでもらう、県内の人々が足を運んでもらうためには、やはりそういう遠足の誘致、それから花で企画をしたほうが、この15万人の観光客入客の目標が早目に達成できるのではないかと思いますけれども、その辺を含めてもう一度、この整備計画をしっかりと両村で話し合って、北中の課

長が反対しているからこっちは何も触れないとか、そういうことは絶対ないと思いますので、ぜひ話し合いのもとにしっかりやっていただきたいと思います。その辺の答弁よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

生涯学習課の城跡の整備する面からお答えしたいと思います。現在、いわゆる議員がおっしゃったこの公園の中の雑木とか、結構そういうものに関しては大きな影響がありませんので、それに関してやはり文化庁とかそういう許可を得る必要はありませんので、当然運営の中で協議していきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 この中で花を植えたらまた問題があると思いますので、自生しているツワブキであれば何の問題もないと思いますので、その辺をよく勘案しながら、ぜひツワブキの普及をしていただきたい。そして伊江島を見てくださいよ。ゆり祭り、ハイビスカス祭り、そばの花まつり、やはり花が中心になって、この観光客を誘致しているわけですから、私たち中城村も学校に配る花もないというぐらい、本当に苗もない、種の費用もない、そういうのではなくて、しっかりと花にあふれた観光地としての中城をぜひ推進していただきたいと思います。以上で、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時08分)

~~~~~

再開(11時18分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、大城常良議員の一般質問を許します。

持ち時間は30分以内とします。

3番 大城常良議員 議席ナンバー3番 大城常良でございます。始める前に屋良 清議員の本当に短い人生ではあったんですけども、追悼の意を表したいと思っております。天国できょうは見ていますので、ぜひ頑張っ  
てやっていきたいと思っております。それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。議長からもあったように、時間には十分気をつけて進めていきますので、よろしくお願ひします。

まず大枠1番、城跡下のメガソーラーについて。メーカー（会社名）はどこなのか。役場への申請はいつ行われたか。また許可等どのようにになっているのか。規模及び概要はどれくらいか。また、発電量は幾らぐらいになっているのか。バッファゾーン及び世界遺産城跡の景観等への影響はないか。沖縄電力との許可等どのようにになっているのか。

続きまして大枠の2番、中部南地区火葬場、斎場建設について。平成27年1月14日以降、担当者会議は行われたか。ことしの1月14日、これは3月議会のほうで担当者会議を行ったという中で、1 業務委託設計の変更、2 事業計画、3 負担金の話があったということですが、これも、この詳細を伺います。施政方針より平成27年度は財源の確保を重点に置き、補助金、交付金獲得に向けた検討を重ね、建設計画が図れるように取り組むというふうにありますけれども、これ財源の目安は現在どのようになっているか伺います。火葬場、葬祭場の施設の概要はもう決まっているのか、伺います。

総事業費、これは40億円で10億円の削減が可能で30億円になっているが、これは10億円の削減の内訳を伺います。負担金は各市町村、5市町村あると思うので、この内訳はどのようになっているのか。火葬場利用料金は5市町村で全て同じ料金になっているのか。火葬場利用の需要等、これはどうなっているのか。こ

れは地元説明会の中で、その説明書にあったとおりにする予定か。以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては生涯学習課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては企画課のほうでお答えいたします。私のほうでは御質問の火葬場、斎場建設について見解を述べさせていただきますが、一貫して本議会、議会というのは前議会、前々議会と、一貫して私は同じ答弁でございますけれども御了解いただきたいと思ひます。

火葬場建設、斎場建設につきましては、資金的なめどが立たない限りは前に進んでいきません。私どもとしては建設ありきでやるつもりもございません。そして、火葬場が必要だ、葬祭場が必要だというのが51%だからといって進めるつもりはございません。私は圧倒的に必要だというコンセンサスが得られた段階で進めていくというのはもう何度も答弁をしております。その辺は、大城議員も御理解をいただきたいと思ひます。そして行政といたしまして、アンケート結果を踏まえ火葬場は必要だという村民の意思表示、それと火葬場に反対をされている方々の中にも建設地の問題であり、火葬場自体は反対ではないよという話も説明会の中でお伺いをいたしました。ということは、行政としてはそういう結果を踏まえて建設が可能かどうかというのを検討するのは義務だと思っております。これを推し進めて何が何でもつくるんだということの意思表示はしているつもりはございませんので、それとこの火葬場、斎場建設につきましては、重ね重ね言ひますけれども、5市町村でもっての意思表示と、我々例えば中城もそうですけれども、全市町村そうだと思ひますけれども、住民の皆さん方のコンセンサスが

しっかり得られない限りは進んでいくものだとは思っていませんので、その辺をまず申し添えておきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 大城常良議員の大枠1のから についてお答えします。

について、届出者はキングダムソーラー株式会社で販売代理店株式会社KDMであります。

平成26年3月下旬に業者から届出がありました。その後、県文化財課や開発業者と調整を行い、そのたびに必要な助言を行っております。平成27年4月の届出において書類内容を確認したところ、問題が見当たらないため受理いたしております。

泊照原約5,898坪、パネル枚数が5,800枚、発電量は2メガワットです。

景観への影響は否めません。しかし、これまで届出が提出されてから景観への影響を最小限に抑えるため、幾度か調整を行っております。

については把握しておりません。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 (仮称)中部南地区火葬場、斎場建設についてお答えいたします。

平成27年1月14日以降の担当者会議等につきましては、平成27年3月20日に担当者会議を開催しております。また、平成27年5月29日、部課長会議を開催しております。

次に、平成27年1月14日の会議の内容についてお答えいたします。1点目の平成26年度業務委託の変更につきましては、(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設基本計画詳細検討調査業務につきましてもの変更でございます。現在のところ、計画地が決定していないことから、委託業務中の基本計画課題の検討ができなかったこと、成果品であるパースがつかれなかったこと。また、財源の確保を優先したことによる地権者、地域説明会等会議運営の支援ができなかったことによる設計変更でございます。2点

目の事業計画につきましては、平成27年度の事業計画についてでございます。火葬場、斎場建設におきましては、地権者の同意と地域の御理解、さらには財源の確保が重要であるため、そのための支援業務について話し合われております。3点目の負担金につきましては、平成27年度業務委託に係る各市町村の負担金についてでございます。支援業務委託料427万6,800円、これを均等割30%、人口割70%によりまして算出することなどを話し合っております。その結果、本村の負担金は54万6,404円でございます。

次に財源のめどについてお答えいたします。現在のところ、補助金及び交付金等、財源のめどは立っておりません。平成27年度に補助金、交付金等獲得に向けた検討を行っているところでございます。

次に施設の概要についてお答えいたします。(仮称)中部南地区火葬場・斎場基本構想・基本計画におきましては、建設予定地がまだ決定していないことから、計画候補地の選定におきまして、総合評価の最も高かった場所を建設地として仮定しております。それによりまして、敷地面積が3万6,000平方メートルでございます。建物につきましては、地上2階建て地下1階、延べ床面積は4,405平方メートルでございます。火葬炉は予備炉を含めまして7基を計画しております。駐車場につきましては、180台が駐車できるよう計画をしております。

次に火葬場を広域で整備した場合の経費の削減額についてお答えいたします。平成26年9月23日、並びに9月28日の地権者地域説明会での資料に掲載している内容の御質問であると認識をしております。当時の資料の30億円の中には用地取得費と造成費が含まれておりませんので、削減される額につきましては建設費及び火葬炉に係る経費でございます。火葬場整備につきましては、NPO法人日本環境斎協協会が平成24年に刊行しました「火葬場の建設・維持管理マ

「デュアル」の建築物面積試算に記載されており、まず火葬炉数別の必要面積をもとに、それぞれの市町村が整備した場合の整備費としまして、火葬炉が3基の場合、約9億6,000万円、2基の場合は約7億6,000万円でございます。したがって、1市が9億6,000万円、残りの4町村が7億6,000万円、合計で40億円でございます。約10億円の削減になると考えております。それから現在予定しております施設は、先ほど施設の概要でもお答えしましたが、火葬炉を7基としております。5市町村がそれぞれの施設整備を行う場合、宜野湾市で3基、西原町で2基、北谷町で2基、北中城村で2基、本村でも2基、合計で11基の火葬炉を必要とします。概算事業費の火葬炉に係る経費は1基当たり約5,500万円でございますので、4基減らすことにより先ほどの10億円のうち火葬炉で2億2,000万円程度の削減になると考えております。

次に負担金についてお答えいたします。これにつきましては、建設に係る負担金というふうなことで認識をしております。建設に係る各市町村の負担金につきましては、まだ負担割合は決まっておりません。総事業費約39億円をもとに事務局におきまして均等割20%、人口割80%から100%までを算出しております。均等割20%、人口割80%の場合の負担金は、宜野湾市が17億445万円、西原町が約7億2,949万円、北谷町が約6億1,857万円、北中城村が約4億2,761万円、中城村が約4億5,880万円でございます。

次に火葬場利用料金についてお答えいたします。いなんせ斎苑、それから南斎場におきましては、構成市町村内の利用料金を2万5,000円、その他の市町村の利用料金は5万円から6万円となっております。また他の県内の公営火葬場は8,000円からおおむね1万5,000円でございます。他の市町村の方の利用はその2倍から4倍の料金が設定されております。現段階では構成

市町村の利用料金を同額の2万5,000円で検討しているところでございます。

次に、将来見込まれる火葬場の需要についてお答えいたします。国立社会保障・人口問題研究所が公表しております沖縄県の将来人口は、平成27年から平成33年まで、また構成5市町村におきましても平成37まで増加傾向となっております。将来人口に将来死亡推計を乗じ将来死亡者数を算出しますと、5市町村におきましては、平成27年に1,247人、平成37年には1,476人、平成52年には1,829人まで増加すると予測しております。(仮称)中部南地区火葬場の予測利用率につきましては、いなんせ斎苑、南斎場を参考に利用率を90.4%と設定しております。構成5市町村の将来死亡者数に将来利用率90.4%を乗じますと、平成27年に1,127人、平成37年に1,334人、平成52年には1,654人の利用が見込まれております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 順を追って再質問したいと思います。

まず大枠1番、城跡下のメガソーラーについてなんですけれども、これはキングダムソーラー株式会社ということなんですけれども、その資本金、あるいは従業員数、あとその会社がどれぐらいの、ソーラー会社としての位置づけなのか、クラス数等を伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えします。

ただいま、会社の規模とかまだ私のほうで調査していませんので、後で報告させていただきます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この件に関しては、これは5月の全体協議会、これは議員の全協の中で私は初めてこういうソーラーの立地があると

いうことを聞いて非常にびっくりしたんですよ。我々はあと1カ月ぐらいから工事が始まるという中で、たしか私は3月の議会のほうでも最後に総務課のほうにこういう大きい作業があるのであれば、ぜひ一報は我々にも情報提供をお願いしたいというふうに言ってあったんですけども、全くこれがなされていなくて、我々もこれを聞いてからびっくりしてしまって、まさか6,000坪近くのこういったソーラー会社で、しかもバッファゾーンである中城城跡のすぐ下に建つということがわかって、本当にびっくりしてきょうは質問している状況なんですけれども、これがことしの3月22日ごろ申請があって許可したということ、これは生涯学習課のほうであったんですけども、これは生涯学習課だけで許可したのか。あるいはまた農業委員会も絡んでいないのか。そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

この制度というのは、お互いの条例のほうにありまして、条例の中でも許可ではなくて届出制です。ですから、今回生涯学習課としては、中城村自然環境確保に関する条例というのがありまして、その条例の中で不備がない、そして届けに問題がないということで受理をいたしました。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

村の農業委員会のほうには、4月の中旬に申請がありまして、その月の総会のほうで審議しております。その後、5月1日には沖縄県へ進達しております。現在、沖縄県に問い合わせしましたところ、20日の農業会議に諮問するというので、許可がいつ出るかまだ確定はして

おりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の課長のほうから答弁があったんですけども、農業委員会で議論したということになってはいるんですけども、これは基本的に何を議論したのか、教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今回申請が農地法の第4条転用許可申請ということになっております。これは基本的には転用の場合には、県知事の許認可となります。農業委員会としましては、その申請を受けて、農地法に基づいて、この畑がいわゆる保全すべき畑なのか、例えば周辺の地域の状況も勘案しながら、審議しています。城跡の環境への影響はないのかという、懸念される面も委員からの意見もありましたけれども、農業委員会としては、農地法、保全すべき農地なのか、状況を確認して許可相当ということで意見を県のほうに進達をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 質問で、 から までこの件に関してあるんですけども、 、 、

とか言わないでどんどん進んでいきますので、その点了解してください。

このメガソーラーをつくらうという場所には、過去にもいろいろとこの土地は開発をするというふうな話が二、三回あったと思うんですけども、その中で村としてこういった場所にこういう建物はそぐわないという中で、今まで二、三の建物がつくるという申請があったとは思いますが、これがなくなったというのは、何か村がとめられたのか。あるいはその事業者が、いやもういいよということで却下したのか、自分たちでもうつくらないということになったの

か。わかるのであれば教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

都市建設課のほうには、開発行為として5年前ですかね、倉庫の申請があったんですが、市街化調整区域の中では倉庫はできないということで、開発断念していますその1件で、話がありました。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、そのソーラー事業者が皆さん御存じのとおり、その上には、今まで我々が、先ほど観光課からもありましたとおり、相当村のほうで力を入れて、城跡、世界遺産、そういったところを重点的に集客数も上げようという中で、その下にはこうして開発なのか、開発には入らないのか、これはちょっとわからないんですが、そういうものをつくってどんどん景観が悪くなるという中で、これは世界遺産の登録認定、これは例えば何年に1回あって、どういったものを審査内容にしているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

世界遺産登録というのは、世界のユネスコが登録をしている団体であります。これは何年に1回というのは私も定かではありませんけれども、やはり文化的な価値をしっかりと残せる地域であるのか、そういうのがあるか、それを基準にして登録をしているようであります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私の調べたところ、約10年に1回、これは先ほど課長からのお話のとおり、ユネスコの外郭団体、そこのほうはイコモスというんですけれども、そこから本当に世界的なこういった世界遺産群を知っている熟知している方がそういうところに行って、10年に

1回ぐらいは1人でこういったものを景観、本当に景観というのは重要だということで、あとは石積み、城跡の世界遺産ですので、これは石積みとそれから本体が崩れていないか。それとも、さらにレベルアップしてすばらしいものになっているのか。あとは、この景観が今まで、例えば10年前に見たときよりいいのか悪いのか、それを総合判断して、ユネスコのほうに報告するというような状況で、10年に1回はこういう査察というんですか、検査があるというように私は理解しております。今見ていましたら、確かに城跡周辺ですね、バッファゾーンということで、重点地区に指定はしてあるという中で、それでもこういったものが楽につくれてしまう。地権者が、あるいはまた土地の所有者が申請してくれば断る理由はないというような状況にちょっとなりかけているものですから、そこはぜひバッファゾーン及びこういう重点的に指定しているところは、村としてもどうしようないんだというふうなことではなくて、ぜひもっと強く、強固に申請はどういう状況なのか、どういふところまで抑えられるのか、そこも考えていかないと、今からどんどんこういった開発行為が申請された場合、全くとめられないというような状況になってしまいますので、ぜひここは議論していただいて、もっともっとそこを強化していただきたい。その中でバッファゾーンを重点地区という言葉をよく耳にするんですけれども、そのバッファゾーンという目的ですね、これはどういうことでバッファゾーンに指定されているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

この城跡というのは、世界遺産登録するために、景観保護するため、いわゆる緩衝地帯ですか、それにバッファゾーンと言っています。そ

のとき平成10年度ですかね、保護措置をするために、そういう今回の条例はつくられております。その中で、やはり登録遺産の保全について地域指定を行い、そして指定地域内での建築構築物変更、土地の形質変更、大規模な樹木の伐採を行う場合は、三月前までに届出が必要となっています。それに対し、例えば保全確保が必要と認めるときは、必要な助言、勧告措置、そのためには立入調査、状況の確認を行うとなっています。今回、世界遺産登録の時点でその条例がつけられたようであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 先ほど教育長の答弁の中で、書類等に不備がなく、これを許可したということですが、今、課長のほうで答弁した中で、そのバッファゾーンに十分に引っかかっている中で何の不備もなかったのかどうか。村としてこれはちょっとまずいなとか、申請をちょっとおくらせるとか、そういった考えはこのバッファゾーンの中で一切なかったのか。そこは何も問題なくクリアさせたのか。そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

当初、平成26年3月にまず本人が申請に来ました。しかし、これは届出がありましたけれども、これはまだ調整ができていないということで不受理にしました。それから7回ほど調整をして、こちらとしてもその業者に対しては構造物、色とか配置とかパネルとか、それをちゃんと交渉して、そういう条件をつけてそれを行いました。最終的には平成27年4月15日、1年がかりですけれども、受理という形になりました。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 一定量以上、これは2

メガということで、2,000キロワットの相当数量の発電量があるメガソーラーなんですけれども、それを出す場合に、恐らく経済産業省、その認可もあって、沖縄電力の許可も得なければならぬというのが必要で、これはこういったものをつくる場合には、発電室や電柱も設置しなければならないということになるかと思えますけれども、こういうのは開発行為に当たりますか、それとも当たらないのか。どうでしょう。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

50キロ以上の太陽光については、電気保安要員を置かなければいけないというのはあるんですけれども、その太陽光は開発行為に該当しない。太陽光も国の施策でいろいろなところまでできるということで、農地にもできるし、開発行為が要らないものですから、今回の景観条例も含めて200平米の太陽光については、届け出制にして、指導勧告していこうということをやっていますので、太陽光についての中城村での申請がわかってくるんじゃないかと思っています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 世界遺産の認定というのは、本村だけの問題ではないわけですね。沖縄のこれは琉球遺産群という中で、これは最も重要な、各市町村に対して本当に観光資源になっているわけでありまして、これは本村1カ所でもし万が一影響が出た場合、これは世界遺産群というのは取り消し、あるいは影響とか、そういうことがあった場合に、もう全ての城跡関係がこの取り消しになってしまいますので、ぜひその辺は行政としても本村だけのものではないということもぜひ頭に入れていただいて、こういったものは着実に十分議論して、それから議会のほうにも情報提供もいただいて、進め

のほうから質問に入りたいと思います。先

ほど企画課長のほうから、ことし1月14日に行われた担当者会議の概要があったんですけども、詳細調査の変更とか、地権者、地元、それから財源がまだまだ十分ではないということもありますけれども、これはもう担当者会議を今回も2回は行ったと、ことしですね。1月までにはこれは前回1回ということなんですけれども、先ほど村長も言われたとおり、資金的な面、あるいは地権者、地元、そういうのが一体になって進めていかないとできないですよということで、私は理解しているんですけども、これは村長相違ないですね。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

冒頭申し上げましたとおり、一貫して私はその姿勢でございますので、当然資金めどがない中で、建設しますか、しませんかと、もちろん我々行政として問いかけもできませんし、逆に言わせていただきますと、資金めどが立たない段階で前に進んではいけないということを明言していますので、その辺を推察いただいて御理解をいただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 のほうで、ことしの施政方針の中で財源を探すように努力していくということがあったんですけども、その点、先ほど企画課長のほうから、まだ全然これは進んでいないということで、これは当初予算で76万円ですか、計上してあったと思うんですけども、その中で動いていることはありますか。例えば県外出張とかに行き、その財源を今探していると。あるいはまた5市町村でどういう状況で財源をするか、どうするかと。そこら辺の問題はどのようになっているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

当初予算のほうでは、先ほど少し説明しましたけれども、54万6,000円を負担金として計上

しております。これにつきましては財源確保、それから地域への説明というふうなことで考えて、5市町村で均等割30%、人口割70%で算出した金額を負担金として計上しております。それから、内閣府等への要請としまして、旅費も計上しております。今のところは、内閣府へ行くということまでは至っておりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 課長のほうから、先ほど火葬場、斎場の施設の概要ということでお聞きしたんですけども、敷地面積3万6,000平米、それから延床面積4,500平米、鉄筋コンクリート地上2階地下1階ということで話を伺ったんですけども、これをつくるために、これは説明書の中のものなんですけれども、例えばこれは宜野湾、西原、北中、中城、全てのものがプラスして40億円ということで、これは村だけで例えば2基つくと。あるいはまた西原、北中城合わせて3市町村でどこかに3基つくるというような話は今まで出てきたことはあるかどうか。それはどうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在は5市町村でその火葬場、斎場建設ができるかどうかを検討しているところです。これは過去におきまして、3町村で整備について検討は行ったことはないと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今はやはりその5市町村で今まで計画を立てたものに対して進捗をしていると。予算を今探していると、こういう状況だと、そのように理解しているんですけども、いろいろと先ほど課長のほうからもあったとおり、7基、あるいはまた設備が宜野湾だけで3基とかいろいろ話があったんですけども、それがトータル11基の中で5市町村合わせれば7基になるという理解をしているんですが、その中で、今宜野湾のほうから、宜野湾の12月議

会のほうで、一般質問の中であるんですが、宜野湾の部長のほうは、答弁の中で、これは整地だけで40億円かかるというような答弁もしているものですから、整地だけで。中城はもう土砂崩れで相当、この土地自体は利用価値はないという中で、これも私はびっくりしたんですけども、こうやってちゃんと3万6,000平米とかいろいろ書いてはあるんですけども、その後に敷地だけでも40億円かかるというのが、宜野湾市議会で堂々と発表しているんですね。ということは、これは中城を助けるために、そういうのをつくるんだよというような話になっているかもしれないというふうに私は見ているんですよ。敷地を見ていたら本当に何で整地だけで40億円、西原も中城もありとあらゆるところでは総費用で40億円という概算はあるんですけども、堂々とかこういう答弁がまかり通るのはなぜなのかということですね。後でいいですから、もう1回聞かせてください。西原のほうでは、一括交付金を活用した場合、あくまでも活用した場合に、西原のほうでは人口割70、それから均等割30という中で、それも総合的に1億1,000万円ぐらいの町費があるという一般質問が出ているわけですね。これは平成25年6月ですから3月議会で行っているわけです。先ほど課長は答弁したと思うんですけども、中城ではその概算がまだ出てこないということですか。先ほどの質問には入ってなかったんですけども、それはやはり中城でもこれをつくる場合に、負担割で幾らぐらいの概算をしているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 先ほどの答弁の中では、補助金、あるいは交付金等を活用する、もちろんその活用を目指してはいるわけですけども、あくまでも何もなかった場合のそれぞれの負担金として先ほど金額を申し上げました。今我々としましても一括交付金等の活用を考えており

ますので、もし仮に総事業費40億円を一括交付金を活用した場合の本村の負担金ですけれども、その場合は9,998万円になるとこちらのほうでは算出しております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、ほぼ1億円ぐらいのお金がかかると、これは一般財源から出てくるのかというふうに思っているんですけども、次は火葬場の利用料金、これが恐らく5市町村では一律2万5,000円ということなんですが、これは例えば今安里地区に1カ所に絞られているという中で、5市町村が全てここで火葬をする場合には2万5,000円と。これがあるいはまたこれが宜野湾市に行った場合でも恐らく2万5,000円と、場所がですね、なると思うんですけども、それは地元優遇とかそういうのは全くなくてほぼ全てが一緒ということになるわけですね。例えば所在地だからさらに低減できるというようなことはないですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

現在検討しているのは、やはりもし建設が可能で、その場合の5市町村の利用料金は今のところは5市町村同額の2万5,000円というふうなことで検討はしております。将来的にはその辺のさらなる検討もできるかと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 火葬場の人口需要ですね、そのほうが先ほど、これはあくまでこれからの説明書からの話をしますけれども、2025年度ぐらいまでが増加傾向で、これは人口推計で、あとは将来の死亡者数ですね、それも増加傾向になるということで、これはグラフがあるんですけども、2025年をピークに人口は下がってきている状況ですね。死亡者数は2035年ごろをピークにきているわけですね。これは人口増は10年後、2025年をピークに減少に向かっているんです。これが死亡者数は、皆さんも御存じの

とおり、1947年から1949年に生まれた方々、これはいわゆる団塊の世代ということで、一番人口割合が多い世代でございまして、その世代の方々が今から20年後、85歳前後になって、そのころが一番、恐らく死亡者数も多くなるだろうというふうに換算をしているんですけども、その後は減少に向かって、急激な減少に向かわけなんです。これは本村にとって、中城にとって今から火葬場をつくって、七、八年後になるかとは、最短です、思いうわけではあるんですけども、それが2035年ごろをめぐりに人口減少に傾いた場合、本当にこれ今からこういった大きい火葬場をつくって、本村に負の遺産として、後々は50年、100年後残っていかないのか。人口は減少するのにこういった火葬場は一定の期間だけのためにつくらないといけないのか。中城だけのこじんまりとした小さいものはできないのか。どうしても5市町村でなければならぬのか。例えば宜野湾、中城の5倍の人数がいる中で、宜野湾にしたら最高ですよ。自分のところにつくらないで、金さえ出せばそこでどんどん同じ料金でできる、そういったところで、中城としては、本当にこれが総合的に勘案した場合に、過去、将来にわたってメリットになるのか。本当に負の遺産にならないのか。そこは行政としてどうお考えですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほども答弁しましたがけれども、国立社会保障・人口問題研究所が公表しております将来人口につきましては、本村を含めて中部の南地区の5市町村につきましては、平成37年までは増加する傾向があるというふうなことで予測がなされております。それに基づきまして、本村を含めた5市町村でも平成52年までは1,654人がその火葬場を利用するだろうということで我々は予測を立てております。現在は、5市町村でその整備ができるかどうかを検討しているところ

でございます。おっしゃるように中城だけというふうな話も、我々中城においてそういう議論をしたことはございませんけれども、あくまで5市町村において、共同でいろいろな経費の削減も考えながら整備ができないかどうかを現在検討しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは総務課のほうで提出していただいた資料なんですけれども、過去10年間の死亡者数ですね、これは平成17年から去年の平成26年までなんですけれども、ほとんど100名前後ですね、100名から120名の間ということで、これは今から企画課長がどんどんふえてくるということで話を伺ってもふえるとしても恐らく1.5倍ぐらいだろうということで、換算しますと150名ぐらい。現在の人員でしたら10年間の死亡者数が1,111名で、これが年間しますと、やはりさっき言った100名から120名、月間ではほぼ10名程度の死亡者数がいて、これを月別に直しますと3日に1人ぐらいの割合しかいないものですから、本当に本村にとってこういった大きい火葬場、自治会長も反対しているので、地元も反対しているような立場の中で本当につくっていいのかという中で、本当に真剣な討議をしていただいて、中城に本当にそれは必要なかということも考えていただかないと、ほかの市町村のためになぜ我々中城がこのように大きい火葬場を建てて、どうぞ皆さん使ってくださいというような形になってしまわないのか、非常に危惧しているわけですよ。本当にこれを見ていたら、本村では3日に1人といったらもう火葬場が最初言われたとおり、遠いところに行くとか、これはアンケートの中で那覇、あるいはまた恩納村とかいろいろなところに遠いところに行って、高い料金を払って、それだったらやっぱりつくったほうがいいという住民の方々の意見だと思うんですけども、今高速から行ったら、恩納村の葬祭場でも40分

ぐらいで行くわけですよ。あそこはもう料金も2万円前後で安い、わざわざいなんせとかあんな遠いところに行って6万円も払って、余り行く人はいないと。葬祭場に関しても今宜野湾、北谷になるのかな、中にもありますし、中城にもありますし、今からまた添石のあそこにも葬祭場がつけられるという中で、私は全然そのような緊迫した中でもその火葬場、葬祭場というのは要らないというふうに思っているわけです。今から2万2,000人の人口になる予定があるとしても、ある一定年度はぱーっと上がるかもしれないんですけども、それ以降はまた下がるわけです。人口減少の中でもね。死亡者数もどんどん下がってきますし、その中で本当に我々中城はこの大きな火葬場7基も必要なのか、そこを十分考えていただいて、もう1回5市町村の中で本村から提言していただいて、中城は人口割でも引き合わないなということも鑑みて、そのような発言もお願いしたいと。先ほど言った1億円の負担金を考えると、これは例えば年間120名の死亡者がいるという中で、高いのであれば火葬料を補助すると、3万円ぐらい補助すれば、これは2万円から2万5,000円ぐらいになるわけですから、それを年間にしたら120名なくなると仮定して360万円しかいかないわけですよ。これは年間にしても7,200万円、1億円を随分引き下がるような割合になるものですから、そうすればこれは中城の住民もこれだけの3万円もの補助があるのであれば、これはもう中城はやっぱいいなというような、本当に喜ぶと思うんですよ。わざわざあいったところに反対もある中で、こういったものをつくらなくても中城は大丈夫だということを村長自体が認めていただきたい。これを私は強く言いたいわけです。現行の指定された、絞り込まれた安里区の中では、私は去る3月議会でも言ったんですけども、新しい自治会長が反対の立場で当選したと。去る6月7日には区民の

臨時総会が行われ、その中で火葬場建設反対というような決議が安里区ではなされているわけです。これはもう自治会長、それから地元安里、これは民意になっているわけです。それを今さらこうしてお金を工面してできたとして、さあこれから地元説明しようということになった場合に、もう恐らく地元は納得しないだろうと思っておりますので、そこはぜひ、あと一遍後ろを振り向いていただいて、5市町村でどういう状況に今なっているかわかりませんが、村長を初め行政の方々には地元のことをよく考えていただいて、発信をしていただきたいと。今のこの土地は確かに崖崩れでいろいろな使用目的はないということになってはいるんですけども、これは先祖から受け継がれた緑豊かな斜面地なんですね。それを我々の時代に火葬場とか、メガソーラーとかつくらせて、失っていくのは余りにも本村にとっても決してプラスにはならないと思っております。まして、我々の子供や孫に残せるものが火葬場とメガソーラーということになってしまった場合には、本当に申しわけないということしか私は頭にありません。それを今ある自然環境ですね、それを使って何らかのすばらしい施設、開発ではなくて自然を生かした中城村ならではの土地利用、あるいは政策を本当に真剣に行政のほうで考えていただいて、それを発信していただきたい。それが安里地区の自治会長、それから地元の方々が一番望むことでありますので、本当に将来を見据えた中で、これだったら地元も、それから本村自体も発展するだろうというような施策をぜひもう一度後ろを顧みて、それから将来に向けて考えていただきたい。それで私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(12時17分)

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて新垣徳正議員の一般質問を許します。

9番 新垣徳正議員 皆さん、こんにちは。質問に入る前に、志半ばで病によってお亡くなりになりました本村議会議員、屋良 清様の御冥福をお祈りいたします。

では質問に移らせていただきます。通告書に従いまして、読み上げて質問させていただきます。

まず大枠1番、平和について。戦後70年を迎える節目の年に、いま一度平和の尊さ、ありがたさを再認識する意味で、本村において平和宣言文を作成し、内外に向け高らかに“平和アピール”の宣言を行うことを提案いたします。見解をお聞かせください。

大枠2番、中城小学校の教育環境の整備について。保護者の方から、小学校の空調設備のふぐあい（効率的に作動しない）の指摘や、幼稚園駐車場へのカーブミラー設置に関する要望等がありますが、当局は把握しているか。運動場外周（フェンス）の形状が歪に湾曲し、学校敷地における土地の有効利用の観点に照らしても好ましくない状態が続いており、何らかの対策を講じるべきだと考えます。御検討の余地はありませんか。近年、学校現場においては、家庭訪問の夏休み中の実施、学芸会の音楽祭への変更、運動会の演技種目の削減など、学校行事の取り組みにかなりの変化が生じています。それらが県の校務改善委員会からの提言がきっかけだと言われておりますが、そのことに関しては、御父母や学校関係者の間からは余りよい評価を聞かれておりません。最終的には学校長判断で決定できるとのことですが、ゆとり教育の負の部分か形として生じてきているのではないかと懸念されます。当局としては、これらのことを県の校務改善委員会の提言どおり推進し

ていく立場なのかどうかをお聞きいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣徳正議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番につきましては企画課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは大枠1番、平和について見解といいますが、所見を述べさせていただきますが、戦後70年、節目の年でございます。議員から非常にすばらしい提言、提案だと思っております。遺族会との相談もしながら、何らかの形にしていけたらいいなと思っております。真剣に考えさせていただきたいと思っておりますし、また、正直言いますと、最近では日本国内外においてもそうですけれども、余りいい方向には進んでいないような気がいたします。そういう意味では沖縄から戦後70年の節目の年にある意味、その平和宣言的な部分を発信していくというのは1つの大きなアクセントになるのではないかと考えております。詳細につきましてはまた担当のほうから答弁をさせていただきますが、大いに真剣に取り組んでいけるものだと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 こんにちは。新垣徳正議員の大枠2の から までお答えいたします。

について、中城小学校の空調設備のふぐあいについては、6月初めに学校側から連絡がありました。幼稚園駐車場のカーブミラー設置についてですが、既にPTAの協力により設置済みであります。

中城小学校運動場外周フェンスは議員御指摘のとおり、形状が歪み湾曲しています。現在、運動場と民有地との高低差があるために、フェンスの設置が湾曲していると思われま。対策としては、学校敷地と民有地との境界に擁壁を

設置すれば、敷地の有効活用もできると考えますが、擁壁、フェンスを設置するには多額の事業費が必要となります。村単費での事業は難しいと思っております。補助事業がないか検討してまいります。

沖縄県公立小中学校校務改善検討委員会は、教職員の校務の精査、軽減を通して校務の改善を図ることにより、教育業務の充実に資するため、平成25年6月に県教育委員会に設置されました。その提言が同年12月に各学校へ通知されております。その中で学校行事においてはその精選、見直し等を行い、適正な実施に努め、授業に集中できる環境整備を行い、学力向上を目指していくことが示されております。村内各学校においては、学校の実態、地域の状況を勘案し、提言に沿った学校行事の精選、見直しを図っているところです。村教育委員会は県教育委員会の方針を推進していく立場であります。以上です。

議長 與那霸朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 平和宣言文作成と平和アピールについてお答えいたします。

戦後70年を迎え平和の意識の希薄化が懸念されています。戦争の悲惨さ、平和の尊さについて、いま一度深く認識し、後世への継承について真摯に取り組むたいと考えております。戦争体験の風化を防ぎ、平和希求の原点を忘れないためにも、議員の御提案であります平和宣言文作成について、今後作成する方向で検討してまいります。平和宣言文作成の暁には、村内外へ発信していきたいと考えております。時期につきましては6月23日「慰霊の日」、11月の中城村全戦没者慰霊祭に合わせた発表を検討していきたいと考えております。平和行政として戦争の悲惨さ、平和の尊さについて、平和宣言文により世界平和への実現に向けた村の姿勢を示せるのではないかと考えております。

議長 與那霸朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 それでは再質問させていただきます。

まず1番の平和アピールについてなんですが、これは去る3月議会において、宮城重夫議員でありますとか新垣善功議員のほうからも、本村の平和行政への取り組みの強化や、戦後70年の節目の年に中城村独自の記念事業ができないかといった提案がなされておりました。私もお二人の提案に大いに賛成するところがありまして、今回あえてこの平和宣言文の作成を提案させていただいたわけなんですけど、先ほど3月議会の一般質問において、お二人と当局とのやりとりを聞いた中でちょっと残念に思ったのが、お二人の提案されることに関して、この件に関して、どうも当局の反応が鈍いのかなというふうに感じたものですから、再度そういう提案もさせていただいたわけなんですけど、こういうことはお金がかかるだとか、補助メニューがどうのこうのというようなものではなくて、その当局行政のやりたいという、その思いなんです。これだけ平和について追求する思いがあるのかどうか。その思いだけでできることだと思うんですね。先ほど村長を初め課長の答弁の中ではそういうふうな慰霊の日でありますとか、また本村の慰霊祭のとき、どちらかのほうに向けて作成していくというお答えをいただきましたので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。それに関しましては、また私たち議会のほうでもいろいろと手助けができるのであれば、一緒になって共同で取り組みたいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのことも含めて、これ今回大枠1番の平和についてのもので、小枠の中では関連事項は質問させていただいていないのですが、関連していると思ひますので、ちょっと質問をさせていただきたいと思ひます。というのが、今議会で報告事項として出されましたこの中城村民保護計画なんですね。それについて幾つか伺

いたいことがあります、この本計画は、第1編総論から始まり、第5編の緊急対処事態への対処までかなりの長文で、いろいろな分野に及んでいますが、作成に際して、内容の中身について、十分な精査が行われたかどうか、どの部署においてどれくらいの協議が持たれたのか、それを作成するに当たって、その辺をちょっと聞かせていただけますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 それではお答えします。

その部署は総務課のほうで受け持っております。それで、この報告時のとき、休憩の際に少しお話しいたしますけれども、法律は平成16年にできまして、条例が平成19年にできました。その時点で平成20年の時点で、1回目の県との協議をさせていただきます。それから平成25年に国の資料をまたいただいて、平成26年に我々その計画を設定しましたけれども、その間には、県との協議は幾度かやって、村としての協議会は二度ぐらい持っている記憶でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時43分）

~~~~~

再開（13時48分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 それでは、改めて質問させていただきたいと思います。

先ほども言ったように、この中城村の国民保護計画という部分に関しては、ざっと目を通した中において、どういうあれなのかと思ったら、これは、要するに戦争ときの私たち村民がどうするかというふうなものが全て書かれていると思うんですね。以前、有事立法というのがありましたけれども、それがいろいろな経緯を経て、そして今日に至ってこういう名称、国民保護法という名のもとにそれがまた復活しているとい

うふうにししか捉えることができないんですね。これはあくまでも日本国の憲法でもって戦争はだめだと。戦争放棄をうたっている憲法に照らし合わせた場合に、この国民保護法というのは、戦争を認めているような法案になっていないかというのがすごく懸念される場所なんですね。まず、この本計画自体が戦争ありきの発想に基づいて策定が行われているというふうに感じますので、そこで、これを県や各市町村においてきたときに、それをそのまま国からの策定のままを県、市町村は右から左で、それを「はい、了承しました」としたのか、それともちゃんと県は県なりの策定の手順をとったのか。それを受けて村は村なりの策定に挑んだのか。その辺がすごく気になるんですね。なぜなら、これは今はこれはすごく水面下の中にあるので、まだ出てきていないと思うんですが、これが多分表面に出てきたときには、それが全ての法の根拠になってしまうものですから、昔の戦前の軍規法でありますとか、いろいろな縛りの法がありますが、あれもそのときになって初めてこういう法律があると、もうがんにがらめになってしまったというふうな状況が戦前の日本にあったというのが、それ皆さん、その認識は一緒だと思うんですね。それがその国民保護法の中には隠れているのではないかというふうにすごく懸念されますので、村としてはこれをそのまま、「はい、そうですか」といって報告としてここに、私たち議員に、議会に提出するのかがというのがすごく疑問に思うんですね。その中には、議会には報告でよいとはされてはいるんですが、でも今までのいろいろな国の法制度ですね、その改正があったときには、必ず議会のほうに、それに準じた法の改正ということで、どこどこが改正されますというのを、議会承認が必要になってくるんですね。なぜ、この国民保護計画の法案だけがそういう議会にも通らずに、ただ報告としてそれがここにおいてくるのかという

のもすごく疑問がありますので、その辺を当局、行政のほうはどう捉えておられるのかなというのがあります。その辺について当局の解釈を求めたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 それではお答えします。

今、国、県と調整したかということでございますが、当然我々はこの条文、皆様のほうに抜粋で差し上げました35条ですね。その中で県とも協議しないとイケないということがございます。県は国の調整していただいて、県は我々村と調整して、その協議を成立させるということでございますので、そこで我々、なぜ平成27年、今の時期なのかといえますと、これは全国でも今その計画がつくられていないのが4市町村でございます。中城村は決して早いほうでもなくて、それで今に至っているということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 ちょうど今、課長のほうが言われていたんですが、決して私は、村はおくれているとか、その政令がおくれているというのが問題だとは言っていないんですね。逆に先ほど言われたように、日本の47都道府県で策定済みだと。平成27年3月9日現在でもって1,741市町村のうち、1,737団体99.8%で作成済みであると、未作成は4団体だというふうにあるんですが、その4団体がまず新潟の加茂市というところと、あとの3団体が全て沖縄なんですね。沖縄読谷村、伊平屋村、与那国町というふうになっているんですが、私としたらそういった読谷だとか伊平屋だとか、与那国のほうの行政のほうはまだ確かかなと。要するに理由はそうではないんですが、読谷の部分が未着手というふうな理由ではあるんですけども、これからつくっていくというふうにはなっていないんですが、それは国の制度上、国がそういう1つの法をつくったならば、それが上意下達で

下のほうにおりてきて、そこで下のほうは、いやできませんというようなことはできないというのは私もよくわかっているんですよ。わかっているんですが、果たしてそれでいいのかなというふうな疑問も呈していただいたいというのがあるんです。断固として、ここワッター中城村だけは国がどう言おうが、これは正しいものではないというふうな認識があるのだったら、それをちゃんと意思として伝えてほしいなというふうなところがあって、それで先ほどどういう協議がなされたのかということを知っているつもりなんですけれども、それ議論していったら、結局はそういうことだということとは私もわかっているんで、上から言われたらもうそういうことなんだと、先ほど、もう議会でもちゃんと承認しているんだという話もちらほらありますので、あえてそこを問い詰めていく必要もないのかなと思うんですが、ただ、この文を読んでいくと、本当にえっと思うようなことがいっぱい書かれているんですね。有事の際のそういういろいろな対処、死者が出たらこの死者はどういうふうにするとか、もうそこまで話を煮詰めているんですね。この死者が大勢出るようなことまで書かれているような法案は果たして、この国民法という名のもとに美名の中で、じゃあ私たちも一緒にその片棒をかついでやっていくのかなと思ったときに、すごく不安に感じるものですから、ぜひ、そのことも踏まえて対処はしていただきたいと思っております。

そのことも含めて、ぜひ平和というのは、先ほど話もありますように、幾らでもいろいろな平和の捉え方があると、特に今の国がやっているような、必ず平和という冠をつけるんですね。積極的平和主義であるとか、国際平和貢献であるとか。本当に平和と言えれば何でも通るようなふうなことを今政府はやっているような気がしてならなんですね。ぜひそのことも我々は、い

ろいろな平和がある中で、本当に真の平和というのは何なんだろうかというのを、みんなそれぞれ考えていただきたいと思います。そのための平和アピールの宣言文も提案しているわけでごままして、話はちょっと変わりました、村長も事あるごとに、最近我が国においては、嫌な臭いにおいが立ち込めているんだと。この国がまた戦前と同じような道をたどっていくのではないかという話をよくされます。先ほども質問の中でそういう話をされておりました。このことに関しては少なからず私もその懸念は共有するものがあります。ですから、ぜひこの地方自治、今からの時代、この地方自治がこの国を救っていくのではないかなという私には思いがあるんですね。今、国に任せていたら全てはだめになっていくんじゃないかという思いがあるんですよ。それを救うのが地方自治だと思っているんですね。それで政府も先ほど光栄議員も言っていたように地方創生、そこから国はつくっていくべきで、特にここ沖縄からはそういう土壌がいっぱいありますので、平和についても、いろいろなものに関しまして、安保に関しましても、その沖縄から発信するものがすごくあると思うんですね。それが地方自治のこれからの力が発揮していけるという期待も私は込めております。ぜひ、その辺も皆さんと共同していけたらいいなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

大枠1についてはこれで終わりました、大枠の2番について、少しだけ伺います。この大枠2番の、 に関しましては、過去何回かの議員視察や所管事務調査などが実施されておまして、当局への改善要請も行われております。そこで、これは私がまだ議員になるずっと以前、自分の子供が小学校の現役でいるときにもずっとその問題はあったんですね。あれからもう何十年とたっているわけなんです、そのたびに私たちも教育委員会でありますとか、そういう

ところに改善要請とかそういうこともされているんですが、そのときからずっと予算がないですとか、検討しますとか、そういう言葉しか返ってこないものですから、1つだけいいですか。これは記録があるかどうかはわからないんですが、向こうを改善するためにどれぐらいの予算措置が必要なのかというような検討をされたことはありますか。その金額なんか出したことがありますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

恐らく運動場の改修、擁壁の件だと思いますけれども、まず、その工事をやるためには委託設計をやらないといけないということで、去年見積もりをとりましたら、400万円余りの設計委託料が必要だということで、見積もりが上がってきました。設計やらないことには、その工事費がはじけておりませんので、実際工事費が今幾らになるということは認識しておりません。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 私がちょうど小学校のPTAをやっているときに、小学校の外周周辺を周回道路にして、要するに今、特に朝の子供たちの登校時に車での通学が多くて、門のところでいろいろな接触事故とか、子供たちの事故が頻発した時期があったんですね。それを解消するためにも、周回道路をつくって、そこから入って向こうに出ていくような道路の計画もあったんですが、その辺を把握しておりますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えします。

何年前かちょっと私もわからないんですけども、そういった話があったというのは記憶にはございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 村長、今私が言っている場所なんですけれども、村長はごらんになっ

たことはございますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えします。

定かではないんですけども、恐らくないと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 村長もよく小学校の運動会などには顔を出していただけるのですが、皆さんの来賓の席のちょうど真正面、向かいなんですよ。向こうがちょうどフェンスが内に入り込んでいて、もうやがてグラウンドのそのラインの際まで席を子供たちが、要するに控室です、それがきて、走るのにもすぐ、この椅子のそばを走るような感じになっているんですね。その部分だけ。ちょうどいい機会ですので、村長、今度一緒に現場を見に行きましょう。ここで説明してもちょっと説明不足もありますので、ぜひ一度、現場主義でもって見ていただければ、そしてそれなりの対策の、村長の考えもまた浮かんでくるのではないかと思いますので、ぜひそのための時間をとっていただけないでしょうか。どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃるとおり、現場主義で私もやってくるつもりでありますので、一緒に見させていただきまして、思いつきみたいな感じかもしれませんが、補助金がないならいなりの、あそこは海にも近いところでもありますし、いろいろな知恵を出し合いながらまた検討していきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 ぜひ近いうちに、担当課のほうも含めて、村長、一緒に現場視察の日程を調整していただけたら、そのときはまた私も同行させていただきたいと思えます。ぜひそのようなものを近いうちにつくっていただきたいと思えます。連絡をお待ちしていますので、

よろしく申し上げます。以上で私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 ( 1 4 時 0 5 分 )

## 平成27年第4回中城村議会定例会（第6日目）

|                        |               |                      |                  |       |
|------------------------|---------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成27年6月12日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議            | 平成27年6月17日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会            | 平成27年6月17日（午後2時42分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番            | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番            | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番            | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番            | 欠員                   | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番            | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番            | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番            | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |               |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 14番           | 新垣善功                 | 15番              | 宮城重夫  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長           | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長          | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長        | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長兼生涯学習係長    | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                 | 教育総務課長主幹         | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長        | 比嘉健治                 |                  |       |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含まず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 おはようございます。一般質問の前に同僚である屋良 清さんが、志半ばでのお亡くなりになったことを御冥福を祈りたいと思います。

では通告書に基づいて、一般質問を行いたいと思います。

大枠1 東海岸推進協についてであります。

MICE施設のマリントウン地区への建設が先月決定したところで、東海岸サンライズ推進協議会においての中城村の役割と、東海岸活性化の取り組みはどのようなことを考えて進めていくのか。また、MICE施設への本村のかかわりはどう考えているのか。東海岸推進協での今後の活動計画はどうなっているのか。

大枠2 南上原地区についてであります。南上原地区への公共施設(役所の分所的)な考えはあるか。これも毎回のことでの質問ですが、ぜひ答弁のほどよろしくお願いします。

人口増の南上原地区であるが、行政区の見直しの考えはあるか。区画1地区で6,000人余の人口の地区でありますけれども、その考えはどうなのか。区画整理地区内において完成地の雑草管理の対応を地権者と協議しているか。これも区画整理は完成しているんですけども、その当時の雑草がそのままの地域が多く見受けられることでありますので、よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1 番につきましては、都市建設課のほう

でお答えをいたします。

大枠2 番につきましては、総務課及び都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠1 番の東海岸推進協議会について、東海岸サンライズ推進協議会、私ども4 町村で発足をいたしまして、そして御承知のとおり、このMICEの誘致に成功いたしました。中城村に取りまして、一番もちろん大きな喫緊の嬉しいことは、まずインフラの整備が進んでいく。これはもう急速に進んでまいります。2020年の開館に向けて、今現在におきましても、当初の予定より少し遅れ気味の計画ですので、それは早急に進めていくというのは明言されておりますので、それも非常に楽しみのごとでございますし、また東海岸全体で考えた場合のこれまで西高東低と言われていたその部分にも光が当たっていくという。これは土地利用の見直しにも関わってまいりますので、これは中城村に取りましては非常に大きなこれからの光だと私は認識をしておりますので、今後とも東海岸サンライズ推進協議会、いろいろな活動を今予定されております。それに向けて最優先で取り組んでいきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 では金城 章議員の大枠1 と大枠2 の3 について、お答えします。

について、4 町村で東海岸地域サンライズ推進協議会の中城村の役割としては、大型MICEが決定しましたので、今後は4 町村で連携し、交通体系の拡充及び土地利用の見直しについてまちづくり政策総合調整部会において、西原バイパス及び国道329号バイパスについての意見交換会及び地方創世総合戦略の策定に向けて部会で、取り組みを予定しています。今後の活動としては、西原バイパス及び国道329号バイパス早期実現に向け、国会議員へ要請活動、更には、大型MICE施設と地元観光について

の講演会を予定しています。

大枠2の3について、施工が完了し使用収益開始（土地の引渡し）している宅地については、各地権者に対し、草刈等維持管理を行うよう、文書で指導をしています。また、隣接地からの連絡が来た場合、すぐ対応して地主に電話して、連絡して管理するよう促しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 それでは大枠2の1と2についてお答えいたします。

まず1のほう、現在のところ、南上原地区への役場の分所的施設の計画はございません。それは中城村は第4次基本構想の中で公共施設の集約化を検討するということがございます。

それから2についてでございますが、それについても、行政区の見直しについては考えておりません。ただ、南上原の区画整備終了後換地され住居表示も済んだ後に、地域の意見あるいは要望等があればそれを踏まえて対応したいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは再質問させていただきます。

2の南上原地区からちょっと聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

この南上原は完了したこの土地、雑草等があると思います。その地目とか、税金的なことはどうなっているのか、そこをお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほど、都市建設課長から答弁ありました使用収益開始の通知がなされた後におきましては、そこにおいて本換地までの期間、みなし課税として、そこが今のおっしゃったように雑草が生い茂っている等々であれば、雑種地としての基本的な課税として行っていきます。そこに家が建つと当たり前のように宅地。現実的にそこで

例えば耕作をしっかりと行って、農業を営んでいればそこは畑という、現況主義でありますので、そういう課税で地目を認定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今の説明にありますように、この雑草があるときも雑種地、そのまませっかく土地区画整理したのに、これをそのままでもた畑やっているのは畑、この税金の違いはせっかく投資しているのに、これからの対象的なものはどう考えているのでしょうか。お互いの同じ地区において、この地価が違う。税金が違うということはそれだけ本村が投資してこれを整備したのに、どう考えていくのか。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま御質問にありましたように、区画整理事業において、それだけの投資があるという云々がありますが、これはあくまでも税法上でいきますと現況主義でありますので、そこでおけるそこが例えば以前のようにキャベツ等々をつくっている。しっかり出荷もしているのであれば、そこがもう現況が畑というのであれば、その後の税においてはそういう地目の認定でしかありませんということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 税法上ですと、これはせっかく土地改良の臨んだときにそこはあと3年でしたか、南上原換地、本換地とか全部終わるときに、それ以降は実際どうなりますか。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 お答えします。

畑と申しまして、今回市街化区域における市街化区域畑、こちらは下地区と言いますか、他のところにおける畑との税については、算定の方法が全然違います。今はみなし課税であります。換地後におきまして同じような課税の地目で評価という形になっていきます。以上

です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 やはりこれだけ投資するのは、それだけの今現況主義という話でありますけれども、それだけの税の徴収ですね。そこはどうなのかなと思って、今の質問をしましたが、今の調子で、そのままずっと畑とか、雑種地で置いていた。周辺の迷惑とか、せっかくの南上原の区画整理の意味がなさないのではないかなと考えております。ぜひまたその対処は考えていただきたいと思います。

それと南上原地区で、以前からよく私、質問させてもらっているんですけども、この行政区6,000人で一つの地域である。先ほど総務課長からはこの地域の声があればその見直しも図られると。しかし、今見ますと、南上原地区の次に多いのが久場で約1,500名ぐらいです。次が津覇で1,200名ぐらい。そこの4倍ぐらいの人口があります。今までの中城村の現状で要するにこの区画するのはどうかと考えていますけれども、宜野湾市とか、別の地区ではもっと区分けされているように思っているんですけども、今後、南上原完了後、北上原、登又等の整備が入ると。それでもまた同じ感じでその地域だけでやるのか。行政区でありますけれども、6,000名が要するに自治会に加入している方、多分加入していないだろうと思いますけれども、その何分の1かしか加入していないだろうと思いますけれども、その自治会をうまく運営するために、やはり区分けはこれから将来的に考えていかないといけないんじゃないかと。それに分所も集約化は以前の、中城村は盛繁村長の時代からも公共施設は集約しようということで1カ所に集めるということで進めているものだと思いますけれども、やはりこの3分の1の人口が集まる場所にはどうしても分所的なのを小さくても一つはないといけないと思うんですよ。これには計画がないという話ですけれど

も、用地もないと思います。サンエーの一部は借地でありますし、そこにちょっと分所的なものは添え付けは可能だと思うんですけども、議員になってからずっとこういう話をばかりするんですけども、これだけの人口においてはどうしても下地区には集約できない公的施設は確かいいことではあるんですけども、これだけの人口のところにはひとつは持ってこない。小学校以外に持ってこないといけないのではないかと考えますけれども、もう一度ちょっと村長お答え、お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 私のほうからお答えさせていただきます。

御指摘の部分については理解できる部分がございますけれども、多分中城村の現在の面積、距離から考えて、分所区だけの行政コストを新たにかける必要があるのかなと感じています。それと今後、マイナンバー制度いろいろな制度になって、電子化が進みます。当然、住民票とか、公共関係の手続きがすべてコンビニで発行できるというシステムも今後検討しなければならぬという部分が出てまいります。そういうものを勘案しましたら、支所の分室を置く業務の範囲内、本庁まで来ないとできない範囲内というみたいに、支所と本庁との業務分担の部分についても弊害が出てくる部分で逆に支所行って、支所ではできませんから本庁まで行ってくださいという形になる場合もございます。これはシステム上の話で、どこまでがシステム状況に譲れるかという部分が出てまいりますので、そういう意味では今現在、確かに6,000人という人口が抱えておりますけれども、今現在、早急に向こうに分室的な行政機関の出張所が作る必要性は私としては感じていない。また行政としてはその方針ではないということで、御理解をお願いします。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 確かに現在は村長のおっしゃるとおり行政コストのかかる部分はわかりはします。しかしこれは、将来的には上地区も考えないといけないものだとは思っております。これからは南が完成して、また北上、登又、その上地区が多分住宅地の土地区画整理ですか、そういうのが進む中ではどうしても一つは設けないといけないと考えておりますので、これは今後、ぜひいろいろ検討しながらではありますけれども、北上の南の近い北上でもよろしいですけれども、今の土地の安いうちにそういうのをまた考えていただきたいと。昨日の新垣光栄議員からも地方創生のものがありましたけれども、本当にどこに何を設置するかというのは将来的、あと30年、50年後でもそれはないといけないということは考えないといけないと思います。分所は本当は南上原の土地区画整備の始まる前にそういうことはちょっと考えて分所も置くかどうかというのは、用地を確保したほうがよかったのではないかなと今は考えております。そこは今後、ぜひまた皆さんで検討して考えていただきたいと思っております。

雑草の管理の件ですが、地権者等の話し合ったということですが、ほとんど整備入った後から一度も手入れがないところが多く見受けられると思うだけけれども、そういうところは近くの住民から道路の角に当たって、交通にも支障を来すとか、また自分の家にもちょっと雑草が目のあることで、ここはどうにかできないかという声があるんです。そのこのほうは地権者はどういう対応で答えがあったんですかね。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

その地権者から役場のほうに連絡がくれば、都市建設課のほうはすぐ対応は今のところはしています。もちろん地主からそういう話が来ないと私のほうでも動けませんので、元々今雑草が生えているところは地主に土地は引き渡しを

していますので、あくまでも管理は地主でお願いしているところです。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 南上原地区は他市町村からの引っ越しして来た方々が多いので、この地域で今の土地の件はもう地主の管理に任せてそのまま雑草が生い茂っている。新しく来た人はもう見苦しいということで、この周辺の地域の公園の管理等もそれがちゃんと管理されている公園とそうではない公園もある。以前、公園のことで質問したときにはまた公園管理は南上地区でやるという話で課長答弁なさっていましたけれども、これがまったく同じなんですよ。この管理の行き届いていない土地も周辺にある公園も全く同じ雑草だらけ。それが公園の近くの土地も雑草が山のようになっている。そういう地区も多い。また、周辺が整備されているところは、この公園自体もこの地域でちゃんとした整備されています。南上地区もありますけれども、これは何の違いかと思いますね。やはり区画整理をせっかくしたんですから、周辺整備をこの土地の地権者が課長のおっしゃるとおり民有地であって、個人で管理しないといけないかもしれませんけれども、そこはもう少し徹底したほうがいいのではないかとまた改めて。もう一つだけ公園の雑草も意外と気になりますので、その管理等はもう南上原に移されましたか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

近隣公園については役場のほうで管理しています。それと3号公園、4号公園、5号公園、6号公園については、南上原と連携しながら地域からの要望があれば都市建設課のほうで臨時職員で年に二、三回程度はうちのほうで管理はしています。元々南上原でその地区で管理するというので要望がありましたけれども、なかなかそれが草が生えるのが早いということで、

できない部分がありまして、都市建設課のほうで臨時職員で対応しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひこの公園は下地区は多分、各自治体で管理していると思います。村営であっても。そこは早く南上原に管理も任せてそれができるようにやってほしいと思います。先ほどから言ったのは区割りもそうですけれども、この地域によって全然管理等のコミュニティが全然違うものですから、それで区割りも考えられるかとか、出したんですけれども、それが全く別の地域から越してきた住民が多いところは何の周辺管理もされていない。自治会で本当は図るべきものです。私は考えております、その件はぜひ今後考えて進めていただきたいと。

次はMICEの件ですけれども、MICEは都市計画課長の答弁ではやはり西原バイパスと329号バイパスの早期実現、村長も中城村の大きな光が指してくるとそれを話していますけれども、今後本当に近々のインフラ整備は可能だと思いますけれども、本当に中城村がこのMICEのおかげで本当にインフラ整備が早急に進むのかどうか。それとまたこの件も東西道路の件も私は前から話していますけれども、それに当たって東西道路もまたどうにか早急に進められるものなのか、これも本村でできるものではなくて、先ほど都市計画課長からありましたように県議会、国会議員関係が今からいろいろな提案して、そこに要望等とか、諸団体の調整とか、そういうのがまたこのサンライズ協議会で行っていくべきだと思うんですけれども、どうですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

サンライズ推進協議会の総会が5月27日にありまして、その中でも西原バイパス、国道バイパスについて、国会議員に要請活動、それから

先ほど答弁した地元観光についての講演会、それから総合調整部会を経て西原バイパスの要請。西原バイパスが完了して、あとは国道329号という話になってきますので、二、三年でできる計画ではないと見ています。まず起爆剤として、MICEが決定しています。今までは中部市町村からも国道329号バイパスについては何回も要請をしていましたけれども、調査費すらつかない状況でしたけれども、今後はそういうのも含めて調査費も早急につけてくるのではないかなと予想しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それではまたMICEの件で、ぜひこのMICEせっかく誘致が決まりましたので村長、本村に本当に大きな光が指すようにいろいろ協議して本村に利益のあるものを計画していただきたいと。

それともう一つだけ、この構成メンバーが今2町2村ですか、それが東海岸と言いますと、昨日も光栄議員からありましたけれども、沖縄市、うるま市までが東海岸だと思っています。西海岸は意外といろいろなことで発展はしていますけれども、東海岸はまだ取り残されていると。特に沖縄市の泡瀬のバイパスにかかるものがあります。それがバイパスが早目にできれば沖縄市もまた絡んでくると。この構成で沖縄市とか、うるま市が加わる予定はないですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非公式ではありますがけれども、南城市からうるま市まで、ですから現在の4町村に南城市と沖縄市とうるま市、この3つが加わる形が一番いい形だろうということで、与那原町、西原町、北中城村、もちろん中城村、この4町村から働きかけていこうということで、実際には非公式では首長同志ではいろいろな話をさせていただいております。ですから理想形は東海岸一帯、中南部ですけれども、南城市からうるま市まで

の推進協議会ができれば非常にいい形だなという事は認識しておりますので、議員おっしゃるように東海岸全体の発展ということを考えればやはりこの7市町村でしっかりスクラムを組んでやっていくのが一番いいんじゃないかなとは思っておりますので、それに向けて頑張っていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今の村長の答弁、本当にそれに向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。今2町2村ではまだ東海岸では小さいなと感じております。MICEの設置場所の与那原町とか、西原町が加わっているということは心強いことはあるんですけども、しかし、これからはこの予算等を地域でいろいろと考えていかなければいけないという事態で、広域的にいろいろなものを進めていかなければいけない。これは本当に沖縄市、うるま市、南城市も加えて、東海岸を考えないといけない。公的施設も予算がいろいろとかかります。そのサンライズ協議会がこの東海岸全体が同じメンバーになれば、お互いがいろいろな予算のかかるものの施設に関しては広域で考えて、広域で設置する場所を考えていかなければいけない。何も広域で維持管理が創出できる公共施設は少ないです。お互いで共同で広域を管理するそこに進んでいかなければいけないと考えておりますけれども、その件で今消防もそうしかりですけれども、今はし尿処理は東部清掃ですね。今後、中城村はまた広域では清掃もの将来的に考えないといけないと思えますけれども、それがこの東海岸広域でいろいろな広域的な施設を一緒にやれば予算面もお互いで分割して、いい面に進んでいくという考えておりますけれども、この公益的な施設を1カ所の中城村だけでやるのではなくて、広域で分散してやる意見もどんな考えを持っていますか、村長。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

公共施設は広域で検討していくというのは、これは国の方針の一つでもありますので、我々できるものはしっかり検討はしていきたいと思っております。また、議員がおっしゃるとおりし尿処理施設はその広域という形で東部清掃のほうに組み入れていただきました。実は今回の東海岸サンライズ協議会の発端もこのし尿処理施設を東部が受け入れてくれて、そこから言うなれば関係が深まったと言いますが、与那原町も含めて、そういう形でいい流れできておりますので、これはもちろん東海岸を中心ではありませんけれども、広域というのは西も東も一緒です。例えば我々は今後また焼却場の問題も出てきます。いろいろな問題も出てきますので、それは東だけにとらわれず沖縄県全体の広域として考えていきたいなと思っておりますけれども、今しっかりスクラムを組んでやっていくという部分では、東海岸サンライズ協議会を発展させていくのが義務だと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 村長のおっしゃるとおり、ぜひ足がかりである東海岸サンライズ推進協議会、これが南城市、沖縄市、うるま市まで加えて、本当にこれが南城市は南部広域ですけれども、本当でしたら沖縄市、うるま市で中部広域でいろいろなことを考えていかなければ。南部広域がもっと進んでいますよね。南部だけで将来的な議員がおっしゃるような最終処分場を初め、別の公的施設も全部、南部で進めている。中部が何か政治スタンスか何か知らないですけれども、本当に地域のまちを考えているのかと思う。政治だけで考えないで将来的50年、100年後のことを考えて地域のこと、広域で考えてもらわないといけないと思えます。それをぜひまた村長またこれからも今東だけではなくて、西も一緒にということも話がありましたけれども、広域的な施設をぜひ中城村だけの負担

ではなくて、全体で分散して予算のかからないいろいろな施設をぜひ進めていただきたいと。それとちょっと戻しますけれども、329号バイパスの早期実現と東西道路、もう一度伺って質問を締めたいと思いますけれども、早目に進めていくことはまたどうにか検討できるかどうか。それとサンライズ協議会で首長と各課の代表で組織していますけれども、それに各地域の市民が加わることは可能なかどうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

国道329号バイパスについて、早期実現ということでありませけれども、まずはM I C Eが決まりました西原バイパスを決定しましたということであれば、まだ早いのかなと思っています。今回、西原バイパスについても予算的には調整費がついたということですので、それを終えて、それから国道329号バイパスという運びになると思います。それから東西線についても、今月総合事務局の管理職との行政懇談会が、エリスリーナで行われました。その中でも国道329号バイパスについては、もうM I C Eが決定したことで検討する余地はあるということは言っていますので、その辺はまずは西原バイパスが完成して、あとは国道329号バイパスということになります。あとは東西線についても、この懇談会の中では普天間基地が撤去しない限り先行して330から329号までの前倒しで工事はできないということで回答は得ています。それと委員からその協議会に入れますかという話がありますけれども、まだ具体的には人員がどのようになりますかはわかりませんので、その辺をそういうことがあれば、また議員の皆さん方にもお話があると思いますので、そのときはまたよろしくお願いします。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ今、都市計画課長がお話をしたことは早期実現、それと東西道路

もこのようにして多分バイパスにつなぐ東西道路が普天間基地の返還後という話が前からありますけれども、それもぜひ330から329までのものもM I C Eにでもかこつけてでも取り組んでいただきたいと。それも高低差の少ないトンネルを利用してのものが望ましいと思っております。以上でまた質問を終わります。ぜひよろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

続いて、新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは一般質問の前に屋良 清議員の突然の死に改めて御冥福をお祈り申し上げます。

それでは通告書に基づいて新垣貞則一般質問を行います。

大枠1番、久場地区、第1児童公園内の施設整備について、「野球場バックネット」支柱及びフェンス修繕について、西側及び北側のフェンスの設置について、「遊具」の整備について。

大枠2番です。賀武道線～宇地真原の環境整備について、農地保全道路の管理「担当課」は、どこですか。不法投棄の対策は。「賀武道線～宇地真原」未開発道路の接続について、「久場真尻原～宇地真原」に続く道路及び排水の整備について。

大枠3番です。認知症対策について、認知症とは。認知症になりやすい人と、なりにくい人の違い。国は2025年には認知症の人は約何万人に達すると明らかにしていますか。認知症予防として、どういった取り組みをしていますか。元気な高齢者社会を構築するためのビジョンは。以上です。よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課のほう

でお答えをいたします。

大枠2番につきましては、農林水産課と不法投棄につきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては、福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうからは大枠3番の認知症対策について所見を述べたいと思いますが、議員もこれ御承知のとおり、日本国全体の問題として非常に認知症問題が取り沙汰されております。これは今に始まったことではありませんけれども、しかし、近年非常にこの認知症での問題が大きくクローズアップされてきたということには、やはり行政の部分で我々もしっかりそれを認識して認知症対策はこれはいろいろな手段があるようですので、いろいろなケースバイケースに応じながらしっかりと対処していくのは、私も喫緊の大きな課題だと認識をしておりますので、今後、皆さんからの意見も聞きながら、いろいろな形で行政としての立場で考えていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣貞則議員の大枠1の から についてお答えします。

について、現場を確認しましたが、基礎部分の柱が錆び腐食していますので、維持管理の範囲で対応できますが、抜本的な解決にはならない。そのために今野球場としてほとんど利用していない状況でありますので、撤去も含めて地元と協議をしたいと思っております。 について、フェンスの設置に関しては、必要性はあるが、何のために設置するのか検討する必要があります。 について、村内の公園利用者の安全性の確保や今後展開する老朽化に対する安全対策の強化、改築、更新費用の平準化を図る観点から「公園長寿命化対策」を平成29年度から計画的に改築等の補助金を要求しますが、優先順位を決めて行ってまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣貞則議員の大枠2の1から4についてお答えいたします。

まず について、県営久場地区農地保全整備事業により整備された道路等の施設管理は、農林水産課となります。 について、農地保全区域の不法投棄の対策については、今後住民生活課とも協議をしていきたいと考えます。特に不法投棄が見られる の未開発道路については、現在のところ、利用者が清明祭の墓まいり等に限られると思うことから、道路の入口に鎖等を設置し、常日頃は進入できないように管理できないか検討していきたいと考えております。 について、未開発道路については、農地保全整備事業により6号水兼農道として、平成7年度に一部が施工されましたが、自己開発道路までの接続には地権者の同意が得られず、同事業での整備を断念しております。今後、整備の可能性については、周辺の状況等から見て耕作農地が見られず、墓地と山林原野となっているため現在のところ農林水産省事業での採択には困難であるものと考えます。 について、久場真尻原～宇地真原の道路とは、北中城村との境界線の自己開発道路のことだと思いますが、今後、整備の可能性については、と同じく、周辺の状況から見て、国道側は宅地化しており、山手側に向かって受益農地が点在するが農道としての事業採択は困難であると考えます。ただし、今年度から道路の一部ではありますが、大雨時の農地への浸水被害を防ぐために排水路の整備を予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 新垣貞則議員の質問の大枠2の についてお答えします。

賀武道線及びその周辺農道については、警告看板の設置やパトロールによる不法投棄対策を

行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣貞則議員の大枠3の1から5についてお答えします。

認知症とは加齢に伴って起こる単なる物忘れとは違い、「記憶する」「判断する」「理解する」等、日常生活に欠かせない脳の働きに「認知機能」があります。何らかの脳の異常によりその「認知機能」が著しく低下し、日常生活に支障を来すような状態のことを言います。認知症になりやすい人。性格 わがまま、自己中心的、感情を表に表さない。乱れた食生活、過度なストレス、多量飲酒、急激な生活環境の変化がある人が認知症にかかりやすいと統計があります。認知症になりにくい人。性格 楽観的、社交的、積極的、よく笑う人。音楽家でバイオリン、ピアノ等を職業にしている人。生活環境は、外に出て地域や社会と接する人は認知症にかかりにくいという統計が出ています。厚生労働省の推計値によると認知症患者は2025年には約700万人に達し、65歳以上の5人に1人が認知症になると予測されています。福祉課では、平成27年4月より週2回各公民館で認知症予防教室を実施しています。又、脳トレとして週2回の大正琴教室を老人クラブ連合会へ委託して授業を実施しています。全国的に少子高齢者が進む中、高齢者の方々が長い人生の中で得られた知識や技能を生かして、自ら健康を保持しながら積極的に社会に参加し貢献することはとても大切なことだと思います。幸いなことに、中城村老人クラブ連合会においては様々なクラブ活動がなされており、今後もさらなる活動の発展を期待しています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは順を追って詳細の質問をします。

大枠1の「野球場バックネット」の支柱及びフェンス修繕について。児童公園は子どもた

ち、小学生、中学生、それから高校生のほうでもありますけれども、野球をして遊んでおります。前回までは久場では中学生、高校生、20代、30代、40代、50代の年齢別のソフトボール交流大会などを開催して、スポーツの交流を図っております。現在、バックネット山手側です。左側上のフェンスは今にも落ちそうです。そして、支柱ですが、真ん中のほうが腐食して穴が開いています。児童公園は子どもたちの遊び場です。もしフェンスが落ちたり、支柱が倒れ、子どもたちに当たったら生命の危険を及ぼすので、修繕したほうがいいと思います。それから先ほど都市建設課長から撤去するという話がありました。せっかくつくったものをより有効に活用したほうがいいと思いますので、修繕する考えはないですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今のバックネットの老朽化を見ると、修繕で耐えられるのかとありまして、まずは地元と話をして撤去も含めて協議をして、平成29年度の公園長寿命化の補助事業がありますので、その辺で新規にやるとか言ったほうが私は理想ではないかなと思うんです。今やっても、また二、三年後には補修しなければいけないというのはありますので、これも含めて検討させていただきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 都市建設課長から答弁がありましたように、せっかくできている素晴らしい施設です。そこは撤去するのではなくてより有効活用する方法がないか。それを考えたほうがいいと思いますので、よろしく願います。

次は の西側及び北側のフェンスの設置について質問します。久場自治会から平成18年1月19日にフェンス工事の要請等もあったと思います。最近民生委員からも小学生、中学生が野球

の練習をして遊んでいる時にファールチップとか、練習中にやってから周辺の住宅地に、ボールが飛び込んだり、時々ガラスを破損して地域住民に迷惑をかけている。もしファールチップのボールが車に当たったりしたら交通事故につながりかねません。子どもたちが安心して遊べるように、フェンス工事をするによって安全対策につながると思います。そういう意味では安全対策の面からフェンス設置をする考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今のお話はバックネットの左右の話だと思いますけれども、実際、現場を見てもそのバックネットの横に間知ブロックが3メートルぐらい上がって、確かにファールチップはいくと思います。それと右側は道路があると。道路の前には木も生い茂っていますので、そこまでボールが飛んでいくのかなと懸念はしますので、今早急に財政的にも予算的にも建設というのは厳しいですので、それも平成29年度の公園長寿命化の中で繰り入れるのであれば検討していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、都市建設課長から答弁がありましたように、早急にはできないと思います。特に私が気にしているのはファールチップのボールが走っている車に当たった場合にそのときに交通事故につながらないかというのが非常に心配していますので、そういうことで検討をお願いします。

次に「遊具」の整備について質問します。久場地区児童公園、第1号について遊具が高齢化しており、木の遊具で今やられています。子どもたちが安全に使用できない状況でありますので、久場地区は現在、1,491名と人口増加をしています。子どもたちが親子で遊べるように老朽化の遊具を整備する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 最初に答弁したとおり、平成29年度「公園長寿命化」の中で検討してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次、大枠の2の 6番 農地保全道路の管理「担当課」について質問します。

「賀武道線～宇地真原」未開発道路（6号水兼農道）は、地域住民から道路に草が生えて畑に行くときや清明祭の墓参りのときに通りにくいので道路の草刈りをしてほしいとの要請がありました。先ほど農林水産課長から答弁がありました。担当課は農林水産課ですので、道路の草刈りは可能でしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

管理担当課でございますので、予算の範囲内で草刈り等も検討したいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次 の不法投棄の対策について質問します。

「賀武道線～宇地真原」未開発道路の不法投棄として冷蔵庫、テレビなどが捨てられています。不法投棄の警告板などを設置していますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

何カ所かに設置してあります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 未開発道路は警告板は設置されていません。それで地域住民から不法投棄が捨てられていて困っているということで、テレビとか、冷蔵庫、そのほかにもたくさんあります。それを撤去してほしいという要請がありました。不法投棄を撤去する考えはありますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

住民から通報とか、そういったのがあれば現場確認し公道部であれば撤去していきたくと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次 について行きたいと思えます。

「賀武道線～宇地真原」未開発道路（6号水兼農道）の接続について質問します。先ほど農林水産課長より答弁がありましたように「賀武道線～宇地真原」未開発道路は地権者の同意が得られず工事がストップしていると答弁なされています。それでは地権者の同意が得られた工事を進めることは可能でしょうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり現在、現地の方況を見ますといわゆる農道としての採択は現在のところ厳しいものがあると思えます。他の事業等々があれば、用地が当然買えるのであれば検討は可能かと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 平成19年度電源立地地域対策交付金事業で、泊地区は道の機能を果たしていない、未整備道路が多く、地域住民は生活に不便な状況であった。村道泊原線の旧道の整備を行った結果、生活の利便性が図られ、また地域の活性化及び効果的な当地利用につながったとある。泊地区みたいに「賀武道線～宇地真原」未開発道路の建設資金として地域振興の目的で電源交付金の活用は可能でしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思えます。

電源立地の制度については、議員には平成26年3月の定例議会にも答弁したとおりでございますが、電源立地地域対策交付金については電源用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、電源開発促進税法特別会計に関する法律、それから電源用施設周辺地域整備法に基づいた交付金制度でありまして、その制度の交付期間が立地可能性調査平成15年度から運転開始の翌年平成24年度までの交付期間でありまして、今回の御質問に対しては交付金は活用できないものと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それではほかのそういった電源地域対策の交付金のメニューとかがありますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

電源立地地域対策交付金には初期対策交付金と促進対策交付金分がございますが、促進対策交付金については、委員御承知のとおり久場の村道久場前浜原線建設事業を充てるということで事業配分されておりまして、事業費の交付額は満杯でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 未開発道路は山林原野が多いということで先ほど農林水産課長から答弁ありました。未開発道路改修することによって、農家の人たちは山林原野を畑にし、キャベツ、ニンジン、トマトあるいは菊などの栽培をやる人が多くなると思えます。未開発道路の整備経過は必要だと思えますが、今後、未開発道路を整備計画はありますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

農地保全の接続、未接続部分についての再整備というのは、いわゆる現状の土地利用の勘案しての検討となりますので、今のところ地域がほとんど山林原野化した、畑と墓地等々がありまして、恐らく経済効果等々も出ないかと思っておりますので、採択はかなり厳しいものがあると思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは次に「久場真尻原～宇地真原」に続く道路及び排水の整備について質問します。

自己開発道路の側面は排水の不備で大雨の都度に陥没し、住宅や農作物に被害が起きています。農林水産課長の答弁から道路の一部ですが排水路整備区画予定しているとありました。よろしく願います。

最後に、先ほど企業立地課長からありましたけれども、次の工期のメニューとかあるかどうかでよろしいと思っておりますけれども、「賀武道線～宇地真原」未開発道路を接続し、それから自己開発道路、「久場真尻原～宇地真原」に続く道路整備及び排水整備をしたら災害時の避難道路にもなり、及び救急時の消防の早期対応道路として有効活用できると思っております。また道路が開通することによって生活の利便性が拡充し、地域経済の発展につながると思っております。そういったことでできる方法を探してもらいたい。もし電源交付金で活用できなかったら他のメニューでやる。一本の道を通すことによって山林になっているところを地権者の方々が畑をやるとか、そういった構想になると思っております。それをできる方法を探して、電源立地交付金が活用できなかったら、次のメニューを探してできる方法を探してください。よろしく願います。

次、大枠3の認知症対策について質問します。先ほど認知症とはというのがあり、認知症にはアルツハイマー病やレビー型認知症などがあり

ます。年を取るとだれでも忘れっぽくなります。これは老化による単なる物忘れです。この単なる物忘れと認知症による物忘れとは違います。しかし、なかなか両者の区別がつかないため認知症は早期発見が必要です。認知症の症状としてこういった行動を取りますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認知症の症状には全ての方に現れる中核症状と個人差がある周辺症状と大きく2つに分かれます。中核症状として知的能力の低下により新しく体験したことを覚えることができない記憶力障害。経験したことを忘れてしまう記憶障害があります。周辺症状としましては、突然そわそわし始めたり、興奮して動き回る。意欲の低下や思考力の障害。正しい場所の認知や判断ができない。食事や入浴、着替えができなくなる症状が現れます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 認知症の症状として、食べたこと自体も思い出せないとか。それからしょっちゅう同じことを言うとか、それからいつも探し物をするとか、ヒントを出しても思い出せないとか、そういった症状が出ると言われています。

次 認知症になりやすい人と、なりにくい人の違いについて質問します。認知症を発生する人は糖尿病、メタボの人たちが認知症を発生するリスクが高いとされています。その対策としてどんな事業を実施していますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

福祉課としての事業は糖尿病やメタボ対策に特化した事業は行っていません。65歳以上対象とした介護予防事業を実施しています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今の答弁がありましたようにそういった認知症予防として介護予防と

して、公民館でそういった事業をやられていますので、そういった事業をどんどん展開していくことによって糖尿病の予防につながり予防にもつながると思いますので、そういった事業をどんどん展開してください。

次 ですね。政府は2025年には認知症の人は700万人に達し、65歳以上の高齢者が5名に1名になるとあります。その対策として認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを決定しました。よりよく生きていくための環境整備を見直すために2015年（平成27年）当初予算に約161億円を確保しました。認知症は国家戦略として7つの柱を上げています。7つのポイントはどういった内容でしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 認知症の人の意志が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために7つの柱が立てられました。

1つ目に認知症への理解を深めるため普及・啓発の推進。

2つ目、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供。

3つ目、若年性認知症対策への強化。

4つ目、認知症の人の介護者への支援。

5つ目、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進。

6つ目、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリステーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進。

7つ目、認知症の人やその家族の視点の重視を上げています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 政府の新オレンジプランの基本的な考え方です。行政だけでなく民間セクターや地域住民自ら、様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。認知症の対応に当たっては、常に一歩先んじて

何らかの手を打つという意識を社会全体で共有していかなければならない。コミュニティのつながりこそが大切。認知症高齢者などにやさしい地域づくりを通じて地域を再生するという視点も重要であると述べております。

次 ですね。認知症の予防として、どういった取り組みをしていますかに質問します。認知症予防として「認知症サポーター」と「認知症キャラバンメイト」が重要な役割を果たします。「認知症サポーター」と「認知症キャラバンメイト」とはどんな仕事内容ですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

「認知症サポーター」の役割は、「認知症サポーター」になったからと言って何かをしなくてはならないということではありません。各自できる範囲での行動として友人、知人、家族に認知症の正しい知識を伝えることや認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族、困っている人たちのよき理解者になることです。「認知症キャラバンメイト」は、ボランティアとして養成研修を実施した市町村や団体等と共同で、地域住民職員等を対象に認知症に対する学習会を開き、講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 認知症の予防として「認知症サポーター」と「認知症キャラバンメイト」の役割は非常に重要です。それで沖縄県の子ども生活福祉部の資料からです。「認知症サポーター」と「認知症キャラバンメイト」は中城村は何名いますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成23年度、平成24年度に養成講座を5回行っております。「認知症サポーター」が228人、「認知症キャラバンメイト」が中城村では7人いらっしゃいます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ただいまの答弁がありましたように、子ども生活福祉部の資料から「認知症サポーター」は中城村は228名です。北中城村は1,136名です。それと隣の西原町は1,208名です。それで「認知症キャラバンメイト」は中城村は7名です。北中城村は20名です。西原町は23名です。国は認知症施策推進総合戦略として、認知症予防として「認知症サポーター」の人数を2017年（平成29年）までに800万人を目標に掲げています。「認知症サポーター」の人数が少ないですが、どのようにふやしていく考えですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

「認知症サポーター」養成講座を開催し、多くの住民の方々が受講することがまず第一です。現在、若松病院の専門医に講師を依頼し、7月23日に「認知症サポーター」講座を実施します。年2回から3回程度の認知症サポーター養成講座を実施したいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 「認知症サポーター」ですが、先ほどありました養成講座を受けたらサポーターになれます。それでオレンジリングがもらえます。民生委員の方々とそれから健康推進委員もいます。また老人クラブの方々とか、自治会長の方々もおります。そういった方々も養成講座を受けたらサポーターになると思いますので、難しく考えないでやれば、サポーターになれますので、養成講座をやったらサポーターになれますので、取り組みをよろしく願います。西原町では県、地域支えあい体制づくりの事業の一環として、各自治会に福祉マップづくりを行い、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障害者世帯が地域で支え合う仕組みづくりを自治会長や民生委員や地域のリーダー、社協の職員が中心に各自治会で福祉マップを作成し

ています。認知症の要望や災害時などに有効に活用されると思います。中城村はそういった福祉マップとかの作成をしています。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成25年度から福祉課の包括職員、社会福祉協議会の職員、民生委員、児童委員と共同で作成しています。9自治会のマップは今でき上がっています。これからも共同して手づくりの福祉マップを作成していきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 福祉マップを作成するというので、非常にいいことだなと思っています。西原町もつくっていますので、お互い同士相互に連絡を取りながらどういった福祉マップがいいのか検討して下さい。福祉マップを作成することによって災害時の自主防災のほうにも適用されますので、各自治会にできるだけ福祉マップを作成するように努めてください。認知症の予防に期待される効果ということで、どんな運動があると思いますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 現在、各公民館で実施している認知症予防運動はゲー、チョキ、パー体操、低学年のドリルにより計算、暗記力そういった事業を行っています。効果が出ていると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 東京都の健康長寿センターの資料から認知症予防に期待される効果の運動ということで、ウォーキングのほうで1日30分から40分歩いたら脳の海馬が2%アップして、学習能力が向上するとあります。歩幅を広げて歩いたら糖尿病、高血圧、メタボなど生活習慣病予防対策の一つとしても効果があると。有酸素運動の効果が認知症の予防の効果とされておりまして、ウォーキングが認知症の予防、それから糖尿病の予防につながりますので、ぜ

ひみんなウォーキングを進めますのでやられてください。

次です。元気な高齢社会を構築するためのビジョンについて質問します。国は国家戦略として早期診断強化を図るため、認知症初期支援チームの設置を2018年度から全市町村に置くとあります。認知症初期チームとはどういった内容ですか。中城村は認知症支援チームは設置していますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認知症初期支援チームとは、認知症が疑われる人。認知症とその家族を訪問し、認知症の専門医による診断等を踏まえて診察評価を行い、本人や家族支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行っていきます。中城村は設置はしていません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 厚生労働省は認知症施策推進総合戦略として、認知症地域支援推進員の配置を進めています。認知症地域支援推進員とはどういった内容ですか。中城村は認知症地域支援推進員を配置していますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認知症地域推進員とは認知症の人ができる限り住み慣れた地域でよい環境で暮らし続けることができるよう地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業者と地域の支援機関をつなぐ連携や認知症の人、その家族を支援し、相談業務を行う委員です。中城村は配置はしていませんが、今回12月に初めて沖縄県で開催される認知症支援地域推進員研修会に職員と嘱託員を派遣します。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 北中城村は認知症対策総合推進事業において、市町村総合推進事業実施要綱などを作成しています。その事業を作成

して65歳以上の認知症高齢者の状況とか、それから40歳から60歳までの若年認知症の統計とか、健康ゆんたく会の茂木健一郎さんの講演会とか、いろいろな事業を実施しています。中城村はそういった実施要綱とか作成していますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 作成していません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 北中城村、先ほどの認知症は総合推進支援事業実施要綱の中に、認知症対策として認知症推進委員を常勤1人、非常勤2人は配置しています。本村も65歳以上のお年寄りが10年後は5名に1人の割合で認知症になります。その対策として、認知症事務局職員を配置する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 現在、認知症事務局職員の配置はしていませんが、現在の職員、嘱託職員、臨時で兼務ができるかどうか検討していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 県のほうも認知症対策として、市町村に事務局職員を設置するよう要望しています。中城村はそういった認知症対策に対しては少し十分ではないと思います。いろいろな面でできていない部分がありますので、ぜひ事務局職員を配置して、10年後に5名に1人だと言って、いますけれども、もしかしたら4名に1人になるかもしれません。ぜひ事務局職員を配置してそういった対策をなされてください。先ほど福祉課長からありましたように各自治会の老人クラブを活発化することによって認知症の予防や地域のコミュニケーションが図られ、元気な高齢者社会を構築することができますと思います。健康度の高い地域を老人クラブが活発に活動なされています。現在、11ヶ所ある老人クラブを増やす考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 現在、各字の老人クラブは11カ所しかありません。事務委託者会などで老人クラブを設置するよう、今後、福祉課も努力して老人クラブ連合会と協力して増やしていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 最後に先ほど答弁ありましたように老人クラブを増やすことによって認知症の予防につながりますので、対策ではなくて予防のほうに力を入れて、そのほうが健康な村づくりにつながると思います。元気な高齢者社会とは一生通じて人々が自ら積極的に健康づくりに取り組み、自分に合った自分らしい役割を社会の中に見出し、生き生きと元気に過ごす人々が構成された社会です。そして、その主役は村民です。村民一人一人であり、各々活躍が社会を支えます。元気な高齢者社会を実現するためには村民の皆さんが今後、顕在化するであろう問題について理解し、高齢者であっても社会を支える人であり続ける、意識を持ち続けることが認知症対策につながります。今後、村民の皆さまがここに生まれてきてよかった。ここに暮らして幸せだったと思う、一生元気に過ごすことができる理想の高齢者社会ができるように、健康長寿村。中城村をを目指して議員も行政も村民のために頑張っていこうということで、これで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時38分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 一般質問の前に志半ばで亡くなられた屋良 清さんに謹んで哀悼の意を捧げます。

ハイサイ、グスーヨ。チューウガナピラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

まず大枠の1番、MICE施設の東浜決定について、大型MICE施設の建設地が去った5月22日にマリンタウン東浜に決定されました。西高東低にある県土の均衡ある発展という面から、東海岸地域への決定が選定理由となっているが、与那原町・西原町・中城村・北中城村の4町村が連携した「東海岸地域サンライズ推進協議会」の誘致活動も功を奏したものと思慮しております。MICE施設の17年度着工、20年度中の供用開始との関連で、今後の本村のまちづくりビジョンの展望はどうか伺いいたします。

大枠の2番、戦跡の県文化財指定について、県教育庁は、本年度から沖縄戦の戦争遺跡を県の指定文化財にする作業に着手し、県内にある戦争遺跡の文化財指定はこれまで市町村のみだったが、戦後70年を節目に、風化が進む遺跡の保護強化に取り組むとのこととございます。御承知のとおり村内では、2014年3月26日に「161.8高地陣地」が村の文化財指定を受けているが、県指定の対象となるか伺います。

大枠3番、村道上川線の道路整備について、上川線は奥間農村公園から山手側への道路になるが、大雨のたびに素堀り排水路が侵食され、山手側の土砂崩壊も重なり路面に雨水や土砂が流れ、危険な状況が見受けられます。本道路上部には、駐車場敷地も確保できる高台となっており、津波警報時の避難道路として地域の安全安心維持に非常に重要な村道とございます。災害時避難道路として側溝敷設と併せて路面整備の補助事業が確保できないか伺います。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、都市建設課のお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては、これも都市建設課のお答えをさせていただきます。

私のほうでは、昨日も新垣光栄議員あるいは午前中には金城 章議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、M I C E 誘致についてのM I C E 関連についての所見を述べさせていただきますが、御承知のとおり東海岸の発展についての我々のサンライズ協議会の発足でありました。その言うならば拠点となるM I C E 誘致を成功させて、それはあくまでも入口であって、これからその東海岸の市町村も含めた沖縄の発展につなげていこうということでございますので、実は非常にまだまだ緊張した状態でこれから大事だということをしっかり認識をしているつもりではございます。そういう意味では中城村におきましても答弁いたしましたけれども、まず大きな魅力は何と言いましても、面整備あるいは土地利用の見直し。それは我々中城村にとっても大きな器づくりに発展をしていくだろうと。それもしっかり県と手を携えて東海岸の発展につなげていきたいと思っております。これからもよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 伊佐則勝議員の御質問大枠2についてお答えします。

沖縄県では、戦後70年を節目に県内市町村の戦争遺跡を県指定にするため準備を押し進めているところであります。本村「161.8高地陣地」も候補の1つであり、保存状態からして県の指定に値する評価を有すると見ております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 伊佐則勝議員の大

枠1と大枠3についてお答えします。

について、新垣光栄議員と金城 章議員の質問の答弁と重複しますので、御了承ください。今後の推進協議としては、関係課で構成する、まちづくり政策総合調整部会において、国道329号バイパスについての、意見交換会及び地方創世総合戦略の策定に向けての部会で、取り組みを予定しています。具体的な対策としては、これからの部会での調査研究を行い、大型M I C E との関連をどう結ぶかが課題ではありますが、今後の中城村の土地利用を大きく左右することから、今後のまちづくりに期待が持てます。

大枠3について、本路線は行き止まりの村道であり、集落の形成しないことから、市町村道整備の補助事業としての事業採択は費用対効果の面からも厳しいと思われます。この地区は、土砂災害警戒区域（地滑り）になっていることから、災害対策事業での補助メニューに該当するかを確認していきたいと思っております。また、現時点では、整備する予定はありませんが、維持管理での補修工事については対応しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

大枠の1番につきましては、昨日、新垣光栄議員、今朝金城 章議員のお二人の質疑とあるいは答弁と被ってまいりますので、私自身も3月定例会でもM I C E の件を取り上げております。再質問は割愛させていただきますが、本村の将来的なまちづくりビジョンに関しては、M I C E 誘致に関連した広域的な連携のもとでのいわゆる本村の第4次総合計画のいわゆる後期基本計画の策定も目前に迫っておるかと思っております。地方創生制度も取り込む中で本村の土地利用のあり方を考慮したビジョン、それにつきましては村長からも所見が述べられておりました。そこら辺の土地利用のあり方を考慮したビジョ

ンづくりをぜひ反映させていただきたいというふうなところの提言をしていきたいと思っております。大枠1番につきましては、それで以上でございます。

次に大枠2番、新聞紙上に県の教育庁は、戦後70年ということで本年度から戦争遺跡の要するに保護をやっていくというふうな事業が開始されてくるということでございまして、今の「161.8高地陣地」も県の指定を受けられるのではないかというような答弁でございました。当地はキシマコノ嶽として奥間集落の発祥の地として伝えられております。本件は戦争遺跡との関連は抜きとしまして、今後、周辺整備の考えはないか伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいまの議員のおっしゃったキシマコノ嶽ですけれども、現在、歴史の道、その途中にあります。ですから歴史の道とも絡んで、今後周辺整備については、できればやはり早目に県指定に持っていき、そして国指定にもできれば持っていきたいと思います。もし県指定となった場合、やはり補助も半分ぐらい受けられて、これが国指定になるとほとんど補助も受け入れて十分な整備が行き届くと思います。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 次は再質問ではございませんけれども、教育長のほうの所見を述べさせていただきますと思いますけれども、ちょっと私の文章が若干長くなりますけれども、その後に教育長の所見をぜひお願いしたいと思えます。その戦跡なんですけれども、新たに津覇のトーチカ跡も調査確認され、これまでの調査で1,000余の戦跡が確認されたとの報道がございます。唯一地上戦が行われ、悲惨な戦争犠牲者を出したこのウチナー。戦後70年の今日、いろ

いろな角度からマスコミ等特集が組まれてきております。戦跡の風化が進む遺跡の保護強化も時宜を得た事業であると思っております。肝要なことは沖縄戦の風化をさせず未来永劫まで継承していくには今回の県の戦跡保存による実相での継承。あるいは語り部による継承や平和教育などが挙げられると考えております。そこら辺のところでは教育長の所見をお伺いしたいと思います。お願いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 それでは教育長としての所見を述べさせていただきます。

戦後70年、戦を知らない世代が多く占めている中、村教育委員会は戦争遺跡を保存指定し、保護していくことや戦争体験者からの沖縄戦の語りを通して歴史的事実を継承することで、戦争が風化しないよう平和教育を一層推し進めてまいります。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 今後ともやはり沖縄戦の風化をさせないように平和教育を継続して、また取り組んでいただければなと思っております。ありがとうございました。

引き続きまして、大枠の3番、担当課長の答弁をいただきました。もう少しいい答弁が来るのかなと期待しておりましたけれども、でもまだまだ期待に応えてくれる部分もありますので、次の再質問からはナランティンナインというふうなところで、また課長の力強い答弁を期待していきたいと思っております。内容につきましてはよく理解できました。その中でいわゆる土砂災害についてでございますけれども、

土砂災害の災害対策事業での補助メニューの件で確認作業をしていきたいというふうな答弁をいただきました。その確認をいつまでにできますか。よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 この件は中部土木

課海岸防災課担当がいますので、これは要するに事業が該当するかないかというのは、すぐ判断すると思います。ただ、私の中では土砂災害の地滑り工事については、まずは村道が潰れない限り取れない事業となっていますので、一応確認はしますけれども、大きな期待はできないと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 そこら辺はまた課長の力量をしっかりと発揮していただきまして、何とかメニュー化できれば大変ありがたいなと思っておりますので、そこら辺のところは御尽力をお願いしておきます。

避難道路あるいは土砂災害での補助メニューがなかなか厳しいというようなお話の中で、やはり現地と言いますか、やはり途中までは側溝はちゃんと布設されております。やはりそれより上部側の山手側からやはり崩壊。それといわゆる素掘りの排水路を形づくっているところへの侵食が、段々ちょっと大きくなっているかなというふうな感じが見受けられます。そこら辺につきましては、通常の維持管理で整備するというふうなこと。側溝の話で答弁はいただきませんでしたけれども、現在でも路面のアスファルトのへこみとしっかりと維持管理で補修工事はしていただいておりますけれども、すぐには申しません。やはり年次的にでも結構でございます。あるいは工事終了した現在保管中のU字溝であるとか、やはりその崩れ、あるいは崩壊のやはり激しい部分を中心にして側溝も含めまして整備を維持管理の中でも結構でございますけれども、そこから大きい路面崩壊までつながるのではないのかなと思いますので、そこら辺は側溝も含めて、そういうふうな形ででも、絶えず余った側溝があったらそこで使えるのかなというふうな部分は、365日新垣 正課長の頭のほうには入れていただいて、都度都度整備に気をつけていただければ大変助かるなと思っ

ております。そこら辺については、課長ちょっといわゆる維持管理の部分で部分部分で結構でございますけれども、側溝の布設等を応急処置的な部分にはなるかと思っておりますけれども、これの対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現場の状況としては、先ほど議員がおっしゃったとおりで雨で大分壊れている排水もありますので、これも含めて今排水等のリサイクル等がありますので、その辺も使いながら。それとコルゲート排水も使いながら維持管理の範囲内でやっていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかりと答弁をいただきました。やはりリサイクルで得たU字溝で結構でございます。そこら辺は大きく口の開かないうちに年次的に結構でございます。その都度その都度の工事で結構かと思っておりますので、しっかりと365日そこら辺の維持管理でしっかりと対応していただくことをお願いする立場でございます。お願いして本日の私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で伊佐則勝議員の一般質問終わります。

続いて安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 では通告書に従って質問をしますけれども、答弁はゆっくりなさってください。

県営中城公園の整備事業について、1番目に、公園整備の進捗状況について伺います。

2番目、公園整備事業の妨げになっているのが旧ホテル跡の解体撤去がなかなか進まないのと、普天間自動車学校の移転と思いますが、県とはどのような協議が持たれていますか。

3番目、墓の移転状況と用地買収の進捗状況について伺います。

4番目に、公園整備事業と入客数との関連について。これは整備事業がなされていないので、お客さんが少ないのかなとそういうふうに思っております。

5番目に、西駐車場から城跡まではかなりの距離があります。お年寄りや障害を持っている皆さんのため、園路内を車を通す必要があると思いますが、それについて伺います。

6番目に、城跡を一周してくると暑くて大変だし、疲れるし、一周してきて一休みしたいけど休憩所がない、足をとどめる場所がない。ということで休憩所の設置計画はないでしょうか。お願いします。

7番目に、事業計画の完了はいつ頃ですか、伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の県営中城公園の整備事業につきましては、都市建設課のほうと教育委員会のほうで答弁をさせていただきます。議員の御質問にも当然ありますけれども、特に旧ホテルの解体工事などが進んでいないということで、私も非常に歯がゆい思いと言いますか、これは就任当初から非常に大きく私の中でもありまして、早くこれを撤去する作業をしてくれと、これが遅々として進まない。いろいろな確かにハードルはあるとは思いますが、これは私が掲げる中城跡の15万人入客にも関連してまいりますので、県とこれからも沖縄県のほうにしっかりと我々との協議も重ねながら解決方法を見つけていきたいと思っております。詳細につきましては、都市建設課のほうで、また答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 安里ヨシ子議員の大枠1の と についてお答えします。

運営面で既に現状は管理協で実施しておりま

す。史跡指定地内の園路や階段の整備に関しては、文化庁の許可が必要となります。

景観的な問題や地下の遺構への影響から、コンクリート等を使用した恒久的な施設設置は難しい。地面に掘削を伴わない、いつでも撤去できる仮設テント、ベンチ等の設置は可能であります。ただし、仮設でもテントの色、ベンチはできるだけ木製にするなどの配慮が必要となります。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 安里ヨシ子議員の大枠1の から と についてお答えします。

について、県営中城公園の進捗状況としては、平成27年3月末現在で用地取得状況は筆数で86.1%、面積ベースで86.9%となっています。工事については40%進捗していると聞いています。

について、旧ホテル跡については、同建物の登記名義人である2社のうち1社については平成25年度末に代表者変更がありました。他の1社については清算人の選任がなされていないことから、撤去に向けての交渉は難航している状況にあります。また、普天間自練については、有効な移転先の提供が難しいことから、現在、定期的な協議は行ってないとのことでした。

について、墓の移転状況は約54%となっています。墓の移転については相続や移転時期の問題等もあり、個別に状況を確認しながら交渉を進めているとのことでした。

について、城跡区域平成25年度より年11万人入客しています。これは企業立地推進課からの資料で答弁しています。それと登又地区との隣接した遊具広場では、平成26年度より月約1万人の入客があります。

について、中城公園の都市計画事業認可期間が、平成30年3月予定しています。県では鋭意整備促進を図っていますが、地権者や墓などの所有者等の権利確定及び補償交渉等に不測の

時間を要している状況と伺っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 先ほど教育長の答弁の中で、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、5番目の西駐車場から今の公園から城跡までの間にかなりの距離があると、公園に遊びについて、史跡を回り、城跡を回るということがなかなかできないと。そういう管理協議会が園路内を車を通す必要があると思うがということで、管理協議会がやっているということですか、やっていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま御質問の内容には、駐車場とあるものですから西駐車場というのは大分遠くなります。奥のほうにありますので、教育委員会としてはあくまで城跡内のそれは駐車場に関しては今現在城跡管理協ではお客さんが来た場合は例えば、お年寄りが来た場合は車を上まで入れて案内して、下まで降ろしてやっている状況であります。西駐車場については、また都市建設課のほうでよろしくお願いをします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

西駐車場は城跡線工事してしまして、一番終点のほうから西駐車場になってきます。そこから一の郭までは約150メートル、200メートルありますので、その辺の園路サービスは公園整備の中でやっていきます。その中で県のほうとしても休憩室、管理棟も正門のほうということで村から要望を上げていますので、その辺を今後協議しながら管理等もあとは休憩所、トイレを整備していく予定です。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 西駐車場も公園も

同じだと思ったんですけども、管理協議会がやっているということでしたので、それはおかしいなと思っていました。財政面で公園整備事業の予算が当初より縮小されているという話を聞いておりますけれども、なぜか。事業費の内訳ですか、今工事が40%しか進んでいないという中で、事業費の内訳みたいのをお願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、当初設計と変更した事業費の削減についての資料は持ってはないんですけども、それを変更した経緯は県の設計変更の中で今の植栽を残した公園計画となって、自然環境を残す整備となっていますので、事業費削減に至っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これは昨日の光栄議員の質問の中でも聞かれたと思います。事業計画から18年を経過してはおりますが、入客数が15万人と村長の施政方針の中で発表されてから毎年の入客数の内訳は今できますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では中城跡の入客数ということでよろしいでしょうか。では村長が就任してからということで、8年の入客数を説明したいと思います。

まず平成19年には6万8,214人、平成20年度に8万603人、平成21年度に8万6,336人、平成22年度8万4,463人、平成23年度8万4,018人、平成24年度8万9,360人、平成25年度11万9,228人、平成26年度11万9,924人でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 25年、26年は11万人を越していて、村長の努力が報われたのかなと思うんですけども、考えてみたら25、26はイベントがたくさんありましたよね。そのイベ

ントのお客さんの数もそれに含まれていますよね。そうした場合に、11万人増えはしたけれども、費用対効果のほうはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいんですね。イベントのときは入場料を出さないです。取っていないですよね。それで費用対効果のほうがどれくらいになっていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

イベントの費用対効果ということですが、基本的には出しておりません。ただ事業自体の実施報告書の中で評価をしているということがあります。まずは費用対効果については、事業の目的であるプロジェクトマップの件だと思います。観光振興の一環として世界遺産中城城跡をプロジェクトマップによる光の演出と音楽を融合させ、新たな魅力の創出と日没後の観光メニューの提供で集客力の増加を目指しております。ですから今回も集客力についてはただイベントだけお客さんが来るということではなくて、いろいろなプロジェクトマップを使って、世界遺産をアピールしていくと、入客がすぐ増えるということではなくて、今後こういうイベント事業を打つことによって、国内、世界に世界遺産中城城跡をピーアールしていくことで、徐々にではありますが、その効果が出ているということがあります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 県全体にピーアールするという面ではいいかと思いますが、それではイベントだけを打ってお客さんが増えるということであるならば、その村長が目指す15万人に達するにはそれ相当の時間がかかると思っています。ただ他の関連遺産群を見てもとうるま市が現在15万人と、それで一応30万人

を目標にして、向こうはあやはしもあるし、いろいろ世界遺産からの流れがいくつかありますので、それも含めて民間に委託しているということで、民間業者がやっていてこちらと条件が違うんですが、通って見ると、向こうは下のほうに資料館もあるし、お客の種類が向こうは若者が多いような感じしています。中城城跡はどちらかと言えば年配の人が多いと。ではなぜかなと思っていたらやはり年齢のせいもあって、古城と言いますか、中城城跡は古城と言った感じがあって私たちも史跡を歩いていたら、何か昔のいろいろな芝居にも出てくるようなそういったものを感じたり、気持ちとしていろいろなことを感じるということもありますけれども、そういったものではなくして、その前に御存じかと思うんですが、城跡遺産群の首里城、勝連城は今15万人と言いましたが、首里城と今帰仁、座喜味がどれくらい入っているか、お分かりですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

首里城、勝連城等他の世界遺産群の資料ですが、大変申しわけございませんが、今手元に資料がございません。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ぜひよその城遺産群の運営とか、経営とかそういったものも見てこられて、自分の城跡とどういった観光資源の取り組み方がどういうふう違うかというのをえらいことを言うようですが勉強してきてほしいと思っております。

なぜなのと、民間委託がいいとかそういったことではなくて、勝連城はそういったことで何か活発化しているという話を向こうの人から聞いています。中城村は観光資源としての取り組みの中で本土の友達に聞いたら、中城城跡は草

ポーポーしていたかという話がありましたので、それをちゃんと掃除をするといいますが、管理協議会はありますけれども、管理協議会もいろいろな毎日の施設の運営と公園の管理とまた西駐車場のところも公園ができていて、その管理とかで何か係長ですか、アップアップしているような状況を見てかわいそうだなと思いました。

私は何回か用事があって公園まで行くんですよ。そのときにいろいろ見ております。雨が降ったりしたときに、若い子連れのお母さんが雨が降るよということで坂道を乳母車を押してガガガッと来て、自分の洋服を被せてやって、そして車の中に入ると。また暑いときにはアチサヌ、アチサヌで休むところがないということで、ここに留まることをしないで早々と車に乗って帰ったということもあって、観光客として中城城跡に留まって、そこで憩える場とか、そういった先ほどコンクリートのは許されないとかなんとかと言っていましたけれども、これは何と言いますか、地域に城跡はあるんですから、地域が望んでいることをなるべく叶えてくれるように、県のほうとも詰めていただきたいんですよ。あれはできない、これはできないとかということになれば、やはり二重行政で皆さんも大変苦しいとは思いますが、ぜひともそういった東屋みたいなのを木造でもいいし、東屋みたい、トイレも上のほうにないとかいろいろ問題はありますが、そういったやはりお客さんを迎えるにはおもてなしの気持ちが大切ですので、やはり来てよかった、もう一度史跡。最初はただ見て回ったんだから、次も中城城跡を今度はゆっくり見てみようとか、そういったいうふうな気持ちにさせるように取り組んでほしいと思っております。昨日の光栄議員の質問の中で花を植えて、植栽をしてはいけないとかという話がありましたよね。それが公園に何回か行って、全部プランターに花を植えて

いますよね。プランターに植えて、あれに水をかけるのに午前中ではできないと思いますよ。あの花を植えたときにダリヤとかペゴニアとか植えられていたんですよ。みんなダリヤとか見たくて来るという人はいないですよ。やはり沖縄ならではの花をハイビスカスとかそういった木の花を植えたら何カ月も水をかけなくてもいいということがありますので、ぜひこれはできないとかということではなくして、花を植える。前、皆さん私か善功議員が一番古いか分からないんですけども、前出された計画書、県の公園計画の中で正課長は覚えていないというんですけども、ハイビスカスの森とか、亜熱帯植物の森とかというのがあったと思うんですよ。私は何と言いますか、記憶が定かではあればそのときに良かったなと思って、私はこれだけが頭にあるわけですね。亜熱帯植物の群落とか、森、そしてハイビスカスの森とかということになればすごいなと。観葉植物とか、亜熱帯植物とか、そういったものも見に来るし、史跡も見にくるし、花も見に来るし、非常にいいなと。

ここで後ろの公園のほうで、また夕方からは子どもを遊ばすとかいいんじゃないかなと。この前議員だけで5時後から公園を見に行ったことがあるんですが、夕方秋ごろでしたので夕日がこれくらい赤紫なんですよ。オレンジではなくて、赤紫の夕日が落ちているのは、非常に感動して私六十何年生きて、こういった夕日を見たことがないなということでも、感動したことがあるんですよ。それも秋ごろになったら城跡で夕日を見ようとか、そういったイベントもできるかなと思ったりしています。イベントだけではなくして、ずっとこの継続して誘客ができるように、もっと企業・立地観光推進課はもっと頑張ってもらいたい私は思いますよ。ヌーソーガヤーと思ったりして、旅行会社がありますが旅行を発生したりするとすると中城村は契約を結んではないんじゃないかなと観光コース

に入っていないからお客さんががばっと来るようなことはない、ただタクシーとかそういったもので来るから旅行代理店と契約をするか、やはりさっきも言われたんですけども、そうではなくしてやはり自分たちは企業立地のほうにもっと企業立地だけではなくして、企画も一緒になってやはりどうしたら客が来るか。イベントだけではなくてどうしたら継続して誘客ができるかというのをみんなで知恵を合わせて考えてほしいと思うんです。今は北中城と中城村があまり一緒に協議がやられていないような感じがするんですね。合併していたらどんななったのかなと思ったりはしたんですが、もう少し一緒になってこの公園整備計画が進むように私たちも協力はできるだけはするんですけども、瀬良垣が向こうでやっていますよね。パーラーみたいな感じなんですよ。中は3名、4名入ったらもう入らない。火は使ってはいけません。だから何も出せない。サーター天ぷら出すのにもお家で夜つくって出したりとかはしていたけれども、それもまたほかのものが忙しくて、とてもではないけれどもできないということもありますので、それをあっちもハーハーしているわけですよ。それで大変、屋良議員には悪いんですけども、これからどういうふうに15万人を増やす努力と言いますか、村長の政策とかをお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では答弁したいと思います。ちょっと質問が長くて漏れている可能性もありますが、そのときにはまた御質問を再度お願いしたいと思います。

まずは草刈りについては、観光ルートを中心に週3日の勤務が5人、それから週2日の勤務が3名でしたか、そのように今対応しております。御指摘のとおり、管理協は今のところ手一杯という状況であります。草花を植えることに

ついては、御承知のとおり文化財指定をされておりまして、その事業計画に基づいて生涯学習課、文化担当のほうと調整をしていきたいと考えております。

それから一過性のイベントではなくて、周年お客さんが来れるような計画ということでありますが、私が前回、善功議員からの提案の花のイベントがいいじゃないかという御指摘を受けておりますので、その辺は今係のほうでどういう花のイベントができるのか、今検討しているところです。それから営業はもっと汗をかきなさいということではありますが、旅行会社との関連した観光ルートにはなっておりません。ただ去年から今年にかけてJTBとツアーの計画の協議をしておりまして、この秋に間に合うように調整をしております。その場合、課題もありますので、その辺をどういうふうクリアするかという今課題の調整をしているところです。

あとはきなこやの問題については、当初きなこさんからテナント設置の要望がありました。その中でしっかり協議をしたつもりではあります。営業について課題があるということであれば、今後またどういうものが問題なのか、どういうものができるのかという整理をしながら進めていきたいと思っております。

それから休憩所についてですが、管理協としましては、城跡入口の左右にテントを張って休憩所を設けているところがあります。一部は喫煙所に利用しているところです。議員おっしゃる史跡内での休憩ベンチについては今のところ設置されておりませんが、その辺も必要ということであれば文化財担当、生涯学習と協議しながら進めていけるのではないかと思います。国の許可が必要な条件であります。トイレの設置にも相当な時間を要した経緯がありますので、慎重に協議をしてみたいと思っております。

最後になりますが、入客数15万人に向けての計画ということですが、課としては引き続き誘

客活動に積極的に取り組まなければならないと
考えております。受け入れ体制はもとより県営
公園に今日初めて聞きましたけれども、月1万
人のお客さんがいるということもありますので、
その辺の連携も取りながら県内の観光関係機関
との連携も深めながら職員一同頑張っていきた
いと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 課長もう一度きの
う光栄議員から言われたような斜面の植栽です
けれども、ハイビスカスぐらいだったら私いい
んじゃないかと。プランターの花が終わって枯
れたら汚いわけですよ。あれをまた掘り返して
植え替えるのに相当の時間がかかりますので、
そういうものがないようにハイビスカスとか、
木の花がいっぱいありますよね。伊江島のハイ
ビスカス園と連携をして話し合いをして、あれ
は種類がいっぱいあって、年から年中咲いてい
ますので、やはり他の花よりは南国の花といっ
た感じの、そういったものをやったほうが県外
のお客さんには受けると思います。私が最後で
すので、少し時間あるので余談になりますけれ
ども、昔って10年ひと昔ですよ。北中城村か
ら入ってくるのに赤い鳥居があったのを分か
りますかね。あれは赤門と言っていたんですけれ
ども、タクシー呼んだら公園赤門のところに来
ていたということで、向こうの公園だったらし
い。西駐車場のだからそういったものもあるの
で、やはり名前が必要ではないかという議員同
士の話の中でありましたけれども、まさか護佐
丸公園を助けるわけにはいきませんので、他の
ものにしてください。あまりにも護佐丸が大き
くて、どこだったっけという感じになりますの
で、そういった細かいところでいろいろと考
えてほしいと思います。屋良課長もう少し頑
張ってください。これで私の一般質問を終わ
ります。

議長 與那覇朝輝 以上で、安里ヨシ子議員
の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（14時42分）

平成27年第4回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	平成27年6月12日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成27年6月18日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成27年6月18日 （午前11時01分）		
応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 員	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	新 垣 善 功	15 番	宮 城 重 夫
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	陳情第3号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請
第 2	意見書第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書
第 3	閉会中の継続審査申出書（請願第1号）

議 事 日 程 第 5 号 の 追 加

第 1	請願第1号について中間報告を求める動議
第 2	請願第1号について審査に期限をつけることの動議

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 陳情第3号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請を議題といたします。

これから委員長報告を行います

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 おはようございます。読み上げて報告いたしたいと思います。

平成27年6月18日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員会
委員長 新 垣 徳 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第3号	6月12日	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	採 択

議長 與那覇朝輝 これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時02分）

~~~~~

再 開（10時09分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請を採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第3号 子宮頸がんワクチン

接種後の副反応被害の早期解決を求める要請は  
委員長報告のとおり採択されました。

日程第2 意見書第6号 子宮頸がん予防ワ  
クチン接種後の副反応被害の早期解決を求める  
意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 では読み上げて、意見  
書の提出を行います。

意見書第6号

平成27年6月18日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

賛成者

中城村議会議員 石 原 昌 雄

賛成者

中城村議会議員 新 垣 光 栄

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書（案）

厚生労働省は、2010年より任意接種の子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）を「子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業」として公費負担で実施してきました。子宮頸がんの予防には、子宮頸がん予防ワクチンの接種が有効であるとされ、2013年4月1日から、予防接種法による定期接種として同ワクチンの接種が実施されてきました。

その後、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係が疑われる持続的な疼痛が特異的に見られたことから、同年6月、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的勧奨しないとしました。

しかしながら、厚生労働省の勧告から今日まで、同省に設けられた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、いまだ因果関係は解明されず、救済体制は進んでいません。その間にも、接種後の副反応の症状に苦しむ被害者が全国で声を挙げています。2014年8月の厚生労働大臣の記者会見では、各県に専門的な協力機関を設けること、医療機関からの副

反応報告が確実にされる等が発表されました。したがって国においては、これまでの子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害について調査し実態把握をすること。原因解明を急ぐとともに、ワクチン接種後に日常生活に支障が生じている方々にたいして医療支援を実施することが急務であると考えます。

よって、国において国民の健康と安全のため、下記の事項を実施するよう強く求めます。

#### 記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンによる副反応に関し、因果関係の解明を急ぐとともに、国民に対し速やかに情報提供を行うこと。
- 2 子宮頸がんワクチンを接種した方全員に対し接種後の被害実態調査を実施すること。
- 3 ワクチン製薬会社にワクチンの成分の公表を促し、関係機関に働きかけて接種後の副反応被害への治療法の確立を急ぐこと。
- 4 子宮頸がん予防ワクチンの接種後に日常生活に支障が生じた方々への補償、ならびに相談事業の拡充と各地域の医療機関の連携による対応を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年 6月18日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第6号に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時16分）

~~~~~

再開（10時18分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

意見書第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種

後の副反応被害の早期解決を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める

意見書は原案のとおり採択されました。

休憩します。

休憩(10時22分)

~~~~~

再開(10時23分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

平成27年6月18日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

#### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

- |       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 1 事 件 | 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書                                 |
| 2 理 由 | 6月4日及び6月12日の今定例会でも委員会を開催し意見を聴取した結果、より多くの意見聴取及び調査を必要とするため |

総務常任委員長より、目下委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 動議を提出します。総

務常任委員会に付託中の請願第1号について、請願が受理されて8カ月も経過している中で、委員会でどれだけ意見を聴取し、またどのような調査を行ったのか。議会に対し、説明責任を果たしていただくよう会議規則第47条第1項の規定によって、委員会の中間報告を求めることを望みます。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時23分)

~~~~~

再開（10時24分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ただいま大城常良議員から、総務常任委員会に付託中の請願第1号について、委員会の中間報告を求めることの動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加して、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、請願第1号の中間報告を求める動議を日程に追加して、議題にすることに決定しました。

追加日程第1 総務常任委員会に付託中の請願第1号について中間報告を求める動議を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立少数）

議長 與那覇朝輝 「起立少数」です。したがって、請願第1号に対する中間報告の追加日程の件は否決されました。

休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時56分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第3の委員長からの申し出がありました。閉会中の継続審査へ戻ります。

ほかに異議はありませんか。

（「異議あり」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 動議を提出します。12月5日の会議で総務常任委員会に付託され、審査中の請願第1号については、会議規則第46条の第1項の規定によって、平成27年9月定例会

最終日までに審査を終了するよう期限をつけることを望みます。以上です。

議長 與那覇朝輝 ただいま大城常良議員から、総務常任委員会に付託され審査中の請願第1号について、平成27年9月定例会最終日までに審査を終了するよう期限をつけることの動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（10時59分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

請願第1号について審査に期限をつける動議を日程に追加して、議題にすることに決定しました。

追加日程第2 総務常任委員会に付託中の請願第1号について審査に期限をつける動議を議題として、採決します。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり期限を設けることについて、賛成の方は起立をお願いします。

（起立少数）

議長 與那覇朝輝 「起立少数」です。したがって、請願第1号の審査に期限をつけることの動議は否決されました。

日程第3に戻ります。

したがって、総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで本定例会を閉会します。大変御苦勞さ

までした。

閉 会（ 1 1 時 0 1 分）

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 宮 城 重 夫